

# 目 次

## ○第1号（9月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期決定について	3
日程第 3 議席の変更について	4
日程第 4 諸般の報告について	4
村長提出議案の概要説明	4
日程第 5 一般質問について	5
◇善養寺 孝君	5
◇生方勇二君	1 5
◇南 千晴君	2 3
◇三俣 実君	3 7
◇齊藤将史君	4 6
日程第 6 陳情について	5 6
散 会	5 6

## ○第2号（9月2日）

議事日程 第2号	5 7
本日の会議に付した事件	5 8
出席議員	5 9
欠席議員	5 9
説明のため出席した者	5 9
事務局職員出席者	5 9
開 議	6 0
日程第 1 一般質問について	6 0

◇中島由美子君	60
◇須田仁美君	76
日程第 2 議案第 53 号 令和 3 年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について	91
日程第 3 議案第 54 号 令和 3 年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	104
日程第 4 議案第 55 号 令和 3 年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	109
日程第 5 議案第 56 号 令和 3 年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	112
日程第 6 議案第 57 号 令和 3 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	116
日程第 7 議案第 58 号 令和 3 年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	119
日程第 8 議案第 59 号 令和 3 年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	122
日程第 9 議案第 60 号 令和 3 年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について	127
日程第 10 議案第 61 号 令和 3 年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について	129
日程第 11 議案第 62 号 令和 3 年度榛東村上水道事業会計決算の認定について	131
散 会	138

### ○第 3 号（9 月 5 日）

議事日程 第 3 号	139
本日の会議に付した事件	139
出席議員	141
欠席議員	141
説明のため出席した者	141
事務局職員出席者	141
開 議	142
日程第 1 議案第 63 号 令和 3 年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分につ	

		いて……………	1 4 2
日程第 2	報告第 5号	令和3年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率に ついて……………	1 4 3
日程第 3	報告第 6号	令和3年度決算に基づく榛東村の公営企業における 資金不足比率について……………	1 4 3
日程第 4	議案第64号	榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運 動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	1 4 5
日程第 5	議案第65号	榛東村職員の定年等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	1 4 6
日程第 6	議案第66号	榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 の一部を改正する条例の制定について……………	1 4 7
日程第 7	議案第67号	榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について……………	1 4 7
日程第 8	議案第68号	榛東村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一 部を改正する条例の制定について……………	1 4 7
日程第 9	議案第69号	榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について……………	1 4 9
日程第10	議案第70号	榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定につい て……………	1 5 0
日程第11	議案第71号	令和4年度榛東村一般会計補正予算（第6号）につ いて……………	1 5 2
日程第12	議案第72号	令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）について……………	1 5 6
日程第13	議案第73号	令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）について……………	1 5 7
日程第14	議案第74号	令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1 号）について……………	1 5 8
日程第15	議案第75号	令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第2号）について……………	1 6 0
日程第16	議案第76号	令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算 （第1号）について……………	1 6 1
日程第17	議案第77号	令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）	

	について……………	161
日程第18	議案第78号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算(第3号) について……………	162
日程第19	議案第79号 調停の申立てについて……………	164
散 会	……………	168

○第4号(9月16日)

議事日程	第4号……………	169
	本日の会議に付した事件……………	170
	出席議員……………	171
	欠席議員……………	171
	説明のため出席した者……………	171
	事務局職員出席者……………	171
開 議	……………	172
日程第 1	議案第53号 令和3年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定につ いて……………	172
日程第 2	発委第 1号 令和3年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改 善要望書の提出について……………	174
日程第 3	委員長議案審査報告(総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員 長報告)……………	174
日程第 4	議案第54号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決 算の認定について……………	176
日程第 5	議案第55号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	177
日程第 6	議案第56号 令和3年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の 認定について……………	178
日程第 7	議案第57号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	178
日程第 8	議案第58号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	179
日程第 9	議案第59号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳 出決算の認定について……………	179
日程第10	議案第60号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決	

		算の認定について……………	180
日程第11	議案第61号	令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	180
日程第12	議案第62号	令和3年度榛東村上水道事業会計決算の認定につ いて……………	181
日程第13	議案第63号	令和3年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分につ いて……………	182
日程第14	発委第2号	文教厚生常任委員会所管の令和3年度特別会計歳入 歳出決算に関する改善要望書の提出について……………	182
日程第15	委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）	……………	183
日程第16	議案第64号	榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運 動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	184
日程第17	議案第65号	榛東村職員の定年等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	184
日程第18	議案第66号	榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 の一部を改正する条例の制定について……………	185
日程第19	議案第67号	榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について……………	185
日程第20	議案第68号	榛東村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一 部を改正する条例の制定について……………	186
日程第21	議案第69号	榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について……………	186
日程第22	議案第70号	榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定につ いて……………	187
日程第23	委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員 長報告）	……………	188
日程第24	議案第71号	令和4年度榛東村一般会計補正予算（第6号）につ いて……………	189
日程第25	議案第72号	令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）について……………	189
日程第26	議案第73号	令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）について……………	190

日程第27	議案第74号	令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について	191
日程第28	議案第75号	令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について	191
日程第29	議案第76号	令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について	192
日程第30	議案第77号	令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について	192
日程第31	議案第78号	令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）について	193
日程第32	議案第79号	調停の申立てについて	194
日程第33	委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）		195
日程第34	議会運営委員会の閉会中の継続調査について		195
日程第35	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について		195
日程第36	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について		195
日程第37	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について		195
日程第38	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について		196
日程第39	議員派遣について		196
	議長挨拶		197
	閉会		197

令和4年第3回

榛東村議会定例会会議録

第1号

9月1日(木)

# 令和4年第3回榛東村議会定例会会議録第1号

---

令和4年9月1日（木曜日）

---

## 議事日程 第1号

令和4年9月1日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第 2 会期決定について
  - 日程第 3 議席の変更について
  - 日程第 4 諸般の報告について
  - 日程第 5 一般質問について
  - 日程第 6 陳情について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ



## 出席議員（10名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	10番	清水 健一 君
11番	小山 久利 君	12番	南 千晴 君

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
企画財政課長	早川 弘行 君	税 務 課 長	岩田 彦一 君
住民生活課長	村上 誠 君	健康保険課長	安田 睦 君
産業振興課長	山口 誠一 君	建 設 課 長	狩野 宏記 君
上下水道課長	富澤 光彦 君	会 計 課 長	浅見 英一 君
教 育 長	青木 芳弘 君	教 育 委 員 会 長	足達 哲也 君
代表監査委員	小池 秀樹 君	教 務 局 長	

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	飯塚 邦守	書 記	新井 佐智子
---------	-------	-----	--------

## ◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第3回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、令和4年第3回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては極めてご多用のところご参集をいただき、開会できますことに対し心から御礼申し上げます。

今期定例会は、村民生活における安全・安心の確保や、新型コロナウイルス対策に関する経費などの補正予算とともに各種条例の改正や決算の認定など、村政の重要な案件を審議する議会であります。議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いいたします。

会期中、村長をはじめ執行部各位におかれましては、格段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから、令和4年第3回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席です。本日の会議は成立いたします。

また、本日大変お忙しい中、小池秀樹代表監査委員が出席されております。小池代表監査委員におかれましては、お暑い中、連日決算審査に当たられ、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。



## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小山久利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

6番生方勇二議員、7番善養寺孝議員を会議録署名議員に指名いたします。



## ◎日程第2 会期決定について

○議長（小山久利君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第3回定例会の会期については、本日から16日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から16日までの16日間と決定いたしました。



### ◎日程第3 議席の変更について

○議長（小山久利君） 日程第3、議席の変更についてを議題といたします。

議員の欠員に伴い、会議規則第3条第3項の規定により、議席を変更いたします。  
変更しました議席は、お配りした議席表のとおりです。

---

### ◎日程第4 諸般の報告について

○議長（小山久利君） 日程第4、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

飯塚議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） それでは、お手元に配付の諸般の報告によりご説明申し上げます。

1、議案書等の受理につきましては、議案27件、報告2件を受理いたしました。

2、議員の異動でございますが、議会広報常任委員会委員に欠員が生じたことにより、委員会条例第6条第4項の規定に基づき、7月29日付をもって議長において、同委員会委員に清水議員を指名いたしました。

また、同日委員会を開催し、互選により、委員長に生方委員が選任されました。

3、例月現金出納検査の結果につきましては、令和4年5月分、6月分を配付いたしました。後ほどご確認ください。

4、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会につきましては、記載のとおり会議が開催されました。  
以上でございます。

---

### ◎村長提出議案の概要説明

○議長（小山久利君） ここで、村長から本定例会における提案理由の説明を行いたい旨の申出がありました。これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

本日、議員各位の出席をいただきまして、定例村議会が開会できますことに、まずもって心から感謝申し上げます。

議長から許可をいただきましたので、令和4年第3回定例村議会に上程させていただく議案等について、その太宗をご説明申し上げたいと思います。

議案第53号から第62号までについては、一般会計、各特別会計、上水道事業会計の令和3年度決算の認定をお願いするものでございます。

議案第63号は、上水道事業会計の決算に基づく剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2

項の規定に基づきまして議決を求めるものでございます。

一般会計及び特別会計の決算の認定につきましては、地方自治法の規定に基づき、また、上水道事業会計の決算の認定については、地方公営企業法に基づきまして、監査委員の審査意見を付しまして上程しているところでございます。

小池代表監査委員、そして三俣監査委員におかれましては、猛暑を乗り越した酷暑の中、現地調査も含め集中的に審査していただき、審査意見を取りまとめてくださいました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

議案第64号から第70号までは、上位法令の改正に伴う条例の一部改正であります。来年4月1日から地方公務員の定年年齢が段階的に引き上げられることに伴いまして、関係条例4本の一部改正を行うほか、地方税法の改正等により、所要の改正を行おうとするものでございます。

議案第71号から第78号までにつきましては、一般会計、特別会計、事業会計の予算を補正するもので、令和3年度の決算に応じまして、前年度繰越金の補正を行うほか、当初予算編成後に生じた事由により、所要事項についての補正を行うというものでございます。

議案第79号は、平成31年3月に返還を求めた村補助金がいまだ返還されていないことから、返還を求める調停を申し立てることといたしまして、議会の議決を求めるものでございます。

今議会には、以上27議案を提出させていただきましたので、審議の上、可決くださるようよろしくお願い申し上げます。

また、報告事項については、2件でございます。

令和3年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について及び令和3年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして報告をいたすものでございます。

会期は、本日から9月16日までとただいま決定されました。本日から16日間、よろしくお願い申し上げます。

---

## ◎日程第5 一般質問について

○議長（小山久利君） 日程第5、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内です。つきましては、質問者は質問内容を明確にし、また、答弁者は的確で分かりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1番善養寺孝議員の一般質問を許可いたします。

7番善養寺孝議員。

〔7番 善養寺 孝君登壇〕

○7番（善養寺 孝君） 皆さん、おはようございます。7番善養寺です。初めてのトップバッター

で大変緊張していますが、頑張りますのでよろしくをお願いします。

一般質問に入る前に、7月16日、我々の仲間である故小野関治義議員がご逝去されました。誠に痛惜哀悼の極みであります。

小野関議員とは、平成29年4月初当選以来同期として、総務産業建設常任委員会及び議会広報常任委員会に共に所属し、たくさんのご指導をいただきました。また、議員になる前も、消防団、交通指導隊、防災ボランティアしんとう、商工会、法人会で一緒に活動してきました。もっともっと一緒にいたかったですが、かなわず、誠に残念でなりません。改めて生前のご功績と村政へのご尽力に対しまして敬意の念と感謝の意を表し、ご冥福をお祈りいたします。

本日は教育について質問しますが、その前に、7月5日、吉岡文化センターにおいて、少年の主張北群馬大会に本村の3人の中学生が出演していました。3人とも若者らしく熱い熱意と説得力に感銘を受けました。今後もこの経験を生かし、それぞれの目標に向かって大きく羽ばたいてほしいと思いました。

それでは、本日は1つ目に村の教育行政、7月に教育長となりました青木教育長に伺います。

2つ目に、消防団運営についてを質問させていただきます。

1つ目の(1)ですが、第6次総合計画では、将来像として「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」を掲げています。真塩村長も公約に掲げています。その中に、「子どもに夢を」についてどのように考えているか、教育長に伺います。

以後自席に戻り、質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（小山久利君） 青木教育委員会教育長。

〔教育長 青木芳弘君発言〕

○教育長（青木芳弘君） 皆さん、よろしくお願いいいたします。

私は、「子どもに夢を」という言葉については、とても重い言葉として受け止めています。

中学校長として、義務教育最終段階で子どもたちが夢を持ち、夢の実現に向けて前向きな気持ちで卒業していくことを強く願っていました。そのため、2学期になると、中学3年生と校長室で1対1の面談を行いました。私からの質問は、「将来の夢は何ですか」です。中学3年生は緊張しながらも、看護師、医師、教師、エンジニア、保健師、Jリーガー、プロ野球選手、農業、パティシエ、トリマーなどなど、自分の将来を熱く私に語ってくれます。もちろん、「まだ決まっていません」と言う生徒もいます。ですが、その後には必ず「高校へ行って興味のあることを見つけます」と力強く答えてくれます。その後、「なぜそのように考えるのですか」と聞きます。答えは、「人のためになる仕事に就きたいです」、「人に喜んでもらえる仕事をやりたいです」、そういうものが返ってきます。私は3年生のこの姿勢に大いに感心させられ、生徒から学ぶことが多いなといつも感じていました。

「子どもに夢を」とは、自分の存在を人、家族、地域などから認められることから始まると考えています。それでは、その夢を実現していくためにはどうすればよいのか。夢を実現するために必要な

資質・能力を育てていくことが教育に求められているわけです。

学校、幼稚園には、夢を実現していくために必要な資質・能力として、人を思いやる心、協働的な問題解決力、やり抜く力、学習力、この4つの資質・能力を示しました。この4つの資質・能力は、文部科学省が示している新しい時代に必要となる資質・能力の人間性、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力、知識、技能に整合性を持たせ、榛東村の子どもたちや学校の実態を考え、学校に関わる人たちにイメージを持ってもらえる、持ちやすいものとさせていただきました。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） 4つの資質・能力について説明を受けました。

（1）と重なりますが、私が教育委員会へ用事があって伺ったときに、教育長が、4つの資質・能力について熱い思いを聞かせていただき、それを村民に知ってもらいたいと思って、（2）で伺うことにしました。どのようにして培っていくか、ご説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 教育長。

〔教育長 青木芳弘君発言〕

○教育長（青木芳弘君） それでは、今説明をさせていただいた4つの資質・能力についてご説明をさせていただきたいと思います。

1つ目は、人を思いやる心についてです。

時代がどのように変化しても、人を思いやる心が人間関係を円滑にし、人からも応援してもらえる人になれると考えます。人間関係を円滑にし、人から応援してもらえることが、夢の実現、これからの人生を豊かにすると考えます。また、現況は新型コロナウイルス感染症により子どもたちも人間関係づくり、構築の困難さを感じている、増しているところでございます。ですから、人を思いやる心は特に大切であると考えます。

榛東村の子どもたちは、これまでの長年にわたる人権教育を推進してきた成果が大変大きいと感じています。人権を守る榛東の会の方たちが実施してくれている人権ポスターには、毎年大勢の子どもたちが応募してくれています。描かれたポスターには、いじめの問題、感染症の問題、笑顔の大切さ、地域のまとまりのことなどなど、多様な考えが表現され、人を思いやる心が育っているということが分かります。

2つ目の協働的な問題解決力についてです。

現代は正解のない社会、あるいは簡単に一つの解決策が見つからず、多くの人で協力したり、合意形成を図ったりする中で着地点を見つけていく社会にいます。ですから、身につけてほしいのは、問題解決力です。しかも、その問題は1人では解決することが荷が重過ぎるものですから、必要となるのは、他者と協力して目的を達成する、協働して問題を解決していく力が求められます。そして、他者と協力して目標を達成するためには、先ほどの、人を思いやる心が重要となるわけです。

3つ目は、やり抜く力です。

いかに苦勞せずに関わることが成し遂げるか、いかに困難を避けて歩むかという風潮が少なからずあると感じています。夢を持ち、それを実現していくためには、最大限の粘り強さを発揮して努力をする必要があります。榛東村の子どもたちも自分の興味が持てることを見つけ、夢の実現に向けて粘り強く努力を積み重ねていけるような力を身につけてほしいと感じています。そのためには、子どもたちにはやり抜く経験を積んでほしいと考えています。

最後の学習力についてです。

これは、知識・技能を習得するという事です。これまではこの学習力が特に重視されました。今後も基礎的な知識・技能を身につけることは求められますけれども、大切なのは、自ら進んで関心や興味を持ちながらということが重要になると考えています。

以上、4つの資質・能力の育成には、心身の健康、安心・安全の確保、体力の向上が土台にあると考えます。これらを土台にして、今申し上げた4つの資質・能力を育成することが、子どもたちが夢を持ち、夢の実現へつなげられると考えています。

そして、今こういう4つの資質・能力をどのように培っていくかと、そのことについてのご説明をさせていただきます。

これらの資質・能力は、幼児教育、義務教育を通して、子どもの発達の段階に応じて培っていく必要があります。キーワードとなるのは、文部科学省でも提唱している主体的・対話的で深い学びの実現です。これは自ら進んで意欲を持ち、関心を高め、友達、教員、地域の方々などの人から、また、文献、情報など、対話や話し合いを通じて深い学びに結びつけるということです。

教育には不易と流行があります。主体的・対話的で深い学びの実現は、これまで継続して求められてきた不易の部分に当たります。流行といえば、今でいえば、GIGAスクール構想によるタブレット端末などのICT機器の活用になると思います。私は、不易の部分を深く掘り下げていくことが重要であり、掘り下げていく過程で流行を生かせる部分が見えてくると実感しています。

4つの資質・能力を培うためには、主体的・対話的で深い学びを全ての教育活動で目指すことです。そのために、教育の不易の部分である保育や授業をさらに改善、充実していく、掘り下げていくことが重要と考えています。この授業研究を深く掘り下げていく過程で、タブレット端末等の活用が子どもたちの協働的な問題解決力や学習力を伸ばすことが分かりました。この子どもたちの成長という実感が教員の授業研究に火をつけ、さらに子どもたちの学びの好循環につながるのです。これからの教員は、保育や授業の質の高い実践者であるとともに、授業研究の推進者になることが求められます。4つの資質・能力を培うためには、村内幼稚園、小学校、中学で、保育や授業の充実を当たり前のようにつつと取り組んでいくことが重要と考えます。

以上です。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） 4つの資質・能力を養うための教育指導をこれからもよろしく願いして、（3）に移ります。

保育や授業の充実について、教育委員会としてどのように取り組むか。また、ほかの取組方があるのかお聞かせください。

○議長（小山久利君） 教育長。

〔教育長 青木芳弘君発言〕

○教育長（青木芳弘君） 保育や授業の充実は容易なことではありません。

例えば、レストランで多くの方たちがその料理を認め、お客さんが喜ぶ料理を提供するためには、料理人による相当な努力が必要だと思います。料理のアイデアを練り、それを食べてもらい、反応を聞き、再度研究する。このことを継続しているのではないのでしょうか。授業も全く同じです。子どものことを考えて授業を組み立てる。その授業をほかの人に見てもらおう。授業を振り返る授業研究会を行う。授業研究会ではその道の専門家に指導を受ける。このことを繰り返して行う必要があります。

これまでの授業研究は、教員の指導方法が中心であり、そのことに重きが置かれました。しかし、誰もが認める料理を作るためには、料理を作る人の意見も大切ですが、その料理を食べる人からの意見も必要だということは当たり前のことだと思います。授業についても、参観した教員の意見だけではなくて、授業を受けている子どもの反応を大切にすることが必要です。

ここにタブレット端末を活用すると、教員は一人一人の子どもがどんな考えを持っているか、タブレット端末を見ることを通して授業中に知ることができます。子ども同士も、ほかの人がどんな考えなのかを知ることでもできるんです。その考えを基に話し合いを行うことで、互いの考えが深まることになります。また、タブレット端末により、一人一人の考えが友達に示されることは、自分の考えをこれまで以上に積極的に示すことにもつながり、逆になかなか考えがまとまらない、困り感を持っている子どもに対しても、教員が手を差し伸べやすくなることも分かりました。

榛東中学では、生徒同士の話し合いにタブレット端末を活用して、ほかの人に自分の考えを説明し、意見交換をし、深い学びにつなげる協働的な問題解決力の育成に力を入れて研究を推進してきました。この研究がパナソニック財団に認められ、昨年度全国で4校のみの特別研究学校に指定されました。また、群馬県教育委員会指定のICT活用促進プロジェクトの拠点校として、本年度3年目を迎えています。これは、子どもに人を思いやる心の素地があり、子ども同士が話し合いを積極的に行える雰囲気があるということが大きな要因です。

また、教員が授業研究に意欲的に取り組んでいる中、榛東村では、GIGAスクール構想により1人1台タブレット端末が全国で整備される1年半前に、榛東中に200台のタブレット端末を設置していただきました。教育の不易の部分である授業研究を深める中、流行の部分であるタブレット端末の導入が学校の中で化学変化を起こし、全国で認められる授業の研究校となりました。全国に先駆け、



タブレット端末の必要を考えて導入した真塩村政の英断、それを支援していただいた当時議会の皆様、また、当時の教育委員会のバックアップがもたらした成果であると感じています。

今後も教育委員会としましては、これまでに得た知見を生かして、小中学校の連携をさらに進めたいと考えています。村の教育研究所主催の授業改革研究協議会も7月に第1回を実施しました。今後定期的開催し、授業研究を掘り下げ、タブレット端末の活用を含めた意見交換を進め、小中学校で実践していきたいと考えます。

幼稚園の保育についてですが、基本的には授業の充実と同じです。ただし、適切な環境構成を行い、遊びを通して学ぶという保育は、相当高度な知識や技能が必要です。専門家に保育を見てもらう保育カンファレンスを開き、保育研究を行うことが重要です。教育委員会では、園長と相談しながら、専門家の招聘などを行っていきたくと考えています。

ご質問にありましたほかの取組として考えているということについてですが、それは保育の質の向上と小学校の授業の充実をつなげるということです。

この4月に横浜市立鶴見小学校の公開授業に参加する機会を得ました。

この鶴見小学校は、小学校スタートカリキュラムの全国トップクラスの先進校です。スタートカリキュラムというのは、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて、教育活動を小学校で実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かえるようにするカリキュラムのことです。

鶴見小学校では、4月にまだ入学したばかりの1年生の研究授業を公開しました。入学して間もない1年生の授業を公開するというのは異例のことです。そして、私は、その1年生が安心して生き生きと学んでいる姿を目の当たりにしました。幼児期の教育の延長として小学校の学びが始まることは、保護者の皆様にとっても安心感をもたらすものだと、鶴見小学校の校長先生からお話を聞きました。

本村の小学校でもスタートカリキュラムに取り組んでいるところですが、鶴見小学校の取組を参考にしながら、校長と連携をしながら、充実していきたいと考えています。

以上です。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） 保育は相当高度な知識や技術が必要だと言われましたが、どのような保育研究をしているのかお伺いします。

○議長（小山久利君） 教育長。

〔教育長 青木芳弘君発言〕

○教育長（青木芳弘君） 幼稚園の保育というのは、先ほど申し上げたように高度な知識や技能が必要です。遊びの中で子どもたちがどのように学んでいるかを保育者がその場所で判断をし、次の環境構成、つまりどんな道具を用意したりとか、どんな言葉がけをするのかということを経験的に判断して、

その遊びを充実させることが大切なんです。遊びの中に学びがあるということです。それが小学校の学びにつながるということだと思います。

ですから、保育研究として、遊びの中に行われた子どもたちのちょっとした言葉、表現、表情、そういうものを他の教員が共有して、後ほど保育者が集まり、あのときはこうだった、あの遊びはこうつながった、あの保育士の考えはこうですね、そのような考え方の意見交換をし、実際その環境構成がどうだったのかということ話し合うことが必要だと思います。そこに専門家が意見を申し上げる。そうすれば、保育カンファレンスと呼ばれているものが充実していくと考えます。

以上です。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） 分かりました。

これからも常に教育研究をしていただきたいと思います。

（4）のスポーツや文化の振興等を含め、生涯学習についてどのような考えを持っているかお聞かせください。

○議長（小山久利君） 教育長。

〔教育長 青木芳弘君発言〕

○教育長（青木芳弘君） 社会は目まぐるしく変化し、将来の予測が困難である時代に突入しています。また、人生百年時代を迎えようとしていて、生涯にわたり学び続け、柔軟に対応し、自己変革していく力がこれまで以上に必要になると考えます。

生涯学習に取り組んでいく上でのキーワードの1つは「自発的に」です。自らが進んで考えて、自ら学ぶ。自己に適した手段や方法を選ぶ。そして、自己の充実を目指すということです。もう一つは、「楽しく」です。これは自分だけでなく、他者と一緒に楽しむということが大切だと思います。

ここで、今後の社会教育を推進するヒントとなると思われる、また、冒頭に善養寺議員さんからご紹介にあった、榛東中生による少年の主張の一部を紹介させていただきます。

題名は「小さくても大きなつながり」です。

皆さんは自分の住んでいる地域が好きですか。田舎は嫌だ、早く都会に行きたいと思う人もいるかもしれません。ですが、私は自分の村がとても好きです。登下校のとき、地域の人たちは「行ってらっしゃい」、「お帰り」と声をかけてくれます。笑顔で挨拶を交わす、そんなとき私は地域のつながりを感じます。中学に入学したばかりの頃、自転車通学に慣れず、新しい学校生活にも不安でいっぱいでした。そんな私に地域の人たちは「頑張ってるね」、「気をつけて」と声をかけてくれました。犬の散歩をしている人、畑仕事をしているおじいちゃんやおばあちゃん、パトロールをしてくれている人、たくさんの人たちが私の背中を押してくれているような気がして、不安が少し減ったように感じました。「今日は早いね」と言うおばあちゃんに、「はい」と明るく返す、そんなささいな会話が私

の元気の源になりました。「朝から元気がいいね」と言ってもらえると、私の元気が地域の人に伝わっていると思えて、挨拶する自分に少し自信が持てます。それに、地域とつながることで、周りのものや人々にも目を向け、広い視野を持つことができるようになりました。きれいに保たれている通学路は誰かが掃除をしてくれていること、毎日受けている授業の陰に先生方の努力があること、目に留まらない日常のささいなことの裏にある気遣いや努力に気がつくことができるようになりました。ここ数十年で核家族化や高齢化が進み、家族を大切にしたいと考えている人が増える半面、地域との関わりは少なくなっているそうです。孤独死や子どもが行方不明になる事件などが年々増加し、社会問題にもなっています。近所の付き合いが希薄になっている今、もし地域の人たちとのつながりがあり、声を掛け合う関係があったらと想像してみてください。いつもいるおばあちゃんの姿が見えなくなったら、心配だからおうちに行ってみようと思うでしょう。いつも通る子どもの姿が見えなかったら、心配して探すのではないのでしょうか。地域の温かい目が多いことは、孤独死や犯罪の防止につながるし、何より私のように日々の生活の中で元気をもらい、安心して学校に通うことができます。そして、自分も地域の人を元気づけたいという思いになります。そういう小さなつながりが、やがて大きなつながりとなり、私たちの暮らしを安心して温かく、心豊かにしてくれるのではないのでしょうか。

途中省略しましたがけれども、中学生の主張を紹介しました。中学生の主張は立派で学ぶことが多いなど感じています。

今後も社会教育は、学校教育との連携がポイントになると考えています。

一つの取組ですが、中学生を連携の核にできないかとも考えています。今年度、中学2年生が、認知症サポーターについて包括支援センターの職員から話を聞くことができました。認知症サポーターをきっかけにして、お年寄りとの接点を持てる行動を行うことで、小さくても大きなつながりになるのではと考えます。

もう一つは、家庭教育の支援です。子育てに悩まれている保護者の方もいると思います。子育てについて気軽に話し合えたり、アドバイスになるような話を聞けたりできる機会をさらに充実させていければと考えます。また、村内小学生を対象に、教育委員会事務局職員によるプログラミング教室を開催する予定で、家庭教育の支援にもつながればと考えます。

生涯学習では、スポーツや文化を自発的に楽しむことも大切です。また、児童生徒も多くのスポーツや文化に親しむ機会が必要かと思います。楽しむという視点がなくなると、このような活動も継続できないと思います。特に、中学校の部活動を経験する機会も、最初にお示ししました資質・能力を伸ばすことになり、今後の生涯学習にもつながるだろうと考えています。

最後になりますが、生涯スポーツに関連して、榛東中サッカー部の様子を紹介させていただきます。

この夏の県大会準々決勝の場面です。相手は春の大会で県優勝したチームでした。お互い譲らない大熱戦で0対0のまま試合時間が終わり、PK戦で勝敗を決めることになりました。榛東中のキーパーである生徒が、相手チームのキーパーに自ら歩み寄り、グータッチを行い、お互いの健闘を交換し

ていました。PK戦の結果は僅差で榛東中が勝利しました。もちろん生徒たちの喜びはこの上ないものでした。試合後、審判の方から、榛東中のチーム内での励ましや声の掛け合いに対し、すばらしいチームだったと賛辞をいただいたと聞いています。スポーツには勝敗は付き物で、そのこともモチベーションの一つだと思います。それ以上に、仲間とスポーツを自ら進んで楽しく行うことが重要であり、このことが生涯スポーツにつながると考えます。

善養寺議員さんには、今後の教育行政について説明する貴重な時間を設けていただいたことに感謝を申し上げ、私の答弁とさせていただきます。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） これからも、相手に対し心配りができるようなご指導をよろしくお願い申し上げます。

また、今年の体育協会主催の行事について聞こうとしたんですけども、時間も押していますので、村民の皆さんは、スポーツとか、コロナでできないので、3年ぐらいやっていないので、これからはよく検討してもらって、できるようによろしくお願い申し上げます。

2つ目に、消防団の運営についてを質問します。

（1）コロナ禍における消防団の活動状況について伺います。

○議長（小山久利君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） それでは、答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、消防協会渋川支部の訓練等が令和2年度から中止となっていて、ポンプ操法大会などが開催されない状況が続いております。

消防団活動に必要な知識や技術の習得は、消防団の役割の多様化に対応するため、大変重要であると認識しております。訓練等の機会が減っていることから、消防署の指導の下、榛東村消防団単独での訓練等を今年度中に実施すべく、検討をしておるところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） 分かりました。

消防団はいつも村の生命と財産を守っていただいているんですけども、火災や災害時に防災無線が聞き取れなかったときにはどのように対応しているか、お教えてください。

○議長（小山久利君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 聞き取れなかったときというのは、多々あるかと思います。そのときには、

消防団員は無線を各自持っております。その無線で場所等を把握している状況だと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） 分かりました。総務課長からそのように伺ったので、ありがとうございます。

2つ目に、消防団の団員が確保されているかを教えてください。

○議長（小山久利君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 本村の団員数の状況は、定数145人に対して、平成30年度から定数を充足できない状況となっており、本年4月1日現在は120人となっています。ここ数年減少傾向が続いている状況にあります。

令和3年8月に消防庁から、消防団員の処遇に関する検討会の報告書が公表されました。

報告書によると、全国の消防団員数は平成30年度から2年連続で1万人以上減少し、令和2年4月1日時点で81万8,478人となっています。全国的に消防団員が減少している中、報告書では、今後の消防団活動に当たり取り組むべき事項として、報酬等の処遇改善が挙げられます。報酬等の処遇改善は、団員の士気の向上や家族等の理解を得るため不可欠であることから、各市町村は報酬等の基準を踏まえた処遇の見直しを速やかに行うこととされており、本村においては、本年度から団員階級の報酬を月額2,400円から月額3,100円に増額しました。

報告書では、処遇改善のほかにも、地域の安全・安心に欠くことのできない消防団活動について社会的理解を深めることが重要であること、消防団の存在意識や役割、やりがいや処遇が伝わる広報を展開させること、消防団のイメージをよりよいものとし、社会全体で消防団を応援するような雰囲気をつくっていくことが肝要であること等が挙げられております。これらについても、消防団幹部と相談しながら積極的に消防団をPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） 分かりました。

今後も団員の確保に村も消防団に協力して、確保していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、7番善養寺孝議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時50分といたします。

午前10時20分休憩

---

午前10時50分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

質問順位2番、生方勇二議員の一般質問の質問事項の名称でございますが、2項目の質問で、「補助金・交付金の対応について」と、変更の申出がありました。これを認め、一般質問を許可いたします。

質問順位2番生方勇二議員の一般質問を許可いたします。

6番生方勇二議員。

〔6番 生方勇二君登壇〕

○6番（生方勇二君） 皆さん、こんにちは。6番生方です。傍聴席の皆様、いつも大変ありがとうございます。

本日も3項目の質問をさせていただきます。

初めに、第7波の急拡大で感染者が倍増した新型コロナについて、今回も質問をさせていただきます。

新型コロナは、以前から懸念されておりました第7波の急激な感染拡大となり、群馬県でも感染者の最多更新が続きました。若年層の感染も多くなり、渋川保健所管内でも毎日のように感染者が増え、当然のことながら医療機関の病床使用率も上昇したようです。残念ながら、高齢者の死亡率も第6波を上回りました。最近は減少傾向にありますが、高止まりの状態です。このような状況の中で、若年層は重症化しないと言われておりますが、若い方でも後遺症等に悩まされている方がおります。

本村では、これまで1人3回のワクチン接種を推進し、現在60歳以上と基礎疾患のある方や18歳以上の医療従事者等を対象に4回目の接種も進めております。重症化を防ぐなど、一定の効果はあるとされており、さらなる接種が望まれるところであります。

第7波の急増に伴い、都市部の医療機関では救急搬送の受入れも困難な状況が発生しました。医療従事者は過酷な勤務で、医療崩壊にもなりかねない病院等もあります。政府はこのような状況を踏まえ、感染者の全数把握の緩和など、負担軽減対策に動き出しましたが、賛否両論で実施方法の検討が必要なようでございます。

本村の地域ではこのような心配はまだないようですが、感染拡大を防ぐため、ワクチンの接種を推進しています。現在までの接種状況はどのようになっているのか伺います。

以後自席において順次質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） ワクチン接種の状況ということでございますが、3回目のワクチン接種の割合は、8月30日現在で65歳以上の方は92.4%、64歳以下の方は全体でいくと60.4%の方が接

種を受けていただいております。64歳以下の接種割合を年代別に見ますと、50代、60代は80%を超えておりますが、40歳代以下の年代は60%から70%の接種率でございます。若年層の接種率は高齢者に比較しますと低くなっておりますが、群馬県、全国の平均に比べますと高い接種率となっております。

4回目の接種は全体でいきますと25.7%となっておりますが、先ほど議員がおっしゃったように、60歳以上の方が対象になっているところの接種率は69.5%であります。さらに60歳以上の方で3回目接種完了者の方が4回目接種を受けた、その接種割合でいきますと76.2%の方が接種を受けていただいております。4回目接種の割合も同様に、群馬県、全国の平均に比べますと、高い接種率となっております。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま本村に関わる3回目と4回目のワクチン接種状況について説明をいただきましたが、感染の拡大防止と自分を守るためにも、多くの方に接種をしていただくことが大事だと思います。特に若年層の接種率向上が望まれますが、今後の取組について伺います。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 現在は、先ほど申し上げましたように4回目接種を中心に、しかし、1回目からの接種も受けられるように、1回目から4回目のワクチン接種が受けられる体制を取っております。

小児接種及び3回目接種に関する最新の有効性、安全性などの情報を群馬県のほうでも情報掲載していくという方向で検討しているため、村でも村のホームページや広報しんとうに正しい情報を掲載していきながら、接種勧奨をしております。

また、今後の取組としましては、オミクロン株対応ワクチンによる接種を開始することができるよう準備を進めております。初回接種を終了した方を対象に追加接種を行うもの、少なくとも重症化しやすい高齢者等を対象とすると現在示されておりますが、具体的な対象年齢や接種間隔等についてはまだ示されておらず、これから国から示されることとなります。予定としましては、9月中旬にオミクロン株対応ワクチンの薬事承認が得られれば、10月中旬・下旬頃から接種開始できる見込みとなっております。村としましては、今までと同様に地区医師会や関係機関の協力の下、安全を確保しながら注意深く実施してまいります。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 健康保険課長に今後の対応について答弁をいただきましたが、新型コロナウイルスの

対応につきましては、学校現場でも大きな負担になっていると思われます。夏休みも終わり新学期が始まりましたが、ある大学の教授によると、学校から家庭への感染拡大が心配されるとの指摘もされております。先生はもちろん、児童にも大きな負担となっておりますが、コロナ対応は長引くことに伴い対応方法も変化してきており、子どもたちにも戸惑いがあるようです。マスクの着用や黙食などのほかにいろいろな制限があり、先生方の指導方法も異なっていて、児童や父兄の中には疑問の声があるとの話も聞きましたが、教育委員会ではどのような指導方針を示しているのか伺います。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） お答えいたします。

子どもたちにとっては、安全・安心な学びの場であるべき学校や幼稚園において、感染症対策は重要なものであると認識しております。

学校園においては、文部科学省が示す学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に基づきまして、対策を講じているところでございます。当該のマニュアルは、最新の知見を踏まえて随時更新されておりました、その都度内容を教育委員会でも確認した上で、校園長会議や文書等を通じて、基本的な考え方や対策について共有しております。各学校園における授業や諸行事、活動等における対応等について指導をしております。学校園においては、これを踏まえまして、校園長から具体的に指示して教育活動に当たっております。

なお、先生方の指導の方法が異なっていて、児童や父兄の中には疑問視があるような話も聞きましたがというふうなお話でしたが、先ほど申し上げましたように、基本的な考え方や対策について教育委員会と校園長で共有したことを受け、校園長から教職員に具体的に指示をしておりますが、その中で個々の教職員の認識にずれが生まれ、教職員個々の指導の個性や指導技術の程度等により、指導に差が生じていることが考えられます。今後、教職員個々の認識のずれや指導の差が多少なりとも生ずるものを当たり前のこととして捉えまして、共通した認識となるよう繰り返し指導してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ぜひ子どもたちだけは戸惑いがないような方向で、少しでも統一した見解で指導ができるようお願いできればというふうに思います。

新型コロナの対応について健康保険課長と教育委員会に質問をいたしました。現時点では、感染しないように気をつけるとともに、新たに開発されたオミクロン株に対応したワクチンの効果的な接種や早期の特効薬が開発されることを期待したいと思います。

2つ目の質問は、昨年9月議会でも質問をいたしました。補助金・交付金の返還対応について今回



も一般質問をする予定で8月10日に通告を行い、準備を進めてまいりましたが、質問受付締切日の3日後、8月26日に議案書が配付されました。その内容を確認したところ、議案書及び議案参考資料一般会計補正予算の中に、私が質問を予定していた事業名と同じ事業名の案件が上程されることになっておりました。私が予定していた質問は、今回上程される案件に直接的には関係ないと思われませんが、受け止め方によっては誤解を招くおそれがあると判断をして、この場でのこの質問を取りやめることといたしました。ご理解とご了承をいただきたいと思います。

本日は、質問の要旨（１）と（２）の質問は取りやめ、（３）の補助事業の活用について一般的な取扱いの指導のみを質問させていただきます。

本年発覚しました補助事業の事務処理についてですが、村長や上司の確認が不可能な状況で職員の不誠実な事務取扱がありました。村長は組織の長として責任を取り、自ら村長自身の処分も行いました。

国や県の補助事業の活用は村の財政負担軽減に大変重要であり、適切な管理や事務処理を行うことが大事であります。補助事業の活用の際、一般的な取扱いについて村は職員にどのような指示をしているのか、今後の対応も含めて考えを伺います。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、補助事業全般の活用についてということですので、お答えさせていただきます。

まず、議員が言われるとおり、国や県の補助事業の活用は、村財政にとりましても大変重要なことでございます。本村でも、国や県の補助を受けて住民の方々に実施していただく補助事業や、村単独事業として実施していただく補助事業が数多くあります。いずれの補助事業におきましても、国や県、村が定めたルール、法律から補助金交付要綱等々に至るまでですが、これらに沿って補助事業を実施していただく必要がございます。

とはいいましても、不慣れな方々が大半でございます。会計検査などでもよく指摘されるのが、補助対象外経費の算入であり、支出いたしました金額全てが補助対象になるというものとは限りません。事業内容等に不明な点、確認したい点などございましたら役場担当者に、そして、役場担当者も必要があれば国や県の担当者に相談、問合せをし、補助対象外経費が混入することのないよう注意してもらい、村も確認、指導していかなければならないと考えます。

補助対象外経費の算入以外にも、補助事業におきましては提出書類の正確さが求められるのは当然といたしまして、適正な事業執行、事業完了後の財産処分や目的外使用など、注意しなければならないことは数多くあります。補助の目的に沿った事業実施のためにも、基本的なことではございますが、職員の制度理解と補助対象者に対しての明確な説明、補助金額確定時の適正な審査等を行っていかねばならないと考えます。当然これらにつきましては村が補助を受ける場合も同様と、このように

考えております。

こういった内容をときには周知し、また上司や先輩職員が教えるなどして、補助事業全般にわたり適正に事務が行えるよう努めています。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 村が関与する補助事業につきましては、事業の申請や実績報告など、事務処理をきちんとする必要がありますが、数多くある補助事業の中には民間の方が事業に関わる場合もございませぬ。村は指導や確認等、事務処理の責務をしっかりと果たしていただくよう要望して、次の質問に移ります。

3つ目の質問は、数年前から時折新聞報道されております入札関係について質問をいたします。

なお、この質問については、村の入札執行体制を問うものであって、特定の企業を指摘するものではございませぬのでよろしくお願ひいたします。

入札制度につきましては、談合や贈収賄などを防止する観点から、国や各自治体では問題が起きるたびにその取扱いについて改善されてきておりますが、本村ではどのような対応をしているのか、取扱いについて幾つか質問をさせていただきます。

まず、業者を指名する際の選定基準について質問をいたします。

請負工事等の発注をする場合には、適切な工事等をしていただくために請負業者は規模に応じた格付、いわゆるランク付けですが、これがされております。本村においても格付をしていると思ひますが、建設工事等の業者の格付は村独自の基準を設けているのか、また、群馬県の格付基準を準用しているのか、各ランクごとの評点とランクごとの発注金額の範囲はどのように設定しているのか伺ひます。

○議長（小山久利君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） それでは、答弁させていただきます。

榛東村における指名業者の格付基準については、榛東村建設工事請負業者選定要領によって定められております。

評点については、村内業者及び村外業者で分かれており、工事種別、土木、建築、その他に応じ、それぞれ群馬県の経営審査評点を踏まえ、A等級からC等級までの3等級としております。

村内業者の場合の評点のランク付けでございますが、土木の場合、Aクラスが650点以上、Bクラスが550点から650点未満、Cクラスが550点未満、建築では、Aクラスが600点以上、Bクラスが500点から600点未満、Cクラスが500点未満、その他として、Aクラスが600点以上、Bクラスが500点から600点未満、その他として500点未満でございます。

そして、村外業者の場合ですと、土木でAクラスの場合は900点以上、建築で同じく900点以上、その他で900点以上、Bクラスでは、土木で700点から900点未満、建築では700点から900点未満、その他で700点から900点未満、Cクラスで、土木で700点未満、建築で700点未満、その他で700点未満の等級で示しております。

また、発注金額の区分でございますが、土木でAクラスは2,000万以上、Bクラスで1,000万から2,000万未満、Cクラスで1,000万未満、建築ではAクラスが2,000万以上、Bクラスで1,000万から2,000万未満、Cクラスで1,000万未満、その他で、Aクラスで1,000万以上、Bクラスで500万から1,000万未満、Cクラスで500万未満ということで定めております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま本村の格付の範囲についての確認をさせていただきましたが、業者の規模に見合った発注金額を設定しないと、適切な施工及び管理ができなくなる可能性もあるため、県や多くの自治体ではランクごとに発注の上限額や下限額を定めております。先ほども副村長から説明をいただきましたが、それぞれのランクごとの基準、若干村は県から比較しますと低いようですが、県のほうの場合ですと、Aクラスが2,000万以上というのはほぼ同じかなと、それから、1億円を超した場合には、特別共同企業体とかというような方法を取っているところもございます。本村ではこのような設定、上限価格や下限価格の設定もしているのか伺います。

○議長（小山久利君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 各クラスの発注の上限価格というのは、先ほど言いましたAクラスの場合には2,000万以上ということで、その上限額は定めておりません。それ以上の金額は、もうAクラスの発注の業者を指名しているというところでございます。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 本村では、上限額は当然Bクラス等では1,000万から2,000万というような範囲で設定が上下ありますが、Aクラスにも下限の設定をしているところというのもございます。本村では、ランクごとの下限の価格設定というのはないようですけども、業者の規模に見合った施工金額の範囲を設定し、それぞれが適切な工事の施工が行えるよう配慮することが業者育成にもつながると思います。規模の小さい業者が高額な工事を請け負うと、場合によっては他の業者への丸投げにつながることも考えられます。受注業者が責任を持って対応できるよう、十分確認と検討をしていただき発注することも大切であると思います。

次に、入札予定価格の公表と最低制限価格の設定について伺います。

予定価格の公表については、多くの自治体が事前公表か事後公表を行っておりますが、本村では、入札予定価格の事前か事後のどちらかの公表を行っているのでしょうか。

また、予定価格に対して一定のパーセント以下の入札金額の場合は失格といった、最低制限価格の設定はしているのでしょうか。

○議長（小山久利君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 入札予定価格の公表については、地方公共団体においては法令上で規定されていないため、各団体において適切に判断する必要があります。

本村においては、公表することにおいて生じるメリット及びデメリットを勘案した上で、予定価格の公表は事前及び事後とも行わないこととしております。

最低制限価格については、現在のところ設定はしておりません。最低制限価格を導入することにより、品質確保、安全管理、略奪的価格の抑止等のメリットがあることについては認識しておるところであり、引き続き各自治体の情報収集を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 予定価格の公表と最低制限価格の設定については、設定していないということですが、他の自治体では、十数年前から業者の見積能力を高めるために事後公表の自治体が多かったようですが、近年は贈収賄防止の観点から事前公表が増えております。また、最低制限価格の設定は、安かろう悪かろうの工事等にならないよう設定するもので、適正な価格で良い工事をしていただくという点では効果があると思います。ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、電子入札の実施について伺います。

電子入札につきましては、企業が指定された時間に入札会場に出向くことなく、一定の期間に自由に会社からインターネットで入札ができる大きなメリットがあり、県や前橋市などは、十数年前から共同企業体等特殊な入札を除きほぼ100%の電子入札を実施しております。近年は町村部においても採用する自治体が増えてきました。本村ではまだ実施していないようですが、どのような理由でしょうか。

○議長（小山久利君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 電子入札については、群馬県が主体となって運用しているぐんま電子入札共同システムに榛東村も加入をしております。入札参加資格申請については、令和2年4月から完全に移行しております。

電子入札の完全移行については、事業者側で新たに機器の整備をしていただく必要があります、その経

費の負担も含め、建設業協力会、水道組合、造園組合等に相談し、各業者の理解を得ることが必要であることから、引き続き、先進自治体の情報を収集しながら検討していきたいと考えております。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 電子入札は、近い将来ほとんどの自治体で実施するようになると思いますが、導入実施することで、規模の大きい自治体と必ずしも同じメリットがあるかどうかの疑問はあるかもしれません。透明性や公平性、事務の効率化等の効果はあると思いますが、本村や村内業者に対して十分メリットがあるか、費用対効果なども含め、検討いただきたいと思います。

最後に、入札の公平性や透明性が求められる今日、本村の入札制度の適正な運用を行うためにどのような取組をしているのか、今後の対応も含めてお考えを伺います。

○議長（小山久利君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 入札執行については、これまでも公平・公正に行ってきたところであります。

入札執行と適正な施工の確保は表裏一体であります。建設業法に基づく適正な施工の確保に向け、群馬県発注工事と同様に、設計金額8,000万円以上となる工事については、特定建設業事業者の許可を得ている有資格者から選定をすることとし、指名通知に、土木工事で高額な工事については、恒久雇用のある管理技術者、専任技術者を配置し、他の工事との兼任はできない等の最低限の条件を明示することといたします。

また、入札制度に関する今後の取組というお尋ねについては、先ほども答弁しましたが、最低制限価格及び電子入札導入の検討を進めつつ、総合評価落札方式やプロポーザル方式といった入札方式の導入も含め、他の自治体の事例を収集しながら、入札執行の公平性・透明性をより高める方策を検討してまいります。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま副村長に入札執行についての考え方、非常に前向きに考えてくれるというふうに感じました。

村内の入札が透明性や公平性が確保され、より適正な運用がされるよう、今後の対応を期待したいと思います。

新型コロナは、いまだに終息の見通しが立ちませんので、しばらくの間は上手に付き合っていく必要があるかと思われます。今年度もコロナ感染者の高止まりから、様々な行事の中止や自粛が続いております。急激な経済の回復も望めない状況ではありますが、徐々に回復することを期待したいと思

ます。

日々の暮らしは健康と安全が第一です。村民の皆様と職員の皆様には健康に十分留意していただき、下半期も活躍していただきたいと思います。

本日も、執行の皆様のご協力をいただき3項目の質問をさせていただきましたが、質問の一部を取りやめたことに対し改めておわびを申し上げます。私の一般質問を終わります。ご協力大変ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、6番生方勇二議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩を取ります。再開を午後1時といたします。

午前11時22分休憩

---

午後1時再開

○議長（小山久利君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質問順位3番南千晴議員の一般質問を許可いたします。

12番南千晴議員。

〔12番 南 千晴君登壇〕

○12番（南 千晴君） 皆さん、こんにちは。12番南千晴でございます。

まず最初に、不登校や別室登校の児童・生徒に対する支援や対応について伺ってまいります。

本村でも、今週から今年度の小・中学校の夏休みが明け、2学期が始まっております。厚生労働省によりますと、長期の休み明けの時期には児童・生徒の自殺が増え、夏休みが終わる前後は、電話相談の件数なども増える傾向にあるということでございます。また、現在、新型コロナウイルスの感染拡大による環境の変化もあり、子どもたちも、そして周りの大人たちも今まで以上にストレスを感じている状況かと思われまます。この時期はもちろん、ふだんから子どもたちの不調、悩みや不安を抱える子どもたちが発するSOSを見逃さずに、村全体で子どもを守る、そういった意識を共有することが重要だと考えます。

私のところにも、この夏休み中に児童・生徒の保護者から様々なお声をいただきました。今回は、そういった保護者の方々の声などを基に、村の支援や対応について伺ってまいります。

最初に、現状についてお聞きいたします。

不登校や別室登校の児童・生徒の状況、全国、群馬県、また本村等の傾向などについて、分かる範囲でお答えください。

以下、自席に戻り質問をさせていただきます。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） お答えします。

全国、群馬県ともに不登校児童・生徒数は増加傾向であり、うち約半数が90日以上欠席しているなど、憂慮すべき状況になっております。本村の小・中学校においても不登校児童・生徒がおり、重く受け止めているところであります。

教室で授業を受けられない子どもが、自分のクラスの教室とは別の場所で学校生活を送る、いわゆる別室登校についての全国、群馬県の傾向等に関する資料はありませんが、不登校児童・生徒の状況を踏まえたと、同様の状況にあると思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 今、状況等を教えていただきました。文部科学省と国の出している資料等を見ますと、基本的に不登校というのは30日間欠席しているという定義といたしますか、それを不登校ということでありまして、今回、別室登校という言葉をあえて入れさせていただきましたのは、教室には行けないけれども学校に行けるお子さんもいらっしゃるという中で、ただそこが、本当に全くの不登校とそこが別物としては考えられないのではないかなと私の中でありまして、やはりそこは同じ支援が必要だという考えの中で、今回そのような形にさせていただきました。

次に、現在の小学校、中学校における不登校や別室登校の児童・生徒に対する支援や対応がどうなっているのか、村の取組について説明をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） ただいま議員さんがおっしゃったとおり、不登校と、それから別室登校については、多くの場合、密接な関わりがあるというふうに認識しております。

不登校や別室登校の未然防止のために、児童生徒にとって、まず楽しく、居心地よく生活できる居場所をつくること、自分の持ち味を生かして、活躍できる場面を意図的に設定するよう各学校で工夫しているところです。学校生活の様子や交友関係、環境の変化等に注意を払い、児童・生徒に気になる様子が見られたときには、これまで蓄積した情報等と照らして、関係する教職員から多面的に情報を集めたり、本人や友達等と面談をしたりして原因の究明に努め、必要な対応を講じております。

不登校や別室登校の児童・生徒には、教職員で情報を共有し、校長のリーダーシップの下で家庭訪問等による保護者や本人との面談、本人が学級に入りやすい環境づくりや別室等の準備、別室登校においては複数教員協力に対応できる体制の整備等を行って、組織的に対応を行います。状況によっては、保護者との相談を踏まえ、不登校の児童生徒に対しては、別室登校や適応指導教室の提案、スクールカウンセラーとの面談等について相談するなどして、学校との関係を切れないようにする働きかけを粘り強く行っているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 村の取組について、今説明をいただきました。この後、質問を細かくしていく中で、またその内容等、詳細について伺っていければと思っておりますが、先ほど情報共有等も行っていると、校長のリーダーシップの下、取り組んでいるというようなお話がありましたけれども、不登校や別室登校の児童・生徒に関しては、やはりその要因も様々であって、決して同じではないということで、やはり個々、個別に対応等をしていく必要があるかと思えます。そういった個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援の対応のためには、やはり相談体制の充実というのが非常に重要ではないかなと思っております。

もちろん児童・生徒、そして保護者の方々の相談体制というのは、先ほどもお話いただきましたけれども、もう少し詳しく、どのようになっているのか説明をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 相談体制についてのご質問ですが、これも議員のおっしゃるとおり、子どもの思いを受け止める相談体制をきちんと整えるというのは、とても重要なことだというふうに思っております。

まず、様々な面から得られた情報については、組織的な対応というものを基本にしております。教職員で情報を共有し、子どもの状況に応じて、適切で組織的な対応が取れるようにしているところです。

ただ、要因については今お話があったとおり様々ですので、管理職及び担任、当該学年の職員、または養護教諭、そして学校全体の生徒に関わるいろいろなことについて中心となって担当する生徒指導主事、主任を核に係る教職員、必要に応じて教育委員会やスクールカウンセラー等を交えて、個別の児童・生徒の対応について具体的かつ詳細に対応を検討するケース会議等を開催しています。その中で、支援や支援の在り方がどうだったか、それから、継続的支援はどのようにしていったらよいか、それぞれの事案ごとに個別に検討をしているというのが現状です。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 個別にしてくださっているということで説明いただきました。ただ、なかなかやっただいていっていることを保護者の方まで伝わっていないとか、そこが見えないので、必ずしも全部見える必要はないですけども、きちんと学校で個別にやっているということを知らない保護者の方も多いのではないかなと思っておりますので、そういった学校内でやっていることに関しては、学校ではこういうことで対応していますという情報提供も必要なかなと感じています。



先ほども県のカウンセラーに相談している方も、そちらにつないでいるということで、村のほうも、県のカウンセラーは年間の県の予算が決まっておりますので、もし年度末あたりでそれ以上に必要だ  
という場合は、村単のほうで予算を出してカウンセラーさんを頼んでくださるという対応をしてくだ  
さっているということは私も認識しているんですけども、ただ、今年度なんですけれども、4月か  
らカウンセラーを希望していて、年度末にその引継ぎもお願いしていたんですけども、様々なこと  
が重なったのか、カウンセラーさんの相談が7月からになってしまって、4、5、6という部分がす  
っぽり抜けてしまったというお話を伺いました。もちろん教職員は、管理職も含めて異動もあります  
し、違う学校に行ったり、今度違うクラスを担当するというで代わるわけでありましてけれども、  
4月に新たに着任された管理職や教職員に、再度同じことを言わなければいけないような状況が、や  
はり保護者にとっては負担に感じてしまうことがあるといったお話も伺います。特に進級時、また小  
学校から中学校という場合もありますけれども、そのときの引継ぎというのが非常に重要だと思  
うんですが、そのあたりの情報共有というのはどのような体制になっているのか教えてください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） お答えいたします。

学年上がりですとか、それから学級編成が変わる際、また小学校から中学校へと学校種が変わる際  
に、不登校や別室登校が深刻化したり、環境の変化によって不登校や別室登校が始まったりするこ  
ともあります。また、今ご指摘があったように、情報がうまく引き継がれないことで子どもたちにつ  
らい思いをさせることのないよう、これは是正していく必要があるかなというふうには考えております。

4月当初、その当該の児童・生徒に、またはその保護者にどのように関わっていくのがより適切  
なのか、情報は共有している中ではありますけれども、改めて当該対応する者が詳しくお話を聞いて、  
そして、より適切な対応が取れるようにということで、どうしても4月当初にお話を伺う機会が多  
くなっているというのが現状でございます。

児童・生徒の状況やこれまでの経緯については、情報についてしっかりと共有して、適切な対応が  
取れるよう切れ目なく支援が引き継がれるように、経緯や指導方針を記録した個人記録を作成するな  
どして引き継がれるように学校では取り組んでいるところではありますけれども、改めて、スムーズ  
な、そして適切な情報共有がなされるよう指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） ぜひよろしくお願ひいたします。

そしてまた保護者の対応の部分もそうなんですけれども、やはり児童・生徒、子ども自身のほうに、  
どうしても保護者の対応のほうに状況によってはウエートがいつてしまう状況もあると思うんです

けれども、やはり、その子どもにとってという部分を忘れずにやっていただければと思っております。

続きまして、不登校や別室登校の児童・生徒の居場所の確保について伺っております。不登校であるかどうかにかかわらず、やはり居場所というのは非常に重要だと思っております。特に不登校や別室登校の児童・生徒にとって、家庭や、先ほどもいろいろ学校でというお話がありましたけれども、学校以外で自分の存在を認めてもらえる、気持ちを分かってもらえる、そういった人がいるということは非常に大切なことだと思っております。

保護者のほうからも、やはり学校に登校しないときは、家だったり自分の部屋にいてしまうということで、それ以外で、学校には行けないけれども、学校に代わるような居場所がほかにあったらいいなというお声をお聞きしておりますが、そういった学校以外の居場所については、先ほど適応指導教室という話もありましたけれども、どういうところが榛東村だと、近隣も含めて考えられるのか、分かる範囲でお答えください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 児童にとっての居場所ということですが、学校とすると、やはり学校、とりわけ学級が自分の居場所となるというのは第一ではありますけれども、不登校や別室登校の児童・生徒にとっては、特に教室以外の自分の居場所を確保できるということは、とても重要なことだというふうに思います。特に不登校の児童・生徒については、家庭で過ごすことが常態化しないで、外部との接触の機会が持てるようになるということは、そういう意味での自宅以外での居場所づくりというのは、教室への復帰の足がかりというふうにもなるものと考えています。

榛東村を想定した場合ですけれども、学校内ではやはり保健室、相談室等、落ち着ける場所が望ましいというふうに考えています。一方で、学校外ということで考えますと、榛東村にも適応指導教室、すてっふ榛東がございます。また、近隣で適応指導教室を持っているところにご協力いただく場合もございます。また、保護者と本人の状態によっては、相談しながらになるかと思いますが、フリースクールですとか、オルタナティブスクールも居場所の一つというふうになっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 説明いただきました。

榛東村にも、すてっふ榛東があるということですが、渋川市にも「かけはし」というものがあって、もう10年以上前ぐらいから榛東村の子どもたちも利用しているということも伺っております。

前橋市は、7月に報道であったんですけれども、今3か所あって、今年度2か所増やすというような報道がされています。ただ臨時的な場所になるというような話なんですけれども、吉岡町には、役場に隣接するコミュニティーセンター内に、ふれあい教室という適応指導教室がありまして、ここも

10年以上になるということなんですけれども、やはり何がいいかというと、中学校から、吉岡町の役場と中学校の距離を考えていただくと分かるんですけれども、中学校に近いので、状況に応じて先生が来てくれるという対応もできているというのが非常にいいと。学校からも全く丸見えというわけではないので、プライバシーも守られるということで、立地はかなりいいというようなお話も聞いております。

そこで本村の場合、やはり中学校に近いと考えますと、やはり新たにできる複合施設が中学校の近くにできるわけで、そういった施設の中にも子どもたちがいられるような、居場所となるような、そういった事業をやったらどうかと思っているところでもありますけれども、これは一つの案なんですけれども、現在の村の取組もそうなんですけれども、今すてっふ榛東がどこで、何回、どのようにとするのがちょっと私認識していないのであれですけれども、そういう学校の近くとか、うまく連携が取れるような場所に居場所があったり、学校の近くの利点というのはあると思いますので、そういったことも踏まえてちょっと考えていただきたいと思いますと思いますが、今後についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 不登校の児童・生徒の居場所が村内にあるということは、困難に苦しむ児童・生徒だけではなくて、保護者をはじめとして家族や周囲の方にとっても大きな意味を持つものというふうに思います。

複合施設についてですけれども、活用する施設の候補として考えていきたいというふうに思います。複合施設については、様々な年齢ですとかいろいろな立場の方の活用を意図していますので、そのあたりも含めて、困難を抱える児童・生徒のストレスやプライバシーの保護等に十分配慮する必要があると思いますので、そのあたりも踏まえて総合的に考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） よろしくお願いたします。

複合施設にもしそういう場所ができると、小学生とか中学生とか、その枠は超えて、そこがもし居場所となるなら本当にありがたいですし、給食センターが近いので、もしかしたら給食の対応とかも一緒にできるのかなと、保護者の方は給食費を払ってくださっていますので、何か榛東村独自の対応ができるんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

続きまして不登校、別室登校児童・生徒に対してのICTの活用の支援について伺ってまいります。学校によっては、別室登校の生徒へ授業の中継などで対応しているという学校等もあるようすけれ

ども、現在、榛東村の場合はどのような対応をしているのかお聞かせください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） ICTの不登校等に係る活用ですけれども、不登校や別室登校の児童・生徒に対する支援としては、教育機会を確保したり、それから学びを通して社会とのつながりを保ったりするという意味で、とても重要な取組というふうになり得るというふうに思っております。

ICTには、家庭と学校等との物理的な距離という壁を容易に飛び越える、空間的な制約を超えた支援を可能とする、そういうものかなというふうに思います。こうした意味からも、ICT機器の活用を図ることは、一人一人の状況に応じた学習支援を実現するための方法の一つであるというふうに考えています。

村内学校での事例ですけれども、児童・生徒本人の状況やニーズを捉えた上で、一律にはなかなか難しいんですけれども、それぞれの状況を踏まえた上で、保護者とよく相談をしてタブレット端末を貸し出して、学習機会を設けることを可能としております。そして、既に数件の事例が、小・中学校での事例というのがございます。ただ、全てが不登校、別室登校への対応というわけではありません。一部にそういうものも入っているということでご了解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 個々の状況によって、お話しいただいたように活用の仕方も様々なのかなと思っておりますけれども、やはり教室に入って授業を受けることが難しい場合や、入るときと入れないときがある場合でも、やはりクラスの様子というのが見えるというのはまず大事ということと、あとは学習の面でも、スタディサプリが今年度からは小学校の低学年まで全部予算化されておりますけれども、そういった学習に活用する方向も併せて、やはり学びを止めないような活用を今後もどんどんしていただきたいと思いますと思うんですけれども、今後についてもその辺は考えていただけるのか、お伺いたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 今後についてですけれども、困難を抱える児童・生徒の状況は、おっしゃるとおり様々です。個々の状況を十分に把握して、ニーズに応じて個別に対応を選択していきたいというふうには考えております。その中にICT機器の活用は、選択肢の一つとして今後も活用を考えていきたいと思っております。

その中で、ある程度自立的に学習に取り組むことができる場合、学習方法や内容を選択して、自学

自習に活用することで効果的な活用が期待できる。これは学齢にもよりますが、比較的高学年、また中学生になろうかと思いますが、そのような場合は学力保障という意味からも、スタディサプリ等を活用することも一つかというふうに思います。

また、どうしても学齢によっては、人とのコミュニケーションを機械を仲介して行うことで少し難しさを感じる、そういう場合もあるかと思いますが、繰り返しにはなりますけれども、それぞれの状況を十分把握しながら、ニーズに応じて活用を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 続きまして、切れ目のない支援や対応の充実について伺ってまいります。

先ほどもずっと村の取組のお話をいただいたんですけども、村内の学校に不登校や別室登校の児童・生徒の支援や対応のため、専門といいますか、そのために村が雇用していたりとかという、そういう職員だったり人材というものが現在いるのか伺います。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 専門の人材ということですが、各学校では、現状で担任や養護教諭、支援員、スクールカウンセラー等が中心となって、組織として対応に当たっているところなんです。ですので、対応に当たる専門の職員、専従の職員というのは、学校でそういう対応ができる職員というのはありません。

村としては、榛東村の適応指導教室すてっぷ榛東への通級の希望がある場合に、教育委員会事務局の職員が対応しているというような状況にあります。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 先ほどからお話いただいていて、もちろん児童・生徒が不登校だったり別室登校などで学校に行けた場合に、管理職の先生だったり、時間によって担任の先生だったり、そのほかの先生が対応してくれるということでもありますけれども、やはり学校は学校で学校行事があって、担任の先生も授業があるわけで、その中で対応していくというのには、やはり限界があるのかなと考えます。

先生たちも教員の多忙化というので問題になっていたりもしますが、授業をして、さらに個別の対応をしていくというのは本当に難しいのではないかなと思いますし、先生たちの負担も考えると、今の状況をずっと続けることが果たしてお互いにとっていいのかという部分は、ちょっと考えなければいけないことかなと思っています。

前橋市等では専門の人材を雇用したり、またNPOとかに委託をして、例えば学校の相談室なのに専門の職員を配置して、これスクールアシスタントというんですけれども、全中学校に1人配置しているというようなお話を聞いております。また、NPOに委託して、担任に代わって児童・生徒の保護者の時間に合わせて家庭訪問を行うなどの、これオープンドアサポート事業というんですけれども、そういった外部の力を借りながら支援の充実を図っているという事例もあります。

中でもこの前橋市や、実は今年度から吉岡町でもこのオープンドアサポート事業を始めたということで、同じNPO法人に委託をしているので、実績があるところに委託をしているわけでありすけれども、このオープンドアサポート事業のオープンドアサポーターも前橋市が全中学校に1人配置して、要望があった小学校にも数名配置しているということで、吉岡町の教育委員会に伺ったところ、吉岡町は2人、今配置をしているということでございます。

このオープンドアサポートの由来なんですけれども、今から十数年前に、ある中学校の校長先生が不登校の生徒の家の閉ざされたドアや心の扉を開けて、生徒と社会のつながりをつくるサポートとして発案をして名づけたということでありす。やはり先ほどの繰り返しになりますけれども、担任は授業もある、また中学校になると部活の顧問もある、かなり多忙で時間をつくるのも難しいという状況もありますので、担任が対応できなくても時間を調整して家庭訪問をしてくれる、そういった寄り添った支援を行ってくださるというのが、このオープンドアサポート事業ということになっております。

もちろんこれは予算も必要なんですけれども、やはり現在の保護者の方々から寄せられる悩みを考えると、こういった事業も村でも必要ではないかなと考えておりますので、ぜひ村でも実施を検討していただきたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 前橋市や吉岡町でのオープンドアサポーターの外部委託等の取組が始まっていることについては承知をしております。学校の状況をよく把握している学校の教職員が対応するメリットもあれば、一方で、今、議員さんのほうから挙げていただいたような外部委託等を取り入れていくメリット、それもあろうかというふうに思います。

今の段階では効果等についての情報が十分に得られていない状況でありますので、ご意見を参考に情報収集を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） よろしく願いいたします。

続きまして、学校における熱中症対策について伺います。

本年は6月下旬に非常に暑い日が続き、また7月末から8月上旬の期間の中で、現在のところ13回ぐらい熱中症アラートが発表されております。真夏日や猛暑日の年間の日数も増加傾向ということでありますけれども、国でも熱中症予防と併せて新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた熱中症予防行動などの呼びかけを行っております。

2学期も始まり、今後の気温等の状況にもよりますけれども、感染症対策と併せて熱中症対策も学校のほうでも行う必要があると思っておりますが、現状についてはどのような取組を行っているのか、お答えください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 熱中症対策の現状についてということでお答えいたします。

近年、熱中症事故が複数発生しておりまして、今後も災害級と言われる暑さが懸念される状態ですので、学校における熱中症対策は課題の一つであります。

新型コロナウイルス感染症の感染対策としての常時換気とマスクの着用によって、裏腹に熱中症への懸念が高まる状態となっております。環境省及び文部科学省が示すガイドラインには、5つ、特に挙げられておりまして、1つ目、環境条件を把握して、それに応じた運動、水分補給を行うこと、2つ目、暑さに徐々に慣らしていくこと、3つ目、個人の条件を考慮すること、4つ目、服装に気をつけること、5つ目、具合が悪くなった場合には、早めに運動を中止し、必要な処置を取ること、この5つが挙げられております。これを受けて、学校では様々対策を講じているところです。

暑さ指数、いわゆるWBGTの数値を参考にその日の状況を把握して、一定の数値を超える場合には、冷房のない場所での運動だとか、休み時間等の外での活動を中止するようにしています。さらに、水筒を持参させて、必要に応じて水分補給をできるようにする、状況に応じて活動途中で休息の時間を設け、水分補給を促す、その際はマスクを外してよいことを積極的に指導するなどの対応を行っております。また、建物の陰やテントの下の日陰を活用するようにしているという状況にもあります。

また、熱中症の懸念が高まる前に、校内で危機対応を確認する場面を設けて、万一に備え、熱中症が疑われる症状が見られた場合の対応ですとか、校内の連携体制について確認を行うようにしております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 国も、特に屋外でのマスク着用につきましては、熱中症のリスクが高まるとして、運動時、または2メートル以内という近距離で会話するような場合を除いて、屋外ではマスクを外しましょうということでCMとかでも呼びかけられていましたが、やはり学校の先生によって子どもたちに対する対応が、ニュアンスが違っていたりとか、やはり子どもたちの受け取り方によっ

で違う、しなきゃいけないという受け取り方をしている子どもだったり、その辺がなかなかまとまり  
というか、同じ認識でないような状況もあるというお話を伺っております。

やはり教育委員会として、学校の対応の違いが先生によってないように、引き続き指導をしながら  
学校に伝えていっていただきたいと思っておりますけれども、先ほどテント等も利用するという話で  
すが、部活動に関してはどのような対策をしているのか、簡潔にお答えいただけるとありがたいです。  
○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 部活動についてですが、基本的には、先ほど申し上げた対応  
についてを基本としております。さらに、部活動については1人の体制で対応するというのではなく、  
複数体制で、何かあったときにすぐ対応できるようにということで組織的な対応を行っているところ  
です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 今年、夏休みに入って、中学校のテニスコートで部活中にテニス部の生徒  
が救急車で運ばれてしまったということがあるということで、数年前も他校の生徒が同じ場所で熱中  
症で運ばれたということで、保護者の中で、日よげがない場所なので何とか対策できないんですかと  
いうお話をお聞きいたしました。テント等で対応はもちろんしてくださっているというのは分かるん  
ですけれども、仮設ではなくて、もうきちんと施設として、ちゃんと熱中症対策として日よげとかを  
運動部が使う場所とかにはしっかりと設置をして、子どもたちの命を守る取組をしていただきたいな  
と思うんですけれども、いま一度、学校や子どもたちが使う運動施設の状況を把握して、施設の熱中  
症対策についても見直しというか、検討していただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 国等が示すガイドライン等につきましても日々更新している  
ところではあります。今の方針を踏襲した上で、新たな知見が得られた際にはガイドラインに基づき  
まして対応の見直しを図りたいと思っておりますし、また、環境等についても見直しを併せて図っていき  
たいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） よろしくお願ひいたします。

また、この8月28日頃の報道なんですけれども、子どもたちが体育だったり部活で着ている体操着、  
榛東村だと白いTシャツなんですけれども、それをズボンの中に入れる、いわゆるシャツインという状況



が、運動会とかに行きますと、みんな子どもたちきちんと入れているんですよね。それがもう学校ではそういう指導なのかなと思っているんですけども、実はこのシャツインが熱中症のリスクを高めるといった報道がありまして、群馬県の中学校で理科を教えていた先生が、平成30年になるんですけども、シャツのインとアウトの状態ですぐに運動してもらって、その後サーモグラフィで体温を比較したと。そうしたら、インよりアウトの生徒のほうが体温が4度ほど低かったという結果があったということで、アウトするほうが低いというような状況になっているということで報道がされておりました。ただ、やはりシャツを入れるには意味があったりして、シャツの裾を入れるのは、もちろん何かにつかかたりしないようにというのがありますし、だらしなく見えないようにという、日本はそういった身だしなみというものを重んじる文化ですので、そういった意味合いがあるのかなとは思いますが、もうこれだけ暑くて、そういった中で、少しでも子どもが涼しく感じるように学校で過ごしていただきたいと思いますし、何より子どもたちの健康と安全を考えると、状況に応じてそういった部分も取り入れながら熱中症対策をするというのも一つの手段かと思います。

ただ、そういう場合にはきちんと子どもたちに理由も説明をして、周りにも理解してもらおうという必要があるかと思うんですけども、ぜひそこも踏まえて、熱中症対策については引き続き取り組んでいっていただきたいと思います。

続きまして、障害者の支援ということでユニバーサルシートの設置について伺います。

群馬県のホームページを見ますと、県内の地方公共団体のオストメイト対応トイレ、ユニバーサルシートの設置状況の一覧というのがホームページで見られるんですけども、その中に、榛東村ではオストメイト対応トイレが3か所、ユニバーサルシート設置の多目的トイレが1か所となっております。県全体でも、オストメイト対応トイレの設置箇所のほうが多くて、ユニバーサルシートを設置しているトイレのほうが少ないという全体としての状況があります。

今、本村では役場庁舎の1階にこのユニバーサルシートが設置されているわけですが、改めてこのシート、どのような目的で設置されているのか、簡潔にお答えください。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） ユニバーサルシートとは、乳幼児等のおむつ交換のために設置するベビーシートとは異なり、大人も横になれる大型のシートで、車椅子等から乗り移りやすい高さに設置するものでございます。主に多目的トイレ内に設置され、障害のある方のおむつ交換等に利用されるほか、高齢者や子ども連れの方など多くの方が多目的に利用できるものとなっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 説明がございましたが、乳幼児のおむつ交換のためのシートというのは、

かなり今普及というか、いろいろなところに赤ちゃんの駅とかという形でもありますけれども普及をしているんですけれども、この乳幼児のおむつ交換のシートというのは、実は年齢制限があったりして、限られた期間の使用となってしまうと、その年齢なり体重なり使用制限をオーバーしてしまうと、様々な理由からおむつ替えが必要なのに、やはり体の成長とともに利用が困難となってしまう場合があります。

先ほど説明していただいたように、ユニバーサルシートは障害のある方や高齢者、また子連れの方など多くの方が多目的に使えるものであります。しかし、設置箇所が少ないというのが現状です。

子どものおむつ替えができる場所も、榛東村でも以前質問して、少し増やしていただいて、村外も増えてきているんですけれども、それでもまだ多目的トイレに行ったら、なかった。探すために歩き回ったり、困って、車の中で替えたりするという状況も今やはりあります。それよりも、さらにユニバーサルシートの設置箇所は少ないので、本当に外出が非常に不便だと、利用する方にとっては不便であると考えられます。

やはりそういったシートを必要とする方が安心して外出して、社会生活を送れるようにするためにも設置箇所を増やしていただきたいと思うんですけれども、新たに建設される複合施設、防災中枢機能施設とも言いますが、こちらにはきちんと整備される予定なのか、計画なのか、分かる範囲でお答えください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 実施設計の段階では、設置については予定をしておりません。ご意見を参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 今のところはないということでありまして、ぜひ新しい施設ですし、いろいろな方が利用される施設となると思いますので、設置について前向きに検討していただければと思っております。

そして、この村の庁舎の1階にユニバーサルシートがあるということも本当に調べてみないと分からない状況でありまして、その周知といいますか、やはりそういったことを、安心して使えるところがありますよということを村としてもしていくべきだと思っておりますので、その辺も検討していただければと思います。

時間がないので、空き家の補助金のほうの質問にいかせていただきますけれども、現状の実績については、すみません、割愛させていただきます。

今、村のほうではリフォームに関しての補助金が交付されておまして、以前は除却ということで

交付をされておりました。やはり空き家というのは、本当にリフォームしていただければありがたいですけれども、かといってそのまま放置されているだけでは、年数を重ねれば重ねるだけデメリットも多く、やはり鳥獣被害等も考えると、どうしても除却しなければならない場合というのはあるかと思えます。ただ、リフォームと違って、リフォームの場合は定住することで、村に定住または事業を営むことの要件を満たすと、さらにプラスで、いろいろな条件によって加算されるというような内容であるんですけれども、今までの除却にはこういったものがなくて、除却後に定住するとか、そういった、ただ除却だけ、その後についての条件みたいなものは書いていなかったんですよ。でも、やはり除却に対しても、除却をした後にリフォームと同じように榛東村に定住してもらったり、またそこに事業ができるものを建設するなり、村で事業を営んでくれるとか、そういった移住・定住の部分も含めた補助金に見直すことで、もちろん空き家も減って、新たにここに住んでいただけるようになるということで、ちょっと早口で申し訳ないんですけれども、榛東村は今も新築が増えてきておりますので、もちろん土地を購入して新築して住んでもらえるのもありがたいですし、空き家をリフォームして住んでもらえるのもありがたい、さらに空き家を除却して、そこに新築をして住んでいただくというのも一つの選択肢だと思いますので、選択肢が広がるなと思っております。

ぜひいろいろ見直しされていると思いますので、移住・定住の促進につながるように、除却に関しても条件をつけるなどの内容に補助金を見直したらいかかかなと思いますけれども、ちょっと簡潔にお答えください。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 議員の意見も参考にしまして、今後、移住・定住につながるような制度になるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） ありがとうございます。

最後に、南分署移転に伴うアクセス道等の交通安全対策について伺います。

北谷地・大藪線、高渋バイパスアクセス道の3号線となるんですかね、開通しまして、非常に利便性も高まりました。しかし、高渋バイパスに出るところの事故があったり、その危険性について、以前からも、やはり地元の方々から声が上がっておりました。高渋バイパスも全面開通し、交通量も増え、さらに南分署も移転となって見通しも変化しました。南分署が移転されることで信号機が設置されるのではないかなど期待していたんですけれども、現状は未設置ということでございます。

やはりアクセス道3号線からバイパスに入るところ、信号機の設置が難しいのか、また、今後についてその部分を検討してくださるのか、最後に答弁をいただければと思います。

○議長（小山久利君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 当該交差点の信号機設置に関しましては、南分署の移転先として決定された以降、平成30年度に渋川広域消防本部が警察、後援会及び県土木事務所に相談をしております。信号機の設置については、24時間交通量や信号機の距離、間隔が重要な基礎となり、当該交差点については信号機の間隔が狭いため、設置は困難であるとの回答でありました。南分署移転開所を控え、令和3年11月に改めて渋川広域消防本部が警察に経過確認を行ったが、同様の回答であったと聞いております。

仮に現状より交通量が増加して、24時間交通量が基準を満たすようになったとしても、信号機の間隔の基準については物理的なものもあり、クリアすることができないと思慮するところであります。村でも重要な交差点であることを踏まえ、機を捉えて警察に要望してまいります。

○議長（小山久利君） 以上で、12番南千晴議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を2時5分といたします。

午後1時51分休憩

---

午後2時5分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

質問順位4番三俣実議員の一般質問を許可いたします。

3番三俣実議員。

〔3番 三俣 実君登壇〕

○3番（三俣 実君） 皆様こんにちは。3番三俣実です。よろしくお願いいたします。

夏休みが終わり、学校へ行く元気な子どもたちの姿を見ていると、うれしい気持ちになります。そんなとき、昨年6月、千葉県八街市で小学生5人が死傷した事故を思い出しました。昨年、生方議員から通学路の安全確認等について質問をしておりますので、重なる部分もありますが、よろしくお願いいたします。

まず、小学校の通学路対策について。

（1）これまでの通学路点検について、（2）令和3年度通学路合同点検実施結果について、2問一括で伺います。

以下、自席に戻り質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

---

午後2時7分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） まず、1つ目のご質問にお答えいたします。

通学路の点検は、教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者等の複数の目で通学路の状況を確認して、必要な対策を講じることで通学路の安全を確保するもので、通学路における合同点検として毎年実施してきております。

5、6月に小・中学校において通学路の危険箇所についての調査と一覧作成を行いまして、指摘のあった危険箇所について、まずは教育委員会事務局で現地調査を行い、それぞれの危険箇所の危険性と、それらを取り除く方法をあらかじめ検討しておきます。その上で学校、渋川警察署、渋川土木事務所、村の総務課、建設課の各担当等と合同点検を実施し、その結果を受けて必要な対策案を検討し、内容に応じて教育委員会、道路管理者、渋川警察署で対応を進めてまいりました。

なお、昨年度は感染症予防の観点から、教育委員会事務局の現地調査で収集した資料を基に、現状の確認と対策を検討する会議を実施したところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 3番。

〔3番 三俣 実君発言〕

○3番（三俣 実君） ただいま危険箇所について関係機関で状況を確認し、合同点検は行っているということです。

続きまして、小学校の通学路対策について、（2）令和3年度通学路合同点検実施結果について伺います。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 昨年度は、22か所について対応策を検討しました。そして、学校及び教育委員会で道路管理者、警察で対応を進めてまいりました。

以上です。

○議長（小山久利君） 3番。

〔3番 三俣 実君発言〕

○3番（三俣 実君） 昨年度、22か所の対策を実施していただいたということではありますが、現地を確認させていただきまして、数か所の確認はできたのですが、確認ができないところもございましたので、どのような対策を実施したか伺います。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 昨年度の対策ですけれども、教育委員会では、対策の内訳ですけれども、これは延べ数になりますけれども、通学路の変更、1か所、それからボランティア等の見守り活動の実施、それが3か所、そして、具体的な場面を示して交通安全の指導を重点的に実施する、これが16か所となります。

以上です。

○議長（小山久利君） 3番。

〔3番 三俣 実君発言〕

○3番（三俣 実君） 学校・教育委員会ではソフト面の対応が中心で、その他は道路管理者や警察に対応を要望していると思いますが、対策を実施するには限られた予算の中、長いスパンで考えなくてはなりません。その間、危険な状態はそのままになりますが、そのような状況をどのように思うか伺います。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 例えば昨年度挙げられました22か所の危険箇所ですけれども、それらの内容を検討しまして、全ての危険箇所が施設整備や改修等を必要としているというわけではございません。通学路を変更したり、現状の環境の中で安全に留意して通行するよう指導したりすることが適切な箇所も含まれております。また、議員がおっしゃるとおり環境の整備については、予算及び中長期の展望に立った対応が求められるというふうに思います。

こうした中、教育委員会としては児童・生徒の安全の確保に向けて、今後も関係機関と連携を図りながら、ハード面・ソフト面、両面の対策を総合的に検討して最善の対策を取れるよう留意していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 3番。

〔3番 三俣 実君発言〕

○3番（三俣 実君） ハード面については、教育委員会としてできることに限界があることは認識をしております。ただ、危険箇所はそのままにはしないで、例えば看板やのぼり旗等、何らかの方法で対策をしていただけるかを含めて、（3）これからの通学路点検について伺います。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 今年度につきましては、今、学校から危険箇所について情報が寄せられ、そして教育委員会で事前の实地調査を進めてきたところです。この後、9月16日に通学路合同点検を予定しております。その中で、道路管理者及び渋川警察署から技術的な助言を得ながら対策案を再度検討、そしてどのような対策が必要か考えてまいりたいというふうに思います。その際

ですけれども、関係機関との対応について具体的に検討を進め、会議において検討した対策案の内容に応じて道路管理者及び渋川警察署に対して具体的な要望を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 3番。

〔3番 三俣 実君発言〕

○3番（三俣 実君） 道路管理者や警察、また村の総務課や建設課、そういったところにきちんと要望を出していただき、子どもたちが安全に登下校できるよう改善、検討をしていただくようお願いをいたします。ありがとうございました。

続きまして、申し訳ございませんが、（４）、（５）を入れ替えて、先に（５）小学1年生の下校時の防災無線活用について、まず小学1年生の下校がどのように行われているか伺います。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 小学校1年生につきましては、幼稚園や保育園、こども園等と異なり自力での登下校ということで、安全については十分配慮しなければならないというふうに考えております。

1年生の児童は方面別に、今、学校区によって様々ですけれども、幾つかのグループを編成しまして、集団による下校を指導しております。特に年度当初につきましては、保護者の皆様にもご協力をお願いしまして、先ほど申し上げました方面別のグループで協力をしていただいて、付き添いながら同伴での下校または見守り等を学校からお願いをしておるところです。

また、あわせて教職員も方面を分担して児童の下校に付き添いまして、保護者へ引き継ぐ見守り指導を実施しているところです。これにつきましては、年度当初特に強化をしておりますが、その後も保護者の皆様に対してご協力等をお願いしたり、学校職員で下校の指導をしたりということで、年間を通じて指導しているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 3番。

〔3番 三俣 実君発言〕

○3番（三俣 実君） 保育園や幼稚園のときはバス通園や保護者の送り迎えでしたが、小学校に上がると、ただいまご説明があったように、最初の1か月ほどは教職員や保護者の方が付き添って下校しますが、その後はグループ、集団下校になります。集団といっても、下校する姿を見ておると、うちのほうの地区は、今年は小学1年生が非常に十数名いて、結構大人数で帰るんですけども、昨年は3人ぐらいだったんですね。少ない人数で、学校から近いところで1人、2人と減って、最後の1人が、ふるさと公園の上のほうまで1人で帰っているような姿も目にしています。

それで、保護者にとっては大変不安だと思います。実は区民の方から、ある小学校では防災無線を

活用し、子どもたちの声で「私たち小学生の下校時間です。いつも見守りありがとうございます」などと、児童の声でアナウンスをしていると聞きました。このことについて、お考えを聞かせてください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 保護者を含めまして地域の皆様の協力につきましては、安全の確保の面からも、また、議会の冒頭で教育長からの答弁にもありました少年の主張の中にもありましたように、地域の愛着という面からも大切なものだというふうに考えております。

小学校低学年の児童については、特に視野が狭く、興味があることに気が移りやすいために、安全の確保には周囲の理解と協力が特に必要になるものというふうに思っております。今後の地域の協力を得るためのご意見を参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 3番。

〔3番 三俣 実君発言〕

○3番（三俣 実君） 予算の面もあまりかからないと思いますので、ぜひ研究していただくようお願いいたします。

続きまして、子どもたちの登下校時の安全確保に対し、小学生だけに特化をしているわけではありませんが、多くのボランティア、各団体に協力をいただいております。

（4）防犯・交通安全に対する各団体の活動について伺います。

○議長（小山久利君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） それでは答弁させていただきます。

まず、榛東村交通安全会設置の趣旨。

交通道德の普及等のため設立した団体。小・中学生と関わりのある活動、交通安全教室や各季節ごとの交通安全運動期間や毎月1日及び15日、交通安全運動日に行っている朝の街頭指導などの交通安全活動を実施しております。また、交通安全運動期間中及び毎週火曜日18時から19時まで村内パトロールを実施し、交通安全に加え防犯の活動も実施しております。

次に、交通指導員設置の趣旨でございます。

交通指導や交通整理、交通安全運動での交通訓練など村が委嘱、小・中学生と関わりのある活動、榛東村交通安全会と連携し、交通安全教室や朝の街頭指導などを行っております。

次に、民生・児童委員設置の趣旨。

民生委員法及び児童福祉法に基づき設置、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、高齢者世帯の見守り、家族関係や子育て、子どもの生活困窮など、地域が抱える様々な課題に対応し、



専門機関とのつなぎ役など重要な役割を担っております。小・中学生と関わりのある活動では、各種学校行事への参加、学校運営協議会。

次に、青少年健全育成会連絡協議会設置の趣旨。

子どもは社会を映す鏡として、大人が率先してよりよい手本を示すため、「大人が変われば子どもも変わる」を目標に、安全・安心のむらづくりに努めるため、世代間交流や地域の子どもは地域で育てることを目標に、各自治会の行事等を通じて青少年健全育成活動を行うため、小・中学生と関わりのある活動、各区の青少年健全育成推進団体相互の連絡と提携、関係教育機関及び団体との連携と協力。

次に、青少年育成推進委員連絡協議会設置の趣旨。

県から委嘱された村内各自治会1名選出の榛東村青少年育成推進委員相互の連携を図る。他の健全育成関係団体、主に青少年健全育成会連絡協議会、村内各校PTA、子育連との協働に努め、地域における青少年健全育成活動の推進に寄与する。小・中学生との関わりある活動。各青少年の育成補導に関し、関係行政機関と関係団体と連携・協力すること。青少年の実態把握を行い、非行防止に努めること。青少年の健全育成を促進し、地域社会の環境浄化に努めること。

少年補導員、少年指導委員設置の趣旨。

少年の健全育成と非行防止、補導員、県警本部長が委嘱。指導委員、警察署長が委嘱。

その他の団体としては、各自治会会長、渋川警察署、榛東駐在所、渋川交通安全協会等であります。以上です。

○議長（小山久利君） 3番。

〔3番 三俣 実君発言〕

○3番（三俣 実君） ただいま副村長から各団体の活動について説明をいただきました。その他にもシルバーの方々や民生委員の皆さん、子ども安全協力の家の表札を提示していただいているお宅の方など、登下校時に子どもたちが困っているときは力になってくれる住民の皆さんがたくさんおられます。

このように村全体で子どもたちの安全を守っていけるよう、これからも各団体の皆様に協力をいただけるよう、教育長から一言いただければありがたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（小山久利君） 青木教育委員会教育長。

〔教育長 青木芳弘君発言〕

○教育長（青木芳弘君） 冒頭申し上げたとおり、子どもの安全確保というのは、学校を行う上で大変重要であり基本中の基本だと、保護者にとっても子どもにとっても安心した毎日を過ごせるということは、特に登下校ですけれども、安全に日々を送れるということだと思っております。そんな中で、パトロールをさせていただくと、地域の方々がたくさん立って、子どもたちを見守っていただいているということに大変感謝を申し上げます。

今後も学校と共に交通指導等を重点的に行っていきたいと、そんなふうに思います。大変ありがとうございます。

○議長（小山久利君） 3番。

〔3番 三俣 実君発言〕

○3番（三俣 実君） 教育長、ありがとうございました。

続きまして、道路の再整備、安全・安心な歩道整備について伺います。

令和4年度予算編成方針の重点事項に、県として整備が進められている駒寄インターから榛東村までの上毛大橋延伸道路について、完成への見通しが示されたため、アクセス道の整備に向けた準備を行うとあります。

まず台・柳沢線、通称西部線と呼んでいるんですが、長岡の児童館から中学校方面へ行く道路は、朝晩の交通量が多く道幅が狭いため、車同士がすれ違うときなどは、歩道がないので子どもたちに大変危険な道路です。歩道整備の計画があるか伺います。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 西部線、台・柳沢線でございますが、こちらのほうは令和3年度、蛇ヶ見・井戸尻線、要は18区の井戸尻の信号の下のほうから柳沢の交差点までの間でございますが、概略設計を行って、延伸道のアクセス道として概略設計を行っております。道路改良整備及び歩道の設置を想定した計画案を作りました。また、今言われた台・柳沢線についても、村内における主要な道路の一つでございます。高渋バイパスから榛名山に向かって伸びる計画道路並びに延伸道の完成に合わせて、そちらのほうも概略設計を行っていきたいと考えております。

今後も台・柳沢線を含め、道路改良整備を行う際には、村民の安全・安心の確保に配慮し、歩道の整備を含めた計画に努めてまいります。

以上です。

○議長（小山久利君） 3番。

〔3番 三俣 実君発言〕

○3番（三俣 実君） ただいま建設課長より蛇ヶ見・井戸尻線については、令和3年度に概略設計を行ったというお話でした。台・柳沢線についても概略設計をしていただけるということで、よろしくお願いをいたします。

また、村民の多くの方より高渋川バイパス完成に伴い、東西方面の歩道のある道路整備はたくさん進んでいるんですが、南北につながる道路もぜひ整備してほしいという声があります。

長岡の1区、2区から北小学校、中学校、造成工事が始まった防災中枢機能施設、南小学校から広馬場の16区までを結ぶ道路、また、県道高崎安中渋川線西側に、長岡の1区、3区から広馬場の19区を結ぶ道路等、上毛大橋延伸道路へアクセス道整備も含めた考えを聞かせてください。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 現在、道路改良を行う路線については、基本的に村道路構造条例に基づき、歩道の整備を実施しているところでございます。今、議員が言った南北に走る道、議員もご承知のように狭い道が多いです。歩道もついておりません。先ほども言ったように、概略設計の段階では歩道を設置できるような計画案を想定して、今後も努めてまいりたいと思います。今の意見は参考にさせていただきます。

以上です。

○議長（小山久利君） 3番。

〔3番 三俣 実君発言〕

○3番（三俣 実君） 歩道を含めた概略ですが、計画をしていただけるというお答えをいただきました。大変ありがとうございます。そのときにはぜひ、住民、自治会等多くの意見を取り入れ、未来への投資として安全・安心な歩道のある道路整備の検討をお願いいたします。

最後に、3、福祉タクシー利用券、補助金の現状について伺います。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 榛東村福祉タクシー利用券、補助金の現状についてというご質問でございました。

令和3年度の利用実績でお答えさせていただきます。

令和3年度利用者数では266名、利用枚数では1万906枚、1枚500円の券でございますので、補助金額にしまして545万3,000円を支出しております。この利用者数につきましては、毎年増加を続けている状況でございます。

また、今お答えをしました実績の中には、通常に交付した利用券のほかに、昨年、新型コロナウイルスワクチンの接種に際し、接種会場、接種場所への移動が困難な方に交付した利用券も含まれております。

以上です。

○議長（小山久利君） 3番。

〔3番 三俣 実君発言〕

○3番（三俣 実君） 利用者数が毎年増加を続けているということですが、福祉タクシー利用券の交付対象や要件、交付金額について伺います。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 初めに交付対象者、それから要件についてお答えいたします。

交付対象者につきましては、村内に居住し住民基本台帳に登録されている方で、在宅の高齢者等及び心身障害者としております。もう少し具体的にお答えをいたしますと、70歳以上の高齢者のみの世帯、ひとり親家庭の世帯、父母のいない18歳未満の児童を養育している世帯、身体障害者手帳の交付を受けており1級から3級に該当する方、養育手帳の交付を受けておりA判定に該当する方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており1級に該当する方、以上の方々を交付対象としております。

交付要件につきましては、まずご本人が四輪自動車を所有されていないこと、それから同じ世帯に運転できる方がいないこと等を要件としております。ただし、日中独居になる方、それから、ふだんは車の運転をされている方でも、おけがや病気によって一時的に車の運転ができないような場合など、申請された方の事情を考慮して柔軟に対応するようにはしております。

交付金額につきましては、高齢者世帯にあつては、1世帯当たり年間で500円券を80枚、4万円分、心身障害者にあつては、1人につき年間で500円券を80枚、4万円分を交付しておりますが、年度途中で申請があつた場合には、4月から経過した月数に5枚を乗じた枚数を減じて交付をしております。

以上です。

○議長（小山久利君） 3番。

〔3番 三俣 実君発言〕

○3番（三俣 実君） ただいま説明のあつた、日中独居の方や病気やけがなどで一時的に車の運転ができない方でも柔軟に対応する、そこの部分をもう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 日中独居につきましては、まず、申請される方のご家庭で自動車を所有されていて運転できる方もいらっしゃる場合、この場合には原則として福祉タクシー券の交付対象者になれませんが、お車の運転ができる方が昼間お仕事に出かけてしまい、結果的に車の運転ができない方が日中お1人になってしまうようなケース、そういった場合を日中独居というふうに言っております。

また、一時的に車の運転ができないようなケース、今までにあつたようなケースで言いますと、おけがをして車の運転ができない、骨折をしてしまつて運転ができないんだけど通院しなければならない、そういった場合や、病気、例えば目の手術をして、家に車はあるけれども運転ができない、ただ通院はしなくてはいけない、そういったケースがありますので、そういった場合には相談者の方の家庭環境や事情をお聞き取りした上で、希望に沿うように対応しております。

以上です。

○議長（小山久利君） 3番。

〔3番 三俣 実君発言〕

○3番（三俣 実君） 次に、要件の拡充や金額の増加を行う予定があるか伺います。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 交付要件の拡充や交付額の増額を行う予定は、とのご質問でございますが、令和3年度の実績から、利用率や未利用の状況を確認しておりますので、まず参考に申し上げます。

令和3年度、合計で748万2,000円分の利用券を交付しております。実際の利用率が72.9%でございましたので、200万円以上が未利用、利用されない状況でもあったとの結果が出ております。これは、利用する方の利用方法にもよりますが、年間80枚、4万円分では当然足りない方もいらっしゃる、使い切れない方もいる状況が見受けられるということでございます。

このため、補助金の拡充や交付額の増加につきましては、実際に福祉タクシー券を利用されている方の意見や、それからこのタクシー券の申請と交付事務にご協力をいただいております民生委員・児童委員さんのご意見なども聞き取りをさせていただくなどしまして、調査研究していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 3番。

〔3番 三俣 実君発言〕

○3番（三俣 実君） 200万円以上は利用されていないとのことですが、住民の中には、病院への往復だけで4,000円以上タクシー代がかかってしまい、1年で10回病院に行くだけで使い切ってしまうとおっしゃっている方もおります。ぜひアンケート調査等を行っていただき、内容を検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で私の質問は全て終了いたしました。大変どうもありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、3番三俣実議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を3時といたします。

午後2時40分休憩

---

午後3時再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

質問順位5番齊藤将史議員の一般質問を許可いたします。

1番齊藤将史議員。

〔1番 齊藤将史君登壇〕

○1番（齊藤将史君） 皆さん、私が今日のオーラスです。ぜひお疲れのところとは思いますが、最後までお付き合いのほどよろしくお願いいたします。

前回も質問に際してお話をしましたが、今日のテーマは、役場の職員並びに教職員に対する教育と

いうことで質問をさせていただきます。

質問に際して、訂正箇所がありますので、お手元の資料3ページ、私の質問の箇所ですが、(2)番、教職員に対する教育について、①の上から3行目、後ろの箇所、「直接個人的」というふうに書かれておりますが、ここに関して、「個人的」を「議会会期中」に訂正をさせていただきます。

では、今日の質問の1つ目、①番、職員による印影偽装等不適切な行為が発生いたしましたが、ここまで村の対応を簡潔に回答を求めます。

では、自席に戻って続き質問をさせていただきます。

○議長（小山久利君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） このたび本村職員2名の起こした職務上の非違行為については、高い倫理観が求められる公務員としての自覚を欠く行為であり、村民皆様に信用を大きく損ねてしまったことに対し、深くおわびを申し上げます。

7月6日に懲戒処分を行いました。翌7日に臨時庁議を開催し、村長から各所属長に対し、今後はこのような不祥事が二度と起きることのないよう、服務規律の保持及び再発防止策の徹底を図り、村民皆様の信頼回復に向け、職員一丸となって全力で取り組むよう指示がなされました。

また、8月19日、主査級以下の職員の悉皆研修としてコンプライアンス研修を実施しました。2グループに分け、計45名が受講しました。

なお、村行政全般の信用を失墜させてしまった責任を重大に受け止め、村長が自らの給料を1割減額したことは、議員ご承知のとおりであります。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） しっかり対応のほうになされているというふうに受け取りました。

今回の問題に関しては、俗に言うところの「ほうれんそう」、報告、連絡、相談、協議、これらの意識の欠如というふうに言わざるを得ません、実際に簡単なことではありますが、これが誠に難しい。

ここで、いろいろな具体的な対応というものをちょっとアドバイスも兼ねて、オプションとしてここで申し述べておきたいと思えます。

1番目、朝礼あるいは夕礼、現在もしかしたらやっているかもしれませんが、それを毎日あるいは隔週、曜日を決めて、いろいろなオプションがあると思えます。時間は、もう超短時間でいいとは思っておりますが、それは状況に応じてです。あと2番目ですが、緊急案件等に関しては、メモを管理職の上に置いておく、あるいはそのときの状況に応じて上司に伝える。

それで、一番最後の3番目なんですけど、今回問題を起こした2名、これはちょっと特別なオプションということで知っておいてもらうだけでもいいと思えますけれども、問題を起こした2名に対して管理をさせる。当然のことながら上司をつけてということになりますが、それはそのような問題を

起こしてしまった罰を兼ねた、ある意味での自己啓発、研修も兼ねているというふうに思っていたいて構いません。それで、この手法というのは民間企業の中でも、ごくごく軽微な問題発生を起こす人間に対してやられている手法の一つです。あるいは行政自体でもやられている手法の一つでもあります。ですので、以上のいろいろなオプションの組み合わせ、幾つかあるとは思いますが、ぜひ考えてみてはいかがでしょうか。

前回、村長のお話の中で、2人ペアで仕事をしていくというふうなことを言っておりましたが、時間的な制約等々も含めて、全体であるいは課で期日管理をやっていくというふうに考えたほうがじっくりいくような感じはいたします。2人でペアというのもいい考えではあります。

アドバイスはこの辺にして、2番目です。職員に対する教育、セミナー、研修、勉強会等が現在どのようになされているのか、回答を。

○議長（小山久利君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 職員の研修につきましては、階層別研修、能力開発向上研修を実施しております。昨年度の実績は、階層別研修として新規採用職員研修、新任係長研修、一般職員研修、これは中堅職員を対象として政策立案、政策形成の基礎的な考え方や課題の発見、転換手法の向上などを目的とするものであります。この3つの研修に12名の職員を参加させました。

また、能力開発向上研修として、法制執務、複式簿記入門、クレーム対応、折衝交渉力、DX入門、問題解決力、論理的な話し方、タイムマネジメント等15種の研修に、延べ25名の職員を参加させました。これらは、群馬県町村会または群馬県自治研修センターが主催する合同研修であります。村の自前研修として法制スペシャリスト研修、人事評価評価者研修及び行政手続法研修を実施し、延べ83名の職員が受講しております。

本年度8月までの実績は、階層別研修に8名、能力開発向上研修に21名の職員を参加させたほか、村の自前研修として法制スペシャリスト研修を現在実施中であり、また、先ほど申し上げたコンプライアンス研修も実施しております。

以上です。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 今現在の研修形態、かなりやられているということをお聞きして、今のよう形でどんどん進めていってほしい、そのように考えています。

では3番目、職員の他地域自治体及び民間企業での研修（仕事、生産性向上、接客術、交渉術、折衝術、問題解決術等）、先ほどの研修の話にもありましたけれども、それらの研修を兼ねて民間企業や他地域の自治体に対する研修、これを聞いてどのように考えるか、回答を。

○議長（小山久利君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 地方公務員の民間への中・長期的な派遣研修は、職員の身分や職務専念義務の問題、給与負担の問題から、近年は全国的に実施されなくなっているものと承知をしております。他の自治体ということで、昭和55年度からこれまでの間、群馬県に実務研修職員として職員25名を派遣してきております。本年度も県総務部市町村課に1名を派遣しております。また、一昨年度は技術習得のため群馬県建設技術センターへ1名派遣をしました。

今後とも村職員にとって必要な、そして有意な研修に参加させてまいります。

以上です。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 引き続き取組のほうをよろしく願いいたします。

最後にですが、様々な仕事に対しては手続ですとかマニュアルが存在しています。なぜ存在しているのかというのを課長に聞きましたところ、それは教えてもらっていないと、理由を聞いているかというのは教えてもらっていないということでしたので、一言付け加えておきますと、私自身は都市銀行員で勤めておりました。そこには数限りないマニュアル、手続集というものがあり、様々仕事の形態というものは決まっています。流れが決まっている。それをなぜ守らないといけないのか。それは自分の身を守るためなんです。全ての仕事においてリスクは必ず付き物なので、それに関して、自分の身を守っていくにはマニュアルどおりに仕事をやる、書類を書く、手続を踏む、そのような形で自分の身を守り、組織を守る。皆さんは行政サービス、私は都市銀行でしたので、銀行というのは公共性の高い仕事になりますけれども、組織を守って行政サービスを引き続き提供していくということも考えて、皆さん、引き続き細心の注意を払って仕事に邁進してもらいたいと思います。

では次の質問です。教職員に対する教育についての質問になります。

.....  
.....  
.....

……近年問題になっているいじめ、自殺者も増えています。このような中で、榛東村で多少いじめがあつたら困るんです。.....

.....教育委員会教育長、どのように考えるか、回答を。

○議長（小山久利君） 青木教育委員会教育長。

〔教育長 青木芳弘君発言〕

○教育長（青木芳弘君） いじめについては、慎重かつ丁寧な対応が求められますので、ここで少しお時間をいただいて、いじめのことについて共有をしたいと、そんなふうに思っております。

いじめ防止対策推進法第2条第1項において、いじめについては定義されています。いじめとは、



児童・生徒とほかの児童・生徒との間に限定され、学校の内外を問わず、同じ学校、学級や部活動の児童・生徒や、塾、スポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童・生徒と何らかの人間関係にあり、心理的または物理的な影響を与える行為であり、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

心理的または物理的な影響を与える行為には、一方的、継続的などの要素はありません。行為の範囲を広く規定していることも重要です。例えばけんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目する必要があります。

例えばけんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目する必要があります。また、悪気はない、よかれと思ってなど加害者の主観的な事情から判断するのではなく、あくまでも児童・生徒が心身の苦痛を感じているかどうかが重要なことです。また、本人は感じていない、知らないという場合も、客観的要素からいじめと判断する場合もあることも考えなくてはなりません。

いじめは絶対に許されない行為です。しかし、この定義から考えれば、学校内外の広範囲の人間関係を示し、一方的、継続的などの要素はなく、行為の範囲を広く規定していることもあり、いじめが全くないという状態は考えにくいと思います。そして、いじめはないという意識は、いじめを見過ごすことにもつながると考えます。今のところ村内小・中学校では児童・生徒の生命、心身に重大な被害が生じた重大事態はありません。しかし、定義に当てはまるいじめはないということはありません。

そして私は、いじめへの対応として大切なのは未然防止と早期発見にあると考えます。未然防止には、主体的、対話的で深い学びの実現が重要です。そのことで児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う、資質能力である人を思いやる心を育てることです。特に道徳教育や人権教育が重要となるわけです。

早期発見では、学校は児童・生徒に対する月1回程度の定期的調査を実施しています。調査結果は担当がまず把握し、気になる点については、時間を置かずに対応することを心がけています。また、中学ではこの9月というのは、ご承知のとおり心身ともに不安定な時期を迎えるので、2学期が始まるころ教育相談、一人一人と担任1対1の教育相談を実施して、心の悩み等に寄り添うことも行っているところです。ただし、調査に書いてこないからいじめがないなどと思わず、ふだんの様子を学年職員等で情報交換をしながらアンテナを高くすることを常に求めています。

再度申し上げますが、いじめは絶対に許されない行為です。しかし、いじめはどの子ども、どの学級、学年、学校でも起こり得るということを承知していく必要があるというふうに考えます。

なお、村内の小・中学校長は、いじめの理解、いじめに対して絶対に許さないという毅然たる態度とともに、その未然防止、早期発見について組織的に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後3時23分休憩

---

午後3時27分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 冒頭の私の質問の訂正箇所に関してなんですが、これについて、補足という形で説明をさせていただきます。

3行目の直接個人的というふうなことで、個人的を議会会期中に訂正してくださいというふうに皆さんにお伝えしましたが、これに補足を加えて、議会本会議あるいは会議中の発言ではないということで、皆さんに理解を加えてもらいたい、そのようにお願いいたします。

では、次の質問です。

.....  
○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） .....

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） .....

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） .....

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） .....

.....

では4番目、教員による性暴力防止法が成立をいたしました。が、前歴のある教職員の全国的な情報データベース、免許状再授与審査会がつくられておりますけれども、他県で問題を起こした教職員の再任用、これについて、榛東村に前歴のある教職員が採用されているかどうか確認をしたいと思いません。回答を。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 児童・生徒等を守り育てる立場にある教育職員が児童・生徒等に対してわいせつ行為を行うことは、断じてあってはならないことだと考えております。とりわけ自らの被害を十分に認識できない児童・生徒等や障害のある児童・生徒等に対するわいせつ行為は、絶対に許されないものです。

全国的な情報データベースについては、官報に公告された教育職員免許状の失効・取上げ情報を検索できる官報情報検索ツールであります。文部科学省が令和2年10月から全国の希望する自治体へ年4回情報を提供してございまして、本村も令和3年1月から登録をして、その内容等について確認をしているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 再三にわたってお伝えしていますが、私は銀行に勤めていて、東京、大阪、名古屋といろいろなところで働いておりました。実際、その地域ごとに報道の内容が変わってきます。もちろんテレビの報道の内容も変わってきます。取り上げる内容については、メディアが選定して報道するようなこととなりますので、教職員の問題があった行為に関しても、取り上げるか取り上げないかは、その地域のメディアによって判断をされているというのが現状です。つまり何を言いたいかということ、実際に報道されて全国的な報道という形で分かるのであれば、その元教職員は問題を起こした元教職員だというふうに分かるのですが、実際問題、データベースが全国的にしっかり、教員という職場の中で問題が発生した以外の個人的な生活の中で起こった問題、起こした問題に関しては分からないような現状になっている。データベースの中にその職場以外で、私ごとの行為の中で犯罪を行ったものがしっかりデータベースの中に含まれているかどうかというのが問題なので、それについて回答を。

○議長（小山久利君） 教育長。

〔教育長 青木芳弘君発言〕

○教育長（青木芳弘君） 教職員は県費の任用になっております。ですから、県費の教職員の任用に関しては、群馬県教育委員会の教育長が任命権者ということになります。ですから、榛東村教育委員

会には任用に関しての権限がないということになります。群馬県教育委員会で任用する際には情報を精査しており、榛東村村内の小・中学校に前歴等のある教職員が勤務しているという、そういう県からの情報はありません。

以上です。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） ということは、このデータベースにどの範囲までの犯罪行為が含まれているのかどうかということも分からないということで理解してよろしいのでしょうか。回答を。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後3時35分休憩

---

午後3時36分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 分かりました。結局は分からないということで理解します。

では、次の5番目、コロナによる問題が学校現場で様々な形で発生していると思いますが、今現在、児童や生徒の学力低下、学力の差の大幅な発生が懸念をされております。これに対する対策、回答を。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） コロナの問題によって学力の低下や学力差が有意に生じているのかどうかという情報については、まだ明確に示されていないというのが現状ではあります。しかし、懸念については、当然のことながら学校現場でも持っておるところです。

現在、社会全体が長期間にわたり新型コロナウイルス感染症と共に生きていかなければならない状況にあります。村内学校園では、感染症対策を講じつつ学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑みながら、学校教育ならではの学びを大事にして教育活動を進め、最大限、子どもたちの健やかな学びを保障することに努めております。また、学習指導要領が目指す主体的、対話的で深い学びを着実に実現できるよう日々取り組んでいるところです。

そのため各学校園では、感染防止に配慮しつつ時間割編成の工夫、学校行事の重点化などのあらゆる手段を用いて協働的な学び合いを実現しつつ、学力向上に努めているところです。中でも教育長から冒頭、答弁の中にありましたように、授業改善に不断に取り組むことが、長期的に見た場合、子どもたちの学力低下、学力差への対応になるとともに、学力向上、そして豊かな人間性を育むことにつながるものと考えております。

そして、そのための施策も、冒頭、教育長の答弁で申し上げたとおりです。特にタブレット端末などICT機器を効果的に活用することで、子どもたちの思考が深まる授業を行うなど、子どもたちの学力向上に向けて各校で取り組んでいるところです。これは、令和元年に全国に先駆けてタブレット端末等を学校に配置をしていただいた、村、そして本議会の皆様のご支援のたまものと考えております。

授業の中身でいえば、例えば写した写真に画面上で書き込みをして考えを整理したり、友達と考えを瞬時にやり取りしたり、複数の考えを動かして画面上で分割、整理したりするなど、ICT機器の特徴を生かし、ICT機器を使わなければならないような活動を通して、学びを深めること等に積極的に活用し、現行の学習指導要領で求められている思考力、判断力、表現力等の育成を中心に取り組んでおります。

榛東村教育委員会では、子どもたちの学力向上のためには教師の授業力向上が不可欠であると考えております。村教育研究所では、今年度、授業改革推進協議会を設置し、教師の授業力向上、授業におけるICTの効果的活用について研修を重ねていく予定であります。子どもたちのために、今後も教師の授業力向上を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） では6番、次の質問に移ります。

国内外の学力テスト、全国学力テストあるいはOECDで行われている世界学力テスト、これらの結果が地域で発表されていない。この発表されない理由というもの、ぜひ回答を。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 全国学力・学習状況調査ですけれども、全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童・生徒の学力、学習状況を把握・分析し、教育の結果を検証し改善を図るとともに、各学校が各児童・生徒の学力と学習状況を把握し、学習指導や学習の改善等に役立てることを目的として、平成19年度から開始されているものです。ここでいう学力の捉え方は、それぞれの立場によって共有が十分になされず、様々であるということが現状としてあります。

学校現場では、学校教育法第30条に基づき、学力の3要素である基礎的、基本的な知識・技能、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等、主体的に学習に取り組む態度を学力と捉えて、日々教育活動を推進しております。全国学力・学習状況調査は、その一部を押し量るものであります。全てを分析するものではありません。

また、数値や順位等の情報を基にした議論が、先ほど申し上げたとおり学力の定義を十分共有しないまま行われるということが散見されます。そのため、議論の内容が矮小化され、偏りのあるものに

なる危険性を感じております。

群馬県では、市町村名、学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要について慎重に判断しており、各市町村ごとの結果は公表しておりません。本村についても、以上のような考えから公表をしていないという実情がございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 1 番。

〔1 番 齊藤将史君発言〕

○1 番（齊藤将史君） 今回この質問をしたのは、これから榛東村の決算内容の検討ということで、前期の決算報告が明日以降なされますけれども、民間企業並びに公共団体、国、決算というのは成績表だといわれます。一方、教育に対しては、それらの成績表、もちろん施設等々の新設や拡充、それらの報告は決算という形ではなされますけれども、教育の内容に関しての成績、自らの成績の発表は、ある意味においてスポーツ、その他発表会、クラブ活動で県大会に出場する、あるいは代表となって県で発表する、このようなことを通常でやられております。しかしながら、学力に関しての自分たちの実績の発表が全くなされない。ということで、この質問を今回させてもらいました。

本来、学力あるいはスポーツ、精神面等々いろいろな実績、結果を表すというのは難しいことなのでしょうけれども、極力、地域に住んでいる人たちは、皆自分のこの地域に住んでいる子どもたちの学力、成績はどうなんだというようなことを気にしています。教職員という立場で大きなお世話かもしれませんが、その部分に関しては、きっちり地域住民あるいは父兄、子どもたち、よくよく見て今後の対応をしていってほしい、そのように考えています。

今回、質問はこれで以上なんですけど、いい機会なので教育と憲法の改正ということで若干話をさせてもらいたいと思います。

○議長（小山久利君） 質問に限定いたします。

○1 番（齊藤将史君） 質問なの。

○議長（小山久利君） はい。

○1 番（齊藤将史君） では最後に、私は日本の教育、今までの戦後の教育、戦前の教育も含めて、江戸時代から連綿と連なっている教育は成功しているというふうに私は実感をしています。現在の日本国民並びに政府、ありようを見て皆さんも実感をしているとは思いますが、実際に世界各国から尊敬をされている、あるいは海外旅行などでもビザなしで海外旅行ができてしまう、ビザなし旅行ができるのは日本がトップです。それだけ日本国民は信用され、どこに行っても、これは経済力ということも含まれているので、日本人というのは頭のいい国民だというふうに言われています。それは全て教育のたまものだというふうに思っています。

引き続き教職員の皆さんに対しては、今以上の……

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後3時49分休憩

---

午後3時49分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 今以上の努力、引き続きやっていっていただきたいというふうに考えています。

では、私からの質問は以上です。質問ではありませんけれども、ちょっと言わせていただきました。私の質問は以上です。

○議長（小山久利君） 以上で、1番齊藤将史議員の一般質問を終了いたします。

---

## ◎日程第6 陳情について

○議長（小山久利君） 日程第6、陳情についてを議題といたします。

兵庫県伊丹市、井田敏美氏からの陳情があった陳情第4号 中国共産党による臓器収奪の即時停止並びに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情につきましては、資料配付といたします。

---

## ◎散 会

○議長（小山久利君） 以上で、本日付議されました議案は全て終了いたします。

これをもちまして、令和4年第3回定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時51分散会

令和4年第3回

榛東村議会定例会会議録

第2号

9月2日(金)



# 令和4年第3回榛東村議会定例会会議録第2号

令和4年9月2日（金曜日）

## 議事日程 第2号

令和4年9月2日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問について
- 日程第 2 議案第53号 令和3年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第54号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第55号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第56号 令和3年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第57号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第58号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第59号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第60号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第61号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第62号 令和3年度榛東村上水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第63号 令和3年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第13 報告第 5号 令和3年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について
- 日程第14 報告第 6号 令和3年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について
- 日程第15 議案第64号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第65号 榛東村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第66号 榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第67号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第68号 榛東村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第69号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

いて

- 日程第21 議案第70号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第22 議案第71号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について
  - 日程第23 議案第72号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第24 議案第73号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第25 議案第74号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第26 議案第75号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について
  - 日程第27 議案第76号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第28 議案第77号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について
  - 日程第29 議案第78号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）について
  - 日程第30 議案第79号 調停の申立てについて
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（10名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	10番	清水 健一 君
11番	小山 久利 君	12番	南 千晴 君

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
企画財政課長	早川 弘行 君	税務課長	岩田 彦一 君
住民生活課長	村上 誠 君	健康保険課長	安田 睦 君
産業振興課長	山口 誠一 君	建設課長	狩野 宏記 君
上下水道課長	富澤 光彦 君	会計課長	浅見 英一 君
教 育 長	青木 芳弘 君	教育委員会 教務局長	足達 哲也 君
代表監査委員	小池 秀樹 君		

---

## 事務局職員出席者

事務局 長	飯塚 邦守	書 記	新井 佐智子
-------	-------	-----	--------

## ◎開 議

午前9時30分開議

○議長（小山久利君） 改めまして、皆さんおはようございます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席です。本日の会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の会議は議事日程第2号により進めてまいります。



## ◎日程第1 一般質問について

○議長（小山久利君） 日程第1、一般質問についてを議題といたします。

質問順位6番中島由美子議員の一般質問を許可いたします。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君登壇〕

○5番（中島由美子君） 皆さん、おはようございます。議席5番、中島由美子でございます。

傍聴席の皆様、早朝より議会に参画いただきまして、ご一緒に村づくりを議論いただき感謝申し上げます。

本日は、6月議会での執行側の回答者のほとんどが反問権を1問目に用いましたので、その使い方などについて榛東村議会基本条例ではどのように規定されているかを朗読させていただきます。傍聴席の皆様とも、条例の趣旨に沿った質問、回答になっているか、一緒にお考えいただければ幸いです。

それでは、榛東村議会基本条例（議会の活動原則）第2条、「議会は、村民の意見の把握と調整を図り、村の発展のために様々な方法から適切な選択をし、活動を行わなければならない」、そして飛びまして、これで終わりにしますけれども、第5条（議会、議員及び村長等の関係）、「議会と村長等は、それぞれの機関の特性を生かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持するものとする」と。4項、「議員は、一般質問に当たっては、目的を十分に認識し、単に村長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開する」と榛東村は議会で定めております。

6項、ここ、反問権なんですけれども、「本会議又は委員会において、議員の質疑等に対して答弁をする者は、論点を明確にし、議論を深める目的で、議長又は委員長の許可を得て反問することができる」。ですので、反問権は1問目からでなく、議論を深める目的でのみ反問は許可されるのであろうと考えます。ですので、6、その1問目からの反問は、事前の打合せ及び議会前に確認しておくことが執行側の機関の特性と考えますので、今回は管理職の皆様それぞれ申入れをさせていただきました。

また、私ども登壇者は50分の時間をいただいております。たくさんの質問をつい用意してしまうのですが、私も議員3年目に入りまして、何かうまくいく方法はないのかなと、ほかの市町村の状態を直接お聞きしますと、本会議閉会中の委員会でこのような問題を毎月委員会で議論をして、そのなか

ら一般質問を見だし、本会議で一般質問、そしてその討論の中から議会側で条例提案等に結びつけるような議会活動が行われているということが分かりました。

そのような中で、私、今回ぜひそのような討論ができるような形をちょっと取らせていただきたい。幸い2日目でございますので、私、昨日の回答を生かしてさせていただければと思っております。

そして、1番目は、ウィズコロナの問題。まさに第7波、第7次のコロナ禍が真っ最中でございますけれども、行動制限等なく、ふだんの生活ができるように思っております。

その中で、今、榛東村から濃厚接触者の方に生活支援物資が交付されているということで、その連絡が、月曜日から金曜日までの午前8時半から午後4時半までということで書かれております。勤務時間は5時15分でございます。その45分も村民のサービスに充てていただけないかということを確認しております。

それとともに、濃厚接触者の数について公表はできないものかというのを問うております。

以上、様々なウィズコロナ、そして榛東村総合戦略に基づくSDGs、その進化に基づいての2問を大項目として質問させていただきます。

それでは、1問目、先ほど申し上げましたけれども。

次は自席で質問させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） では、濃厚接触者の数ということでございますが、濃厚接触者の数は村のほうでは把握をしておりません。

それから、生活支援物資の申請受付ということでございますが、原則、平日とさせていただきますが、状況に応じては土日も対応はしてございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） そうなんです。平日とさせていただくということですが、私も傍聴の皆様も、この回覧を見て、午前8時半から午後4時半、5日間の生活物資ですから、土日入りますと、ほとんどもう回復に向かう時期でいいのかもしれませんが、やっぱり緊急性があるから、わざわざ食料を届ける。火災のときに毛布を届けるというのも、土日挟んでその後というようなことはなかったかと思えます。

もう一度、この土日についても電話を受けられるという方向性を、この一般質問で明確にしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 支援物資に関しては、原則とさせていただいていますが、土日も対応してございます。濃厚接触者の方ですので、罹患されている方ではないので、体調は悪くない方々と認識はしております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 濃厚接触者で体調は悪くないということですが、私もかかったことはございませんが、様々な村民の方のご意見を聞きますと、陽性者が近くにいらっしゃるということだけで頭が重いと。そして、当然かもしれませんけれども、濃厚接触ということで今後コロナに感染するかもしれないという、そのような緊急事態の中で、やはり村民に寄り添った支援ですから、支えて援助するということがございますから、元気なはずだから買い物に行けるのではないかという前提ではなくて、やはり支援を前提にお考えいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 先ほども申し上げましたとおり、土日でも緊急の場合は対応してございますので、支援としては実施をさせていただいております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。コロナという緊急事態でございますから、土日も対応していただけるということを確認いただきました。ありがとうございます。

県の陽性発表によると、渋川市より榛東村、吉岡町のほうが多い日が大部分あります。個々人の注意喚起のためにも、村内の陽性者等の人数の公表が必要との村民の声がたくさんあります。しかしながら、陽性者というのは、村内の村長以下5名しか知らないという状態になっております。

じゃ、村内で村長以下5名が陽性者の数を知るといふ理由は何なのでしょう。その必要性についてお答えください。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前9時40分休憩

---

午前9時40分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 陽性者を知る必要性ということでございますが、陽性の状況によっては、村として対応することが出てくる場合もございますので、個人情報というところがございまして、一部の中で確認をしながら対応をするということでございます。渋川管内ということで発表にはなっておりますが、その辺には渋川市、吉岡町、榛東村の方々が含まれているという認識になると思います。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。そのように、やはりその場に応じて対応すると。第1波より第7波、大変榛東村に関する数字が、関するですけれどもね、榛東村ではありませんけれども、関する数字が多くなっていて、やはりそのようなバロメーターといいたいまいしょうか、村長もそれを見て、庁議等で職員に気をつけるようにとか、いろいろそういう様々な支援策を打ち出すものと思われませんが、村民にも、村長が「みんなに福祉と安心を」という総合計画がございまして。今のままですと、みんなに福祉と安心ではなくて、職員に福祉と安心をということで、村民に届いていないかなと。特にコロナという緊急事態ということも私も承知しておりますので、そのようなお取り計らいを、何らかのバロメーターというものを村長のほうで考えていただけないかなと。

先頃、全数調査を岸田総理大臣が廃止すると言ったら、もうものすごいその議論がありました。そういった専門家であっても、そういったバロメーターがなくなると不安であるということ、村民は今、何もなくてやっているわけございまして、新聞の数字だけでなく、真塩村長さんが知り得る村内5名の状況を何とか、濃厚者の濃厚申請の数でも結構でございます。誰もいないのか、誰かいるのか。誰かというとおかしいんですけども、ゼロか1かということぐらい村民にお知らせすることが、「みんなに福祉と安心を」につながるのではないのでしょうかねと思うんですが。いかがでしょうか、村長。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほども申し上げましたけれども、我々のほうも、濃厚接触者何人でどこかは分かっておりません。

そしてそれと同時に、今、中島議員は、住民皆さんに云々という話ですけども、私どもとしては、これも職員にもどこの家がどうのこうのということは一切伝えておりませんし、個人情報の問題でやっぱりそれは、これからも我々は分かったとしても、伝えるつもりは私にはございません。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 個人情報という、どこの誰とかということをお考えだと思っておりますけれども、長年村長をされている真塩村長がそのような個人情報を出すとは思いませんけれども、個人情

報ではなくて、ゼロか1かということをお尋ねしたものでございます。村民の多くの声があるということをご伝えて、次の質問にまいります。

2番でございます。ここにあるんですけれども、ごみの収集計画の表紙によりますと、夜間のごみ出しはやめましょうとありますが、朝のごみ出しの密を避けるためにも、ウィズコロナな暮らしですから。また、サラリーマンの方なども増えており、ごみステーション179か所のうち、およそ80%が屋根付きであることから、ごみが動物に荒らされる心配もなく、実際、村内を回ってみますと、前日夕方頃から出されているところが多くありまして、そのようなルール、明確化ではなくも、夜間のごみ出しはやめましょうというようなことが書かれていなければ、基本は早朝8時までに出しましょうということでもよろしいかと思うんですけれども。

ルールを破ってお出しになっているという認識の方と全く知らずに出している方いらっしゃると思いますけれども、やはりそういうもののストレスというのは少しでもなくしたほうが、いいむらづくりにつながると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ただいま議員からご質問の中で、ごみ出しの際に密になるというようなちょっとご発言がありましたが、私も地域のごみステーションのほうにごみを出しに行きますが、ご近所の方とご挨拶をしたり当然しますけれども、ちょっと密になるような状況に出くわしたことはございません。

また、住民生活課のほうへ、ごみ出しで密になって感染が疑われるのではないかというようなご相談も来たことはまだございません。

ごみ出しのルールにつきましては、ちょうど今議員も紹介していただきましたが、ごみの収集計画表、今年度刷新をさせていただきましたが、ごみの収集日当日の朝に、8時までには地域のごみステーションに出してくださいということでお願いをしております、これにつきましては、引き続き同じルールでご協力をお願いをさせていただきたいと思っております。

その理由につきましては、まず収集日の前日や夜間にごみを出されますと、そのごみから害虫や悪臭が発生をしたり、また屋根つきのごみステーションであっても、猫や小動物、カラスによってごみが荒らされる、散らかされるというような状況が見受けられていることから、このルールにつきましては、引き続きごみ収集日当日の朝、地域のごみステーションに出していただくようにご案内をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今は、朝はそのままというところはよろしいかと思うんですけれども、こ



の夜間のごみ出しというところだけ削っていただけないかなという質問でございました。

その動物がということと、密というのは、私どもの住まいのところは新興住宅地でほとんどがお勤め人なので、やっぱりその時間に合わせてどどと車が3台ぐらい並んで、私のごみを預かって中にしまっただけしまっただけみたいなことも何度かありました。

そういう中、このコロナの地方創生臨時交付金がある時期に、残りの20%も屋根をかけてネットで対応しなくもいような対応が交付金でできるのではなかろうかと。

これも、従前の松岡好雄議員が、ガラスにやられると、地域性でやられるということから、そこにあるペットランドの余った犬小屋の払下げを受けて、地域に折半で入れていったという経緯があるそうです。

ですので、地域の方が頑張るといこともよろしいかと思えますけれども、残り20%、やっぱり屋根があったら便利な村民が増えると思えますので、こういった交付金でなくも村単でも結構なんですけれども、20%のものを屋根つきにさせていただくようなお考えはございますか。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 各地区に設置していただいておりますごみステーションの管理につきましては、各自治会でその管理、設置もしていただいております。

ごみステーションを新設される場合には、村の環境美化推進協議会のほうから設置補助金ということで支出をさせていただいております。毎年、村の環境美化推進協議会の総会の中でそういったことも、情報をおつなぎをさせていただいているところです。環境美化推進協議会は各自治会長さん全員となっておりますので、引き続きご案内していきたいと思えます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 引き続き新設のときに補助金が出るということをご案内して下さるということでごございました。

20%の方々は、そのような籠があると、鍵がある意味かけられるというような状態にないということは、村民サービスが公平でない、平等でないということもあろうかと思えますので、個々の状況はあろうかと思えますけれども、やはり極力、籠になるような取組を今後進めていただければと思います。

続いて、3番の村内体育施設の予約方法の説明書きがばらばらでという質問なんでございますが、有数な体育施設がございますが、グラウンドの新しい看板には、電話での予約はできません、管理事務所のお受付期間中にお越しくださいと書かれております。

そして、昨年4月から新しくなった教育委員会のホームページには、社会体育施設を使用する場合

は、電話または直接社会体育施設等管理事務所に、使用を希望する日の予約状況を確認してくださいとなっております。

それはどちらが正しいのでしょうか。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 村内体育施設の予約方法の説明書きとホームページ上の表記につきましては、電話による予約状況の確認は可能なこと、しかし利用申込みについては電話ではできないことを示しております、内容的には一致しているというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 実際、今の足達事務局長が電話をいたしますと、電話ではお答えできませんとお断りされるはずですが、私も実際に経験しておりますので。電話に出ても、明日の朝9時に来てくれとあって、そういうことですが、今、足達事務局長がおっしゃるような、電話で空いているか空いていないくらいはやっぱりお答えしていただくようなご指導をしていただければと思います。

こんなことは別にこの席で聞かなくてもいいのではないかと、傍聴席で参画されている皆様は思うかもしれませんが、やはりいろんな村からの情報について、先ほどのごみ出しもそうですけれども、村民はそれを正しく行おうとすると、とても大変な状況もあろうかと思えます。

村民の皆様が体育施設を利用しやすいように、わざわざ出向かずに、密を避けと言いましょか、運動しているときはしょうがないでしょうけれども、予約をしたりまた借りたりということ、そして料金の電子支払いを併用し、税金は電子支払いができるようになっていきますので、同じシステムを使って村民の利便性を向上させて、スポーツの健康なむらづくりに寄与すること、ネット予約システムなどをコロナ地方創生臨時交付金で確立できないかということをお聞きしておりますので、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 各家庭におきましてネット環境が様々でありまして、また使い方等について一定のリテラシーを持っていることが必要かなというふうには思います。システムの導入等が利便性の向上につながるか、十分精査が必要かなというふうには考えております。ご意見、参考にさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、利便性につながるかというお話ございましたけれども、沼田市は、地方創生臨時交付金でP a y P a yという電子マネーを入れましたら、二十何億円という金額を市民が使ったということでございます。使ってみてよくなったのが、インターネットで情報革命で幸せをとという会社もございますけれども、利便性がというのはどうかな。利便性の向上に当たらないというのは、いささか疑問でございます。

次の4番、教育長と教育委員会事務局長が、前、榛東中学校の校長先生と教頭先生という、これ、最強の教育布陣であると思います。

コロナ禍の今、新たに学校給食センターなどの防災拠点を建設しております。教育委員会が担当されているわけでございますけれども、小中学校生徒、保護者、給食調理員、農業生産者に対して、具体的にどんな施策を計画しているのか。それはもちろん、各対象者からどのように聞き取りしたものなのか。

私が存じ上げているのは、10年前の建設委員会、平成25年の建設委員会の答申で今おつくりになっているということ、先頃まで聞いております。お二人が新しくなられたこともありまして、そのような旧態過ぎる内容でつくられたのではと心配しております。よろしくをお願いします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 学校給食センターの新設につきましては、現有施設の老朽化への対処であるだけでなく、アレルギー対応を含め、学校給食の質的向上に大きく貢献するものと考えております。

また、災害時の活用を想定した災害時応急給食の提供を可能とする機能を有することにつきましては、児童生徒だけでなく、村民の命や生活を守ることへの備えとして意義あることと思っております。これは、村の掲げる「子どもに夢を・みんなに福祉と安心を」という理念を形として表したものの1つであると考えております。

このようなことを計画しておりますが、さらに学校給食センターに対するニーズや期待すること等につきましては、学校現場を中心に、機会を捉えて情報を収集できるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、情報収集に努めたいということですが、既に実施計画をやっている最中でございます。ぜひその情報収集、その聞き取りの方法に、教育長、事務局長が中学校で培ったタブレットを駆使して、ズーム等で頻繁に聞き取りを行う方法はできないか。

昨日、教育長、事務局長共に、主体的に対話的に深い学びにを表明されましたが、まさに教育長自ら主体的に対話的に、生徒、教職員、保護者、調理員、農業生産者などの声を聞き取り、より良き施設にすることができると思います。いかがですか。

昨日もユニバーサルシートが新しくできる施設にないということが判明しましたことは、大変残念なことです。分かった以上、設置されるんであろうということから聞いております。

そのようなタブレットを使って気軽に聞き取れる方法を、今後いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 青木教育委員会教育長。

〔教育長 青木芳弘君発言〕

○教育長（青木芳弘君） 教育行政を執行するに当たっては、個人的な価値判断などではなく、中立性の確保、そして継続性また安定性などの確保が、それを図ることが必要と考えます。ですので、この視点で精査をしていきたいと、そんなふう考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 個人的な価値判断、中立性、さらに図っていききたいということですが、その「さらに」がやはり大事なことだと思うんですね。今までの既成概念、価値判断にプラスして、その新たな、さらにどうしたいか、私の言葉で言うと、どう進化させたいかということが腕の見せどころではないのかなと思っておるんですが。そういうことが、この新教育長さん、新事務局長さんにおかれましてはできると思いますので、特に聞き取りを進めていただければと思っております。

なぜ生徒、教職員、保護者、調理員、農業生産者ということが出てくるかといいますと、村内の農業者の皆さんとの聞き取り協議を進めていただくと、村内農家で有機野菜を栽培していただくことで、付加価値の高い新たな農産物への展開などにも寄与すると考えます。そして、そのような榛東村のおいしい安全安心な農産物を給食で使える、まさに真塩村長が村のお米が使えるような形を考えていると表明されておりますけれども、野菜についても急にはできませんので、そういった協議をするようなために農家の聞き取りが必要だと申し上げている次第でございます。

そうしたアレルギーということでございますけれども、アレルギーにはどんなものが必要かというのは、調理の過程で様々な過程がございます。ですので、そういった調理員の声も聞かないと、全然、使うときにまたすぐ改修というような、備品の購入というようなことが多々ありまして、今なら間に合うかということでお聞きしております。農業者の聞き取り等のお考えはいかがでしょう。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 現在も農業生産者等からお申出があった場合につきまして、学校給食として安全安心で、そして必要な量を必要な時期に確保できるかなどの幾つかの視点も踏ま

えましてご意見をお聞きし、必要な場合または可能な場合につきましては、給食の献立等に反映しているところです。

今後につきましても同様に、生産者のご意見をお聞きしながら、可能な範囲で献立に反映することは進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま随時というような感じで受け取りましたけれども、やはり農産物も、子どもを教育で育てるのと同じように急には育ちませんし、有機となりますと3年土地を無農薬にしてというような、いろいろな様々な取組がございます。学校給食という公的な機関が行うものであるから、そういう取組ができるのではなかろうかなと思うんですが。

教育長さんのところにも、事務局長さんのところにも文書を収受されていると思いますが、学校給食における地場産等の使用促進の補助事業がございます。言うまでもなく、文部科学省の学校施設環境改善交付金などもそうだと思うんですけども、そういうものが多々入っております。そういうものを見逃すことなくトライしていただくということが、榛東村の財源を豊かにし、生徒も農家もよりよい農産物を作り食すことができますし、感染力に強い身体を学校給食でつくろうという文部科学省の思いが実現するものと思います。

そのような補助金がたくさんございます。ですので、まだ第何次というのが来ると思いますので、ぜひそれを取り組んでいただければと思いますけれども、そのような文書を見ているか、取り組むお気持ちがあるかということ、今のお考えで結構です、お願いします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 様々な補助金の文書については、こちらのほうで確認しております。それらの取組につきましては、先ほど申し上げましたような、安定的に学校給食を安全に提供するという観点も踏まえまして、精査してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 精査の時期は、前の教育長さんと事務局長さんの時代かなと。今はもう実施計画にあるので、当然精査をしながらでございますけれども、チャレンジする時期に入っているかなと私は思う次第でございますので、何かもう一度その文書を見まして、ああこれが使えそうだなというようなお考えを、優秀な職員がいると思いますので相談しながら進めていただければありがたいなと思っている次第でございます。

それで、前の教育長さんは平成27年9月30日に、同様の事業を農林水産省で実施されるような運びがございました。ということもございますので、いかがかなと思うんですね。

そして、これは、昨日の一般質問を受けて、全国4校のICTの中学校になっているとお聞きしましたが、そのタブレットを使ってさっきいろんな聞き取りをしてくれというお話をしたわけでございますけれども。

昨日来ていた保護者の方、傍聴に参画されている方から、授業の巡回をしたり、不登校や別室登校の生徒も授業を見学することができるのではないのでしょうか。

新しい教育長さんですし、教員人生の3分の2を村内の学校に勤務されていたと自己紹介をいたしております。そのような取組、そんなに予算もかからず、難しいことではないと思います。タブレットを使って授業を、もちろん関係者だけですけれども、見るような取組というのは、全国でご存じか、ご存じでないか。また、榛東村で検討されてみるというようなお考えがあるか、ないか。全国であるかどうかだけでも結構ですよ、答えられなければ答えられないで、分からないで結構です。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

---

午前10時10分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

中島議員、ただいまの質問を取り消していただきたいのですが、通告にないので、いかがですか。5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 時間が16分になりましたし、3か月に1回の貴重な時間ですから、議長が取り消せと言うのであれば、取り消します。よろしく願いいたします。

続きまして、それでは2番、第2期榛東村まち・ひと・しごと総合戦略、すなわちSDGsですね、榛東村を進化させる取組が早急に必要ではと質問させていただきます。

1番、高渋バイパスが開通し、南新井前橋線が村内で一部開通し、いよいよ吉岡地内の沿線に10月13日大規模店が開店します。村内に大規模店を誘致できなくても、「そこを訪れる前に榛東に立ち寄り自然を楽しんだり、観光しよう」ができる場所の提供についてはどのように考えていますか。総合戦略にはどのように明記されていますか。企画財政課長、お願いいたします。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） まず、総合戦略の記述につきましては、今資料がございませんので、お答えは控えさせていただきます。

バイパス等の開通についてお答えさせていただきます。

高渋バイパスが開通し、あと数年で南新井前橋線バイパス、これも開通する見込みでございます。村民皆さんの移動も便利になるのに合わせまして、議員が言われるように、本村への訪問、来訪も期待したいところでございます。

ただ、この本村の傾斜地という地形、それから本村西側は山林や演習場であり、西側からの誘客は見込めないなど、企業誘致それから大型店舗の出店は難しいところもあります。

村といたしましてどのようなことができるか考えていかなければなりません、それまでは今ある施設、観光資源等々を磨き上げ、リニューアルなどして、村内事業者と共に新たな魅力を発信していきたいと、そのように考えます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 沿線が開通するまでは、今ある施設を磨き上げて魅力を創出していきたいということでお話ございましたけれども、そういうふうな取組を今後されるということと捉えてよろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 今申し上げましたとおり、現有施設それから観光資源等々の磨き上げ、リニューアルも含めましてですが、それらはやっていきたいと考えております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。そして、どのようなものが提供できるか、企画財政課長、予算と計画を担当する課長にご質問して、既存のものを磨き上げ、新たにリニューアルしていきたいと回答をいただきました。

それを受けて、榛東村への案内の取組は産業振興課と考えますので、この道路開通に伴い、榛東村を進化させる取組、案内ですね、榛東村にどうやって人を、今のままであっても呼び込むかと、どのような案内が提供できるかということをお尋ねします。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 新たな取組となるかどうかはちょっと難しいところでございますが、新たにできる大規模店舗、業態等がどのような形になるかも確固たるものございません。ただ、そういった大規模店舗等が発生した場合に、その施設内に近隣の観光案内等を設けられる等の情報が入るならば、本村の観光案内等についてもそこに参入できるような形で、パンフレットの設置等ご協力いただくとご相談をさせていただき、村内の観光施設等をPRできればと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 実際、実動部隊としては村内のパンフレットを、吉岡町といえども新たな大規模店にパンフレットを設置したいというお考えをお持ちいただいたということで、ありがたいことだと思っております。

そういう中で、様々なパンフレットがございます。今のところ榛東村は1つの観光パンフレットになっておりまして、各所はあるんですけども、またこの道に合わせた新しい、持って歩きたいようなパンフレット、吉岡町の食のパンフレットもそうなんですけれども、打合せのときご説明しましたけれども、その新たなパンフレットというのはいかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 新たなパンフレット等につきましては、既存のパンフレットのリニューアル等を含めて考えさせていただければと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） そうですね、なかなか隣町がよくなって、榛東村も何か変わったというような雰囲気が出てくるとありがたいと思います。

2番、第2期榛東村総合戦略に取り入れるべき視点で、民間と共同する、誰もが活躍できる地域社会をつくと明記されています。ふるさと公園、創造の森の管理について、指定管理のような形態にすれば、現状維持の予算であっても、民間の力をお借りして、世代を超えて村民の皆様が楽しめる、使いやすいものになるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 既存のふるさと公園、創造の森の管理等につきましては、ふるさと公園については会計年度任用職員の方に管理をしていただき、土曜日日曜日等についてはシルバー人材に補佐として入っていただき、管理等に挑んでおります。また、創造の森につきましてもシルバー人材センターに通常の管理、お願いさせていただき、利用者の方に利便性を図らせていただいているところであります。

今後につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、民間との協働についても、施設の更新等もございますのでその中で考えていければと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。



〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） なぜそのようなことを申し上げるかと言いますと、ふるさと公園の面積や立地から考えますと、民間と協働し成功した前橋市の児童遊園地るなばあくでございますね。るなばあくを受けた法人というのは榛東村の出身の方でございます、そしてそのるなばあくを再生したのは1人の方だと、銀行出身の方と聞いております。そのような進化も可能となるのではと、榛東村を進化させる取組の1つになるのではと。

民間と協働し成功した前橋児童遊園地るなばあくのような形にふるさと公園もできるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ふるさと公園の利用につきましても、既存の施設、開園以来、三十有余年たっております。この後、改修等も検討なされる可能性はございますが、その中に議員の発言なる内容も含めて議論が重ねられるものと思われま。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 予算を持っている企画財政課と実動部隊の産業振興課と力を合わせてやっていただけたら、いいものになるのではないかと思います。ありがとうございます。

3番、「ママでもカフェ、パパでもスポーツ」ができるように、高崎市が取り組んでいる子育てなんでもセンターを村内に設置し、若い家庭、新しい家庭が増えていますので、子育て環境の向上の一元化が必要なのではないのでしょうか。

子育てなんでも相談センターとは、保健師、保育士、教育相談員が子育ての不安や悩み、子どもの健康や発達などについての相談や子育て支援事業等を紹介してくれます。また、各幼稚園、保育所のこども園などの園長が日替わりで相談を受け付けます。

交流・プレイルームでは、乳幼児向けの簡易な遊具、おもちゃなど、遊んだり休憩したり気軽に利用でき、その中にはNPO法人が子育て中のリフレッシュ、映画鑑賞、ママでもカフェです、観劇、買い物、美容院など、また急な用事、冠婚葬祭の際に気軽に利用できる託児ルームもございます。一時的な預かり施設となっております。

このようなものの一元化というものが、榛東村も子育て支援の中で必要ではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議員のほうから高崎市の子育てなんでもセンターのような施設がも

う必要ではないか、一元化した施設が必要ではないかというようなご質問だと思いますが、現在のところでは、提案されたような施設を設置する考えはございません。子育てに関する相談も多岐にわたりますが、曖昧な情報や回答を行うと、結果的にご相談者にご迷惑をおかけすることにもなります。

本村では、子育てに関係する相談があった場合には、関係する担当者におつなぎするか、同時に一緒にお話を聞くように対応をしております。また、託児ルームにつきましては、村内の保育園やこども園、幼稚園で実施をしている一時預かり、それから渋川ファミリーサポートセンターなどをご案内をして、利用をさせていただいております。また、親子の交流促進や子育ての相談、援助等につきましては、村内の保育園、こども園、幼稚園内に設置をされております子育て支援センターで実施しておりますので、こちらをご案内をさせていただいております。

この子育て支援センターや一時預かり、こういった事業に対しましても、国の交付金を使いながら、各運営者に補助金、委託料などもお支払いをしておりますので、まずはこちらの施設をご利用していただきたいというふうに案内していきたいと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 打合せの中でも申し上げた、村内に5つぐらいの子育て支援センターがあると。そこは親が子どもを見るというような前提でしたかね、保母さんとか保育士さんとかそういう方は見守るといような形でしょうかね。

高崎市だけでなく前橋市でも、このコロナ禍であっても0歳から2歳、0歳から3歳の親子料理教室というのを本格的にやっているんですね、教育委員会の範囲内にもなるかと思いますがね。

コロナ禍にあっても、教育は止まらない、保育は止まらないというような状態で、子どもたちはどんどん成長しますし、保護者また祖父母は老化しますし、そういった一元化、こんな小さな村だからこそ一元化されるほうがよろしいかと思うんですが。

今、曖昧な情報と言ったんですけれども、多分その相談をする方で就職を探したいというような方はほんの僅か、就職とか難しい質問をする方はほんの僅かで、そこへ行って話ができれば気が済むというような、私の経験からもそういう方が多いのではなかろうかと思うんですね。そのときに、向こうへ行ってこっち行ってということではなく、やはり一元化というのは時代のニーズかと思いますが、やはり子育てのなんでも相談、そのようなものを一元化する。

今であっても取組はできるかと思うんですけれども、施設をわざわざ造らなくも取組はできると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 先ほどのご相談の一元化というようなことで申し上げますと、例え

ば、住民生活課では、保育園それから生活保護、それから児童手当、児扶、特児、そういった問題も担当しております。今ご相談に来られる内容として、まず転入された際にも、当課で転入の手続からお子さんの年齢に合わせて教育委員会をまたおつなぎしたり、保健相談センターをご案内したりと。案内につきましても、生活困窮で来られた際にも、必ずやっぱり生活保護の問題であったり、児童手当や児扶、特児、そういったものも一括でお話を伺ってご対応しているという状況でありますので、課としては担当をまたいでいるんですけども、窓口的には一元化されているというふうに感じておりますので、引き続き同様の対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 通告をどうに感じるかというようなことで、今いる村民が、これが子育て支援が十分かどうか、やりやすいと感じるかどうかは、それぞれのお考えだと思います。そういった防災拠点もできることですから、そういう近くに、その中に、そのなんでも子育て支援センターができて、簡単なスポーツもできたらいいなと思っている気持ちがございます。

続いて、4番の7月の村長自身が減給された案件についてですね。

榛東村の顧問弁護士さんおられますけれども、その顧問弁護士さんを入れてご議論いただいたのか、また、こういった懲戒ということに対して刑事告発というふうなお考えはあったんでしょうか。

○議長（小山久利君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） それでは答弁させていただきます。

村長ご自身が判断したものであります。本件に関し、顧問弁護士に相談はしておりません。なお、給料の減額は7月ではなく、8月であります。そして、懲戒処分は刑事告発ということですが、そこまでの議論はしておりません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今そういうふうなお話ございましたけれども、平成27年の当時は、わざわざ弁護士を雇ってそういう処分についてお考えされたという経験をお持ちの真塩村長でございますから、そのようなことがあったのかなとお尋ねした次第でございます。

続いて、5番のCV22オスプレイ機のクラッチ不具合報道と村内の飛来訓練についてということでお尋ねします。

○議長（小山久利君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 米空軍C V22オスプレイの飛行停止に関連して、陸上自衛隊オスプレイが飛行を停止しているとの情報が出ているので、この点について防衛省に確認をしたところ、航空機的设计技術上の課題が確認され、飛行の安全が確保できない場合には飛行停止等を行うが、そのような状況にはないことから、陸上自衛隊オスプレイが飛行停止しているとの事実はなく、また防衛省自衛隊に対し、米国政府からも、またオスプレイの製造メーカーからも、これまでに地上待機が必要となるような技術的課題については通報は行われていない。なお、木更津駐屯地に暫定配備している陸自オスプレイは8月9日から飛行をしていないが、これは今般の米空軍の措置とは関係なく、飛行訓練の計画がないことによるものである。防衛省では現在、米側に対し、今般C V22に関する措置の詳細を確認中であり、今後、陸自オスプレイの飛行については、自衛隊における機体点検及び米軍からの詳細な情報の確認結果を踏まえ、飛行の安全に万全を期した上で実施することとしているという報告でありました。

以上です。

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

○議長（小山久利君） 以上で5番中島由美子議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩を取ります。再開を10時45分といたします。

午前10時28分休憩

---

午前10時45分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

質問順位7番須田仁美議員の一般質問を許可いたします。

2番須田仁美議員。

〔2番 須田仁美君登壇〕

○2番（須田仁美君） 皆様こんにちは。2番須田仁美でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

早速ですが、1、小中学校での保護者や児童生徒へのアンケート活用についての質問です。

今年はICT機器を利用してのウェブアンケートも実施していただいたようで、スマートフォンなどで回答することができました。ふだんスマートフォンの利用をされている保護者の方からは、アンケートのウェブ回答は非常にやりやすかったという感想もお聞きしております。

従来アンケートでは、マークシートなどの紙アンケートを利用し、機械で読み取りをしていく作業や、折れ曲がると読み取れなくなるために、1部ずつクリアファイルに入れて配付や回収したり配慮が必要であったり、集計やレポート化するのにも時間を要するもので、ほかの業務でも多忙な先生方に多くのご負担がかかる作業であると思ひます。

ウェブからのアンケートでのペーパーレスのコスト削減の期待もありますが、学校の負担軽減がな

されたかも知覚になるところです。

まずは、学校でのアンケートの実施の現状といたしまして、頻度やアンケートの目的、具体的な成果などについてご回答をお願いいたします。

では、以後自席に戻らせていただき、順次、質問させていただきます。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 小中学校における保護者や児童生徒へのアンケートについてですけれども、子どもたちの豊かな成長を支えるためには、学校と家庭が理念を共有して連携することが重要だというふうに考えております。また、家庭での生活や学習の実態や、保護者の方の思いや願い、気づいた点や気がかりな点などの情報は、学校運営や指導、学習環境等を見直すための重要な資料というふうに考えております。

小中学校では、保護者懇談会や教育相談、面談等での意見交換、連絡帳や手紙、電話連絡等により随時行う意見交換、PTA組織の機能を活用した組織的な連携に加え、今、議員のおっしゃった、保護者、児童生徒へのアンケートを実施し、情報を得ているところです。

ICT機器の活用につきましては、リテラシーの問題、それから各家庭での環境の整備の問題等もあることから、一部の学校において試験的に実施をし、その利便性や効果、また回収率等を確認をしている最中であります。ですので、従来どおりの紙でのアンケート等と併用しながら進めているところです。

各校では毎年、各家庭、児童生徒及び教職員を対象とした学校評価アンケートを実施しております。教育活動その他の学校運営の状況や家庭での生活、学習の実態等について評価をしております。

このアンケートを通して得られた情報につきましては、設定した目標や具体的な計画等に照らしまして、達成状況や取組の適切さ等について分析をし、改善点等と合わせて保護者に公表していくこととしております。

なお、今年度も各学校では学校評価アンケートを実施して、結果の分析と改善点等の検討を進めているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

今、自分の学校で試験的にウェブでのアンケートも利用していただけているということですのでけれども、生徒一人一人へのICT機器の配付やインターネット環境整備についても調査していらっしゃると思いますので、今後もウェブでのアンケートのほうを広めていただき、ご利用いただけたら幸いです。

また、ウェブでのアンケートの利用に対して、全国的にはほかの学校のほうを調べてみますと、かなり先生方の負担が減るということも調べてみましたらありましたので、そちらも改善されるのではないかと思います。

また、昨日、教育長がおっしゃっていた先生方の授業研究の推進のためにも、幅広く行うことができれば大事な材料になるのではないのでしょうか。今後も開発されていくアンケート、アプリ、ソフトなど研究していただき、随時アンケートを活用していただければと思います。ありがとうございます。

次に、2、村内の学童保育所の保育費用についてです。現在、保育園や認定こども園、幼稚園などでは、第3子以降、保育園料軽減化事業として費用を無料としたり、2人目減額の支援もあったり、令和元年10月からは幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳児のクラスのお子さん、住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児クラスまでのお子さんの利用料が無償化されたりと、乳幼児を持つ家庭の負担がかなり軽減されております。そのようなこともあり、小学校へ上がってみて学童保育所を利用して働く方々にとっては、入学した途端に家庭の負担が上がってしまったという声もお聞きいたします。中でも2人、3人と年齢の近いお子さんを持つご家庭では、夏休みの利用料などかなりの金額の負担もあるという悲鳴をお聞きしました。学童のニーズの高学年化もあり、そのようなご家庭も少なくないかもしれません。

そこでお伺いいたします。学童保育の利用料を保育園等に準じて減額する予定があるかどうか。そのためには条例改正も必要であると思われまますけれども、今後のご予定をお聞かせください。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） お答えをさせていただきます。

村の学童保育所の保育料につきましては、現在月額7,000円、8月につきましては1万円と条例により定められております。この保育料の金額につきましては、周辺の自治体と比較しますと榛東村は低い設定にはなっております。減免の措置については、議員がおっしゃるように、今榛東村では行っておりません。

この学童保育料の改正に当たりましては、保護者からの意見はもちろんですが、学童保育所を管理運営をされている事業者からの意見を聴取するなどして慎重に進めていかなければならないと思っております。このため、現在では条例改正や、また減免措置を実施する予定はございません。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 利用料的には近隣の市町村よりも低めの設定であるということです。予算の関係もあるのは重々承知はしておりますけれども、長引くコロナ禍でますますの経済格差の問題もあります。住民税非課税世帯や生活に支援が必要なご家庭、そういった家庭には今はこども食堂などの

ニーズも増えてきているとのことですし、居場所の確保が課題というお話もお聞きします。学校に上がったけれども、必要であるのに学童の利用料の負担を考えて利用を控えているご家庭、そういった隠れたニーズの支援は早急に必要ではないかと考えます。ぜひ今後ご検討いただきたいですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 周辺自治体の状況もよく調査をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

学童の利用ニーズ増に伴い、待機児童も今後増加する可能性もあると思います。まずは住民税非課税世帯などの支援、一番必要としている方への減額などの支援から、ほかの自治体等もまたご研究いただけるということですので、早めにご検討いただきたく思います。高学年より低学年の児童へ、ひとり親世帯へなど、保育園、こども園などに準じた形で、以前、点数化をして入所決定することも考えなければならないというお話も課長からお聞きしましたけれども、より必要な方から学童保育の整備ができるように確実に進めていただくように、どうぞお願いいたします。ありがとうございました。では、3、村民の命と安全を守る防災についてです。

昨日、9月1日は防災の日、来年は関東大震災が100年目となります。村民の命と安全を守る防災、この夏、防災について一度学んでみようと、津波被害の大きかった地方での防災を調べました。学校の判断で亡くなってしまった方がたくさんいた大川小学校、5キロ以上内陸で津波が来るはずがなかったという思い込み等もあったようです。対して、ハザードマップには津波が来るはずがないと書かれていたところの学校の校長先生は、さらに上へ、さらに上へとお子さんたちを避難させて、命を守ったケースもあります。数キロ先まで避難をしなければならいけれども、津波が10分ほどで来てしまうかもしれないという予定の判断を変えて、学校の屋上のほうへ避難させて、全員生徒が無事だったところもありました。判断一つで命が守られたケース、守られなかったケース、防災センターとしていたところをふだんから避難訓練をしていたため、津波被害にとっては避難に際して適切ではなかったのですけれども、そこへ避難をしてしまったために、多くの方が亡くなってしまったところもありました。榛東村は海がないので津波は起きないですけれども、防災の意識や対策、こちらから学ぶことはたくさんあると思います。

（1）榛東村地域防災計画にのっとった災害時、非常時の避難と防災訓練についてです。

榛東村地域防災計画、とても膨大な量で、おつくりいただいた職員の方々のとてつもない労力と村民の命を守る、村を守る熱い思いがうかがえるような手厚い内容となっております。防災について

は、これだけやっていたらよいという枠はないと思いますけれども、この榛東村地域防災計画に則してきちんとされていけば突然のときにもかなり混乱を抑えて、村民を守る行政が行っていきけるのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。この榛東村地域防災計画のつくられた時期や経緯、概要について簡単にご説明いただきたいのと、併せまして、近年、防災訓練はこちらに則して行われているかの状況について簡潔にお答えをお願いいたします。

○議長（小山久利君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） それでは、答弁をさせていただきます。

まず、防災訓練の関係でございます。令和2年度に自治会連合会に前橋地方気象台の職員をお招きし、自治会長に対し、防災気象情報の活用方法などについて講演をしていただきました。また、同じく令和2年に職員で災害対策用テントや段ボールパーテーションの設置訓練を実施しております。

住民への周知につきましては、チラシ等の配布は実施をしておりますが、毎年広報しんとう6月号に防災に関する啓発記事を記載しております。今年度も出水期、6月から10月を迎えるに当たり、6月号に記載をしております。

なお、村内の河川につきましては、本年3月に浸水想定区域が県から指定されたことから、本年度中にハザードマップの作成を行うことといたしました。ハザードマップが完成した際には、自主防災組織での防災訓練等にも活用してもらいたいと考えております。

そして、この地域防災計画につきましては、ちょっと今資料がありませんので、いつ作成できたかというのはちょっと今分からないので、後ほど回答をさせていただきます。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

令和2年の訓練の状況などをお伺いしまして、コロナ禍でなかなか訓練のほうににくい状況ではあると思います。図上訓練につきましては、計画の中では総務課で実施ということですが、適宜実施はされていますでしょうか。

○議長（小山久利君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 3年ぐらい前までは、コロナ禍の以前については、村全体の防災訓練というのを2年ほど続けて、総合グラウンドで実施をしておりました。そして、コロナになりましたので、ここ3年ほどは実施をしていないというのが現状です。

ただ、中には地域の自治会で実施をしている自治会もあるというようなことは聞いております。

以上です。



○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

それでは、この地域防災計画について村職員の方々ではどの程度把握されている方がいるか、必要ときに役割分担などの整備はされているかどうかをお伺いいたします。

村職員への防災教育、分担等の状況をお答えください。例えば細かいことですが、避難場所、避難所などを開設する担当があつて、例えば鍵を持っている場合と、職員の方も被災で行けない等があつた場合を鑑みて、複数の方が担当しているかなど、日頃から計画されているかどうかについてよろしくお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 地域防災計画の中に、村の職員の班別ということで、各班に分かれて行動するような形式になっております。まず、災害の規模に応じて1号招集から始まり、最後は全職員招集までかけられるようなシステムで、そしてその中でその班を設置をしまして、その班ごとに各避難所に派遣したり、本部であつたり、あとは連絡班であつたり、あとは物資の搬出というか、各届けるというようなことで、各班によって細かく分けられて行動するようにはなっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

日頃からそのような班に分かれて、細かい行動ができるように確認等を行っていただきたいと思えます。避難が必要になったときに指定緊急避難場所、指定避難所とあるわけですが、これらについてどこに避難をしたらいいのか等、榛東村地域防災計画では日頃から住民等へ周知徹底に努めることとされていますが、コロナ禍ということもあり、訓練はままならない状況であります。周知徹底について日頃から努めることとなりますので、ぜひ年に一度の広報への掲載等もありますけれども、それ以外でもパンフレット等の作成等も記載がありますので、ぜひ今後計画をしていただけるかどうかお聞かせください。

○議長（小山久利君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 村のほうで、ある程度計画は練れるかと思いますが、実際、行動を起こしていただくのは各自治会の組織だと考えておりますので、自治会等の会議の中でそのような避難訓練を実施していただくよう要請はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

村の職員の人数では、全村民の命を守り切ることはできません。自らの命は自らが守る榛東村というふうにしているからこそ、まずは日頃からの村民の防災についての村民の役割、周知徹底することが一番重要ではあるのではないのでしょうか。各家庭に7日分の食料の備蓄、3日程度は持ち出せるだけの備蓄など細かく記載もありますので、ぜひ多くの村民の方に周知し、各家庭で十分備えられるように、村からも推進していただくようお願いいたします。

また、自治会、地域での防災がお話いただいたようにとても大切ではあると思うんですけども、各指定避難所に備蓄のためのスペース整備をしていくと掲げられておりますけれども、整備の今後の計画など予定がありましたらお願いいたします。

○議長（小山久利君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 各地域の避難所というと、各コミセンがまず第一、一番近い避難所かなと考えております。しかし、どの地区のコミュニティセンターへ行っても敷地いっばいで物置が建てられると、限られております。今でも物置がありまして、その中に防災グッズ、いろいろなものがもう入っております、これ以上は敷地的に困難かなと。ただ、大きなアリーナとか、この役場とか、今度できる防災中枢機能施設、そういうところについては十分そういう倉庫とか、そういうのは設置できますので、その辺は総合的に考えていきたいということであります。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

現在、コミセンは敷地も狭く、なかなかこれ以上のものは置けないということをお聞きしました。大きなアリーナ等では設置いただけるということでぜひお願いいたします。一番近くの避難所となるであろうコミセンがそのような状況であるからこそ、一人一人の防災準備、備蓄がますます必要になると思いました。

また、地域のつながりはもしもの際に一番発揮される防災の底力となると思います。だからこそコロナ禍でいろいろな行事も取りやめとなっている状況ではありますけれども、ぜひ地域の結びつきが剥離してしまうことのないよう、村からのご配慮もいただきたいと思っております。村の助け合い運動というものがありませんけれども、分かる範囲で簡単にご説明をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 助け合い運動、ちょっと意味が分からないんですけども、避難行動要請支援者の関係でよろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） すみません、ありがとうございます。

要配慮者に対してのことで、事前のお話のときにお伺いしましたが、今年から個々により細かく計画がつくられているとお聞きしましたが、要配慮者の安心のためにどのような計画が改善されたのか簡単にご説明をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 昨年度、内閣府で実施した個別避難計画作成モデル事業に採択をされました。個別避難計画とは、避難行動要支援者ごとに避難支援を行うもの、避難先等の情報を記載した計画のことであり、榛東村社会福祉協議会と連携し、作成をいたしました。防災と福祉の連携した取組としては、既存の取組である「住民支え合いマップづくり」と連動した個別避難計画を作成することができました。今後はより実効性のある計画にするため、避難訓練や計画の定期的な見直し等を実施していきます。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

内閣府からのモデルになったということで、とてもすばらしい取組で、先進なんだろうんですけども、もしコロナが終息して、訓練等できるようになった場合には、そういった個別の訓練等も実施していただけたらと思います。

防災に関しては備えに万全はありません。東日本大震災から10年以上たった今、防災意識が薄れてしまった地方もあるでしょうが、大津波に遭った岩手や宮城の各地域の方々は薄れるどころか、日々研究し、改善し、防災を手厚くしていっているようです。ぜひ随時村民の防災意識を高めることをおろそかにせず、村民の防災知識などはどの程度周知されているか確認、点検をお願いしたいです。

(2)で、村内の保育園、認定こども園や幼稚園、小中学校、学童保育所での防災計画についてで

す。

自力では命を守れない子どもたちの安全と安心、また多くの時間の間、預かっている立場として、どのような防災計画がなされているか、いま一度確認いただきたいのですが、計画について把握されているか、保護者などへ周知されているか、それぞれ実施できる状況にあるかどうかなど、簡単にご回答をお願いいたします。

また、各企業や県立の群馬県内の高校でも導入されているオクレンジャーというアプリがあったりするんですけども、災害時の安否連絡にふだんからアプリ上訓練など行われたりもしているそうです。家庭から知らせるなどの、学校や園が子どもの安否を確認するための取決め等がもしあるかどうか分かればお願いいたします。

○議長（小山久利君） 一問一答でお願いできればと思うんですが、先に住民生活課でいいでしょうか。

じゃ、村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） そうしましたら、私からは村内の保育園、こども園、学童保育所での防災計画についてお答えをさせていただきます。

村内の保育園、こども園では地震や火災、風水害、大雪等に備えた災害マニュアルを策定しており、その中で、組織体制や事前対応、災害発生時の対応や災害後の再開に向けての対応などについて規定されております。

また、村内の学童保育所につきましては、村の社会福祉協議会で策定した防災計画により災害時の対応等について定められております。

そして、村内の保育園、こども園、学童保育所については、それぞれ避難訓練を実施をされておまして、園児や職員の安全確保に努めていただいておりますが、保護者向けのマニュアルの開示というよりは、そういった避難訓練等を実施してお知らせをしているというふうに聞き及んでおります。

以上です。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 幼稚園、小中学校では学校安全計画及び危機管理マニュアルを作成しまして、災害等に応じた対策を立てております。それに基づきまして、校舎等内外の施設設備を日々点検し、危険の事前発見と危険の除去、教育委員会及び防災担当部局、保護者、関係機関等との情報連絡体制の整備、非常用物資の備蓄及び管理、学校周辺で起こり得る災害に関する様々な場面、状況における幼児、児童生徒等の安全確保、防災体制及び保護者への連絡体制を整えております。学校安全計画及び危機管理マニュアルは、地域の実情に応じた実効性のある内容にすべく点検しまして、随時見直しを図っているところであります。

避難訓練等につきましては、年間複数回実施しております、役割分担や体制等の確認、これも教職員等になりますけれども、それから、関係機関や学校、教育委員会間の連絡確認を行う機会というふうに捉えております。全教職員及び教育委員会等が防災に対する意識を新たにして、適切な対応ができるようにしております。あわせて、幼児、児童生徒が自ら安全を守れるような行動を緊急時にも行えるような、そういう訓練として行っております。

マニュアルの開示につきましては、こども園、保育園等と同様に、それを開示しているということではなく、必要に応じて連絡等をさせていただいております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） それぞれ備えがされているということは分かりました。ありがとうございます。

先ほどは失礼いたしました。一問一答ということで、災害時の安否連絡等で家庭から学校や園に知らせるような取決め等があるかどうか分かる範囲でお願いいたします。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 先ほどお答えしました災害マニュアルの中を見ますと、災害発生時としまして、保護者への連絡リストとか、引渡し準備、それから引渡しの際のカード、そういったものが定められておりますので、そういったものを保育園、こども園では活用しているというふうに伺っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 幼稚園、小中学校についても同様です。また、村のほうで整備いたしました緊急メール等を活用することも併せて行っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

計画をたくさんそれぞれつくっていただいておりますけれども、一度つくっても随時点検、改善を考えていくことをおろそかにしてはなりません。例えば災害時など学校での児童生徒の引渡しについて、学校避難場所とした場合について、車を校庭に乗りつけての引渡しが危険を伴う可能性もあるのではないかと思います。学校周辺は道も狭く、袋小路も多いため、災害時の対応では各関係機関や有

識者の意見、PTAなどの保護者の意見、教員の皆様の意見など広く集めていただいて、細かく、混乱の起きにくいガイドラインや規定、マニュアル等を今後も見直しをしていただければと思います。よろしくお願いたします。

また、引渡し等で大きな案件にはなりますけれども、もしものときには混乱はつきものかもしれませんが、できる限り混乱なく安全にというためには随時訓練なども必要ではないかと思ひます。起こったときにどのようにしていいかわからないという問合せが増えたり、混乱したり、守ることを優先にするための先生方の手がそれてしまうおそれもあるかもしれないと思ひます。コロナ禍、訓練は難しい状況ではあると思ひますけれども、引渡しの最低限のガイドラインは保存版としたり、きちんと周知することや毎年度配付しているというほかの自治体での取組もありました。参考にしていただき、各園、学校でも研究していただきたいと思ひます。

とてもすばらしいなと思つた取組として、村内の園で年齢に応じて防災頭巾を日頃から訓練の避難、利用して訓練していただいているということも園がありまして、このような取組をしていただいたら、もしもの際に家族と一緒にはいられないからこそ安心して落ち着いて迎えに行けるのではないかなと思ひました。大変ありがたいこととごぞいます。全国的にこの防災頭巾やヘルメットの備蓄、普及がばらつきがあるということで、2019年、ちょっと古いんですけども、3月時点での文科省の学校安全調査では、公立学校の普及率、東京都で74%、静岡県で78%と進んでいるそうです。全国的には32%で、浸透していない地域では10%以下のところもありますが、防災頭巾というと戦時中に空襲から身を守るために使われていたものなんですけれども、1978年の宮城県沖地震で経験したという小学校が取り入れ始めて、2011年の東日本大震災などを契機に次第に広まっていたようで、転勤してきた保護者の指摘から導入を始めるケースも少なくないようです。今、Jアラートとかも訓練等ありますけれども、この世界情勢の中、今後起こり得ないとも限らないかもしれません。地下もない榛東村では頭を守るのに防災頭巾は効果的ではないかと考えます。市販でも3,000点程度で大型スーパー等にも売っていましたが、保護者負担で用意していただいている自治体もあつたり、カバーをつければ、ふだんは背もたれとして利用したりで、防災対策としては取り組みやすいのではないのかと思ひます。中学校では防燃の点からはどの程度かはわかりませんが、自転車通学でヘルメットを利用しているので、もし教室内とかすぐ利用ができる場所に保管をすれば、災害時に対策ができると考えます。村内のこども園でも導入されている防災頭巾やヘルメットの備蓄について、導入に対してのお考えを教育委員会でお聞かせいただけますか、お願いたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 防災頭巾、それからヘルメットの活用等につきましては、まず災害が発生した時点で常に身近にあり、そしてどのような危険から身を守るかということを具体的に想定をしながら危機管理マニュアルに落とし込んでいるところとごぞいます。その中で、今お話の

あったような物品につきましては、備蓄というよりは活用するに当たっては常に身近に近くてはならないということにもなり、とっさのときにどのように身を守るかという行動と併せて訓練等をきちんとしていく必要があると思います。現在、例えば地震等を想定した場合、すぐ近くにあります机等の下に隠れて身を守り、そして避難の経路を確保しながら、短い時間の中で避難をしていくということを最優先に考えて進めているところです。

議員のご意見については参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。ぜひご検討ください。

（3）小中学校での防災教育と指導についてです。

登下校時に大地震があった。そのようなときには小学生の登校班はどうしたらよいか。自転車で登校中の中学生たちもそうです。日頃からの指導があるのでしょうか。もし分かればお願いいたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 学校では、子どもの安全を重視しまして、災害等から子どもたちを守るということから、学齢が上がるに従いまして、自分の命や安全を自分で守ることへと学齢に応じて徐々に高めていけるよう、安全教育全体計画を作成して、計画的、組織的に安全教育を進めているところであります。特に学校周辺で起こり得る災害等を踏まえた避難訓練等の実施ですとか、交通災害との遭遇を回避するための交通安全教室、各教科等の学習内容と関連させた安全教育を展開をしております。また、地震や気象、物質の燃焼等、災害の原因となる教科等の学習内容を扱う際ですとか、総合的な学習の時間等の探求的な活動を通して、児童生徒の理解と防災に関する関心や意識を喚起できるよう、教育活動の改善に向け、働きかけていきたいというふうに思っております。登下校中等に遭遇した場合の対処等につきましても、先ほど申し上げました安全教育の一環として随時行っているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ご説明ありがとうございます。

登下校中といえば大人がいない、教員もいないということで、子どもたちだけの判断となります。不安で怖い思いもするでしょうし、そのまま家に帰ってしまうという突然のこともあるかもしれません。大きな災害でしたら、保護者の方が当然お迎えに行ってしまうということもあるかもしれないような、混乱する事態も想定をして、防災をしなければならないと思います。このような指導について、

登校班会議でちょっと触れるという程度だけでもお子さんたちが念頭にあれば、例えば地震があった際に、そのまま速やかに学校に行きなさいと指示があれば、安心が増えるものと思います。ぜひ細かいことになってしまうんですけれども、予測不能な災害などかもしれないということは頭をめぐらせていくことは必要ではないかと思います。ぜひよろしく願いいたします。

榛東村の地域防災計画には、防災に関する教材、副読本の充実を図るとなっておりますけれども、現在はそのような教材は活用されているのかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 教材等につきましては、先ほど回答の中でもお話ししましたように、この教材をということで具体的に扱っているものはございませんが、関連する学習内容、または児童生徒の興味に応じた学習等で関連するものがあるときに、必要に応じて扱い、意識や関心の喚起を行っているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 随時、学年、年齢等に応じた指導をしていただけているということで、ありがとうございます。今後もよろしく願いいたします。

防災全般に言えることですが、一人一人が命を守る行動ができるように、防災意識と防災知識などの早急な啓発、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

では、大問4ですが、熊とありましたけれども、間違いで、熊などの獣害の対応と対策ということでお願いいたします。

（1）まずは熊や猿、イノシシなどの危険な獣への対応と対策です。

これは山登りなどの遭遇とかではなく、近年、全国的に市街地への鳥獣害が発生、増加しているということについて、心配をしております、そういった対策についての質問なんですけれども、今年、猿の目撃情報が防災無線などで流れて、注意喚起されていきました。被害などはなくても、今後あった場合の対応についてと、住宅地への侵入が増えていかないように未然の対策があるかどうかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） お答えいたします。

須田議員さんのご質問の中にもございましたが、先日来、猿の目撃情報があつた際には、目撃情報に即して防災無線、また安心・安全メール等で住民に注意喚起を行ったところであります。また、昨年度においては熊やイノシシの捕獲、目撃等についてはございませんでしたが、山間部ではイノシシ



の足跡が確認された場合もございます。そういった場合に、住宅地等に近寄らないように、目撃された周辺には罠を設置するなどして駆除に当たらせていただいております。また、同様に熊やイノシシ、猿などを見かけられた場合には、威嚇、刺激を与えることのないよう、役場に情報を提供いただければと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

今のところ危険な生き物の被害は村内ではないということですが、防災のところにもつながるものですが、予想外のことに対する備えが重要ではないかと思っております。獣害についても今村内に発生しないからではなく、今後山林や村の環境、日本の環境の変化や天候の変化などでも変わってくるかもしれませんので、発生したときにどうするのかの対策についてはつくっていただきたいと思っております。

熊に対して等は、猟友会や警察へお願いするというのもあると思いますが、そういった流れのマニュアルがあるだけでも違うと思っております。

また、動物全般で、例えば農作物の被害等で相談がある鳥獣害のケースや、その対応について分かればご回答をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 農作物等の被害、また家庭菜園等、近年で被害が発生しております。このため、住宅地周辺等で小型の動物等での被害につきまして、近年では外来種となりますハクビシンやアライグマ、こういった小型の害獣の被害がございます。そういった小型動物の被害があった場合、連絡いただいた地域において小型の設置罠を準備いたします。こちらのほうにつきましては、被害等、また巣穴等が確認された場合にご連絡いただき、猟友会を通して罠の設置、巡回等を行わせていただいております。

また、先日来、観光ぶどう園、ぶどうが最盛期を迎えております。このため、鳥獣、特に鳥ですが、カラス等、ムクドリ、こういったものでのぶどうへの被害を軽減する目的もでございます。また、村内全域ではございますが、こういった鳥の被害を軽減、駆除するために、猟友会にお願いし、捕獲駆除を実施しております。

先ほどもお話ししましたが、小型の害獣等の被害に遭われた際には、役場にご連絡いただければ、小型の罠等の設置を進めさせていただき、捕獲に努めたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

ムクドリやカラス等への獣害に対して猟友会の方々がご尽力いただいているということで大変ありがたいです。ハクビシン等、今こちらも都内とかにも出たり、かなり生活範囲の中に入ってきている外来種であったりするそうなんですけれども、空き家を住居としたりということもお聞きしたので、昨日あったような空き家の対策のほうも併せて獣害の対策となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後、登校時等なんですけれども、もしものときに熊や猿、イノシシなどの遭遇、目撃があったとき等の指導、安全を考慮しての児童の引渡し等、計画があるかどうか分かる範囲で現状のご指導の状況をご回答をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 下校時等に野生動物等の目撃情報があった場合なんですけれども、その際のタイミングですとか、それを含めました状況によって対応は異なります。それでもおむね次のような対応を行うことが考えられます。1つ目に、目撃情報についての情報を児童生徒に伝え、注意喚起を行うこと、あわせて、見かけた際等への刺激等をしないということ、また、必要に応じて周囲への助けを求めることなどの対処についての指導です。

2つ目として、複数で下校することの指導あるいは集団下校の措置を行うということになります。

3つ目は、保護者への緊急メール等での事実及び対応等についての周知と、そして協力のお願いということになります。

4点目ですけれども、教職員による街頭パトロールあるいは下校時の付き添い等を行うということになります。教育委員会も街頭パトロールを併せて実施することになると思います。その際には、オレンジのベストをそれぞれ教員または事務局の職員は持っておりますので、それを着用しまして、周囲の方への視認性を高めるようにしていきます。

このような対応が考えられますが、さらに保護等、安全確保のために、より強い対策が必要と考えた場合、それは状況によってさらにどのような対応が必要かということを考えていかなければならないと思います。その中に引渡しということも選択肢の一つとしてはあるかとは思いますが。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 対策について詳しくありがとうございます。

今後ご指導のほうよろしく願いいたします。

最後に5番、長引くコロナ禍での学校給食、食育としての給食時間の現状と今後についてです。

現在、コロナ禍、第7波の真っただ中ではありますけれども、全国的にこの長引くコロナ禍でかな

り各校の対応が多様化してきておりまして、福岡市、宮崎県等では大声を出さない、向かわせないことを前提に会話をしたの食事を緩和したり等のことをしており、感染状況も地域と差は認められないようです。今後、落ち着いてきた段階でのことで結構なんですけれども、黙食の維持をするのか、緩和していくのかについてお考えをお聞かせいただけますか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 感染症対策につきましては、昨日の答弁でも申し上げましたように、文部科学省が示しますガイドラインに基づきまして対策を適切に進めているところでございます。新型コロナウイルス感染症の感染防止につきましては、今第7波と言われる局面で、とても憂慮される厳しい状況にあるということは周知のことかというふうに思います。また、2学期が始まった段階でもありますので、その段階での感染状況等についてはしっかりと注視をしまして、学校運営に支障を来すことのないように適切な対応を取る必要があるというふうに考えております。特にマスクを外しての給食ということになりますと、どうしても慎重に対応をせざるを得ないというふうに考えております。ですので、今後の状況によってということですが、その状況を詳しく精査をしながら、確認をしながら、国の示すガイドライン等に基づきまして適切に対応については考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 以上で2番須田仁美議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩を取ります。

再開を午後1時といたします。

午前11時38分休憩

---

午後1時再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

---

◇

## ◎日程第2 議案第53号 令和3年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第2、議案第53号 令和3年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅見会計課長。

〔会計課長 浅見英一君発言〕

○会計課長（浅見英一君） それでは、一般会計歳入歳出決算の説明をさせていただきます。

まず、議案書 1 ページをご覧ください。

議案第53号 令和3年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

続きまして、決算書 5 ページをご覧ください。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額75億4,129万7,261円、2、歳出総額70億542万9,815円、3、歳入歳出差引額 5億3,586万7,446円、4、翌年度へ繰り越すべき財源中、(2)になります、繰越明許費繰越額 1億7,688万2,000円、5、実質収支額 3億5,898万5,446円。実質収支を前年度と比較させていただきますと、歳入総額は6億2,464万157円の減、増減比といたしましては7.7%の減。続きまして、歳出総額につきましては、7億7,612万53円の減、増減比10%の減でございます。

引き続き、6 ページ、7 ページをご覧ください。

こちらは一般会計歳入歳出決算書の歳入になります。

7 ページの収入済額の欄があります。ここから説明させていただきます。

なお、前年度の増減額、増減比、こちらにつきましては読み上げのみとさせていただきます。

まず初めに、1 款村税、7 ページの収入済額をご覧ください。収入済額15億8,666万5,522円、対前年度3,290万2,722円の減、増減比 2%の減でございます。

2 款地方譲与税、収入済額8,176万8,000円、対前年度128万1,000円の増、増減比1.6%の増でございます。

続きまして、3 款利子割交付金、収入済額134万5,000円、対前年度27万9,000円の減、増減比 17.2%の減です。

4 款配当割交付金、収入済額1,090万6,000円、対前年度390万3,000円の増、増減比55.7%の増でございます。

続きまして、5 款株式等譲渡所得割交付金、収入済額1,208万1,000円、対前年度351万7,000円の増、増減比41.1%の増でございます。

6 款法人事業税交付金、収入済額1,276万円、対前年度比871万8,000円の増、増減比215.7%の増です。

7 款地方消費税交付金、収入済額 3 億2,857万3,000円、対前年度2,821万1,000円の増、増減比 9.4%の増です。

8 款ゴルフ場利用税交付金、収入済額1,102万7,520円、対前年度87万5,070円の増でございます。増減比8.6%の増です。

9 款環境性能割交付金、収入済額873万円、対前年度122万6,000円の増、増減比16.3%の増です。

10 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、収入済額7,014万4,000円、対前年度225万7,000円の減、

増減比3.1%の減となります。

11款地方特例交付金、収入済額5,674万1,000円、対前年度3,246万円の増、増減比133.7%の増になります。

12款地方交付税、収入済額16億7,021万9,000円、対前年度2億1,444万6,000円の増、増減比14.7%の増です。

13款交通安全対策特別交付金、収入済額203万6,000円、対前年度13万1,000円の減です。増減比6.1%の減です。

続きまして、14款分担金及び負担金、収入済額1,133万2,780円、対前年度251万9,280円の増、増減比28.6%の増です。

続きまして、8ページ、9ページをご覧ください。

15款使用料及び手数料、収入済額2,502万1,784円、対前年度31万6,733円の増、増減比1.3%の増でございます。

16款国庫支出金、収入済額16億7,045万3,813円、対前年度9億5,982万6,833円の減、増減比36.5%の減です。

17款県支出金、収入済額5億1,746万6,580円、対前年度3,043万5,242円の増、増減比6.3%の増です。

18款財産収入、収入済額5,422万8,937円、対前年度2,376万2,675円の増、増減比78%の増です。

19款寄附金、収入済額4億21万2,000円、対前年度5,680万6,284円の減、増減比12.4%の減です。

20款繰入金、収入済額2億5,578万6,579円、対前年度5,209万2,702円の減、増減比16.9%の減です。

21款繰越金、収入済額3億8,438万7,550円、対前年度8,348万3,597円の増、増減比27.7%の増です。

22款諸収入、収入済額9,411万1,196円、対前年度1,880万787円の増、増減比25%の増です。

23款村債、収入済額2億7,530万円です。対前年度は2,570万円の増、増減比10.3%の増です。

歳入合計といたしまして、収入済額75億4,129万7,261円、不納欠損額192万357円、収入未済額4,581万7,213円になります。

続きまして、10ページ、11ページをご覧ください。

ここからは一般会計歳入歳出決算書の歳出になります。

11ページの支出済額からご説明をさせていただきます。

なお、前年度の増減額、増減比は歳入同様、読み上げのみとさせていただきます。

1款議会費、支出済額8,111万5,123円、対前年度148万2,030円の減、増減比1.8%の減です。

2款総務費、支出済額11億592万4,406円、翌年度繰越額1億1,086万2,000円、対前年度1億6,350万4,731円の減、増減比につきましては12.9%の減です。

続きまして、3款民生費、支出済額25億6,082万6,830円、翌年度繰越額9,735万8,000円、対前年度10億6,504万9,091円の減、増減比29.4%の減です。

4款衛生費、支出済額4億1,881万4,325円、対前年度8,529万8,028円の増、増減比25.6%の増です。

5款労働費、支出済額559万9,261円、対前年度29万9,353円の増、増減比4.3%の増です。

6款農林水産業費、支出済額3億3,263万7,943円、翌年度繰越額2,750万円、対前年度5,123万8,457円の減、増減比13.4%の減です。

7款商工費、支出済額1,038万1,644円、対前年度4万6,117円の減、増減比0.4%の減です。

8款土木費、支出済額6億171万2,004円、対前年度6,672万8,417円の増、増減比12.5%の増です。

9款消防費、支出済額2億5,789万7,750円、対前年度54万6,105円の増、増減比0.2%の増です。

10款教育費、支出済額12億9,470万5,524円、翌年度繰越額3億5,966万9,000円、対前年度3億4,807万6,258万円の増、増減比につきましては36.8%の増になっております。

引き続き、12ページ、13ページをご覧ください。

11款災害復旧費の支出はございませんでした。

12款公債費、支出済額3億3,581万5,005円、対前年度4億32万2,212円の増、増減比1.3%の増です。

13款諸支出金費及び14款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計になります。支出済額70億542万9,815円、翌年度繰越額5億9,538万9,000円、不用額5億1,674万1,185円ということで歳出合計になります。

なお、決算書14ページから207ページまで、歳入歳出決算の事項別明細書ということでございます。続きまして、208ページから212ページまで、こちらにつきましては財産に関する調書ということでございます。

213ページは地方債について、お手元の決算書記載のとおりでございます。説明につきましては省略をさせていただきます。

以上、令和3年度一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。ご審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

小池代表監査委員。

[代表監査委員 小池秀樹君発言]

○代表監査委員（小池秀樹君） それでは、令和3年度榛東村決算等審査意見書をお開きください。

3ページをご覧ください。

地方自治法第233条第2項の規定により、榛東村長から審査に付された次の会計に係る令和3年度歳入歳出決算について、同法の定めるところにより審査を実施しました。令和3年度榛東村一般会計、同じく榛東村国民健康保険特別会計、同じく榛東村後期高齢者医療特別会計、同じく榛東村介護保険特別会計、同じく榛東村住宅新築資金等貸付特別会計、同じく榛東村公共下水道事業特別会計、同じ

く榛東村農業集落排水事業特別会計、同じく榛東村学校給食事業特別会計、同じく榛東村太陽光発電事業特別会計、以上、一般会計と8つの特別会計について審査しました。

審査の期間は、令和4年7月22日、25日、26日、27日及び28日の5日間です。

審査の方法ですが、村長から送付を受けた各会計に係る歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して作成されているか、計数の誤りがないか、予算の執行及び関連事務が適正に行われているかについて、関係職員から直接説明を受けるとともに聞き取りし、総合的見地に立って審査を行いました。

また、例月現金出納検査結果及び定期監査結果についても、本審査の参考にしました。

審査の結果であります。各会計に係る歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他諸書類を照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務は適正に行われていることを確認しました。

次のページをお願いします。

審査の概要であります。

一般会計の決算額は、歳入75億4,129万7,000円、歳出は70億543万円です。形式収支額は5億3,586万7,000円、実質収支額は3億5,898万5,000円で、単年度収支額は1億5,927万2,000円の黒字となっています。

決算収支の状況は、4ページの表のとおりとなっています。

次に、歳入ですが、歳入済額は75億4,129万7,000円で、調定額に対する収入率は99.37%となっています。また、不納欠損額は192万円、収入未済額は4,581万7,000円となっています。前年度と比較すると、歳入済額が6億2,464万円、不納欠損額は394万2,000円、収入未済額が602万2,000円、それぞれ減少しています。

款別歳入状況は5ページの表のとおりですが、このうち決算額の大きい村税、地方交付税、国庫支出金について申し上げたいと思います。

まず、村税でございます。

歳入済額は15億8,666万6,000円で、調定額に対する収入率は98.98%となっており、前年度と比較して0.53ポイント上昇しています。税目別にみると、村民税は98.86%で0.34ポイント、固定資産税は99.07%で0.78ポイント、軽自動車税は97.93%で0.79ポイントそれぞれ上昇し、村たばこ税は前年度と同じく100%となっています。

収入未済額は1,445万8,000円で、前年度と比較して531万7,000円減少し、不納欠損額は192万円で、前年度と比較して385万3,000円減少しています。

地方交付税は、収入済額が16億7,021万9,000円で、前年度と比較して2億1,444万6,000円増加しています。この内訳では、普通交付税が1億9,756万4,000円増加しています。

国庫支出金では、歳入済額が16億7,045万4,000円で、前年度と比較して9億5,982万7,000円減少しています。この内訳のうち、前年度と比較して保健衛生費負担金が5,001万7,000円、児童福祉費補助金が2億3,388万7,000円、保健衛生費補助金が5,079万7,000円、社会教育費補助金が2億1,387万4,000円、保健体育費補助金が2,511万円、再編関連訓練移転等交付金が8,030万円それぞれ増加し、総務管理費補助金が1億2,754万3,000円、社会福祉費補助金が13億9,323万4,000円、小学校費補助金が3,376万3,000円、中学校費補助金が4,518万4,000円それぞれ減少しています。

次に、歳入過大・過小について申し上げます。

最終予算額と収入済額に500万以上の差が生じている科目について審査を行いました。

9ページの表の13項目の歳入名称が記載されておりますが、全ての事案について補正予算に計上することが困難であると認められました。

次に、収入未済・滞納整理についてです。

収入未済額の生じている科目について、滞納整理の実施状況、関連帳票の管理状況等について審査を行いました。

収入未済額は4,581万7,000円で、前年度と比較して602万2,000円減少しています。収入未済額については、全庁的に縮減への取組が進められており、当年度の決算においては、キャンプ場使用料、エネルギー地域力循環事業補助金返還金及び、ごみ袋販売代金を除く全ての科目について収入未済額が縮減しているなど、その取組を評価するところです。

税収入は、税務管理による適正課税と、目標値を定めた効率的かつ効果的な滞納整理により、前年度と比較して収入未済額が縮減し、徴収率が前年度に引き続き向上しています。滞納整理の進捗度、徴収人員等の状況を踏まえると、当年度以上の収入未済額の縮減と徴収率の向上は容易ではありませんが、今後も目標値達成に向けた業務の推進に努めてください。

税外収入についても、継続的な滞納整理により収入未済額の縮減を確認することができました。これまでの取組を継続、点検、強化しながら、明確な目標値を定めて収入未済額の一層の縮減に努めてください。

次に、歳出について申し上げます。

歳出済額は70億543万円で、執行率は86.3%となっています。翌年度繰越額は5億9,538万9,000円、不用額は5億1,674万1,000円です。前年度と比較すると、歳出済額が7億7,612万円減少し、不用額が1億7,668万5,000円増加しています。

歳出の決算概要は11ページの表のとおりでございます。

款別の決算状況については、同ページ下段の表のとおりですが、このうち決算額の大きい総務費、民生費、教育費について申し上げます。

初めに、総務費についてですが、支出済額は11億592万4,000円で、前年度と比較して1億6,350万5,000円減少しております。項別に前年度と比較すると、選挙費が895万円、統計調査費が776万7,000



円、監査委員費が9,000円それぞれ増加し、総務管理費が1億7,244万8,000円、徴税費が413万6,000円、戸籍住民基本台帳費が364万5,000円それぞれ減少しています。また、総務管理費で1億932万2,000円を戸籍住民基本台帳費で154万円をそれぞれ翌年度へ繰り越しています。

民生費については、支出済額は25億6,082万7,000円で、前年度と比較して10億6,504万9,000円減少しています。項別に前年度と比較すると、児童福祉費が2億4,785万5,000円増加し、社会福祉費が13億1,290万4,000円減少しています。また、社会福祉費で9,735万8,000円を翌年度へ繰り越しています。

次に、教育費についてですが、支出済額は12億9,470万6,000円で、前年度と比較して3億4,807万7,000円増加しています。項別に前年度と比較すると、教育総務費が3億3,921万9,000円、幼稚園費が862万5,000円、保健体育費が1億709万2,000円それぞれ増加し、小学校費が1,735万2,000円、中学校費が8,640万円、社会教育費が310万9,000円それぞれ減少しています。また、教育総務費で3億5,561万3,000円、小学校費で270万4,000円、中学校費で135万2,000円を翌年度へ繰り越しています。

次に、高額不用額です。

16ページをご覧ください。

事務事業の節単位において、予備費及び翌年度繰越事業を除き、250万円以上の不用額が生じた18事業について審査を行いました。全ての事案について、補正予算に計上することが困難であることを確認しました。

次に、抽出検査についてです。

17ページをご覧ください。

抽出により、18の消費的事業について審査を実施したところ、いずれの事業も適切に執行されていることを確認しました。

18ページをご覧ください。

抽出した3つの投資的事業について、書面審査を行い、いずれの事業も適切に執行されていることを確認しました。また、現地踏査を実施し、いずれの事業も契約事項が適切に履行され、工事が行われていることを確認いたしました。

次に、交際費についてです。

議長、村長、教育長及び農業委員会長交際費の執行状況について審査を実施したところ、いずれについても適切に管理、執行されていることを確認しました。

次に、48ページをご覧ください。

公有財産の状況でございます。土地及び建物の所有状況です。

最初に土地ですが、土地の当年度末における現在高は、合計451万4,180㎡となっており、前年度と比較すると1万5,600㎡増加しています。主な増加理由は、防災中枢機能施設建設用地の取得です。

次に、建物ですが、建物の当年度末における現在高は、合計5万9,859㎡となっており、前年度と比較すると156㎡増加しています。増加の理由は、南部第三学童保育所の新設建設です。

物件については、当年度末において所有している物件の当年度中の移動はありませんでした。

次に、有価証券についてですが、当年度末において保有している有価証券は、株券、株数は784株です。当年度中の増減はありませんでした。市場価格は前年度と比較して2万5,088円の減少をし、122万8,528円となっております。

次に、出資による権利等についてです。

49ページをご覧ください。

当年度末における現在高は、出資金が1億330万1,000円、出捐金が計1,314万3,400円、寄託金が82万円、合計で1億1,726万4,400円となっており、当年度中の増減はありませんでした。

続いて、物品についてです。本村では自動車及び1品の取得が100万円を超えるものを重要物品としていますが、当年度末における重要物品の現在高は、自動車が48台、その他が19台となっています。前年度と比較すると、軽乗用車が1台、その他で国民審査読み取り集計機が1台それぞれ増加しております。

51ページをご覧ください。

基金の状況です。

当年度末における全会計の基金残高は56億4,568万5,408円で、前年度と比較して2億1,422万6,223円増加しています。このほか、財政調整基金として、山林145万8,415㎡、立木8万1,649㎡を保有しており、これらに増減はありませんでした。基金の数は、一般会計に再編関連訓練移転等交付金事業基金が新たに加わり10基金、特別会計で3基金で計13基金となっています。

次に、村債の状況です。当年度末における全会計の村債残高は55億4,535万9,000円で、前年度と比較して2億5,554万8,000円減少しています。当年度中における発行額は2億9,910万円、償還額は5億5,464万8,000円でした。また、住宅新築資金等貸付特別会計の公営住宅建設事業債は当年度末をもって償還を終了しました。発行額の内訳は、一般会計が2億7,530万円、公共下水道事業特別会計が1,940万円、農業集落排水事業特別会計が440万円となっています。借入内訳は、一般会計が臨時財政対策債2億2,300万円、教育債5,230万円、公共下水道事業特別会計が下水道事業債1,940万円、農業集落排水事業特別会計が下水道事業債440万円となっています。

次に、財政分析です。財政分析は普通会計で行っています。本村における普通会計は、一般会計、住宅新築資金等貸付特別会計及び学校給食事業特別会計の合計から各会計間の繰入れ、繰出し等の重複する部分を控除したものです。普通会計の決算額は、歳入76億669万1,000円、歳出70億7,080万6,000円で、形式収支額は5億3,588万5,000円、実質収支額は3億5,900万3,000円、単年度収支額は1億5,310万3,000円の黒字となっています。年度別の決算収支は53ページの表のとおりです。

次に、54ページの歳入の構成ですが、当年度は一般財源と特定財源の構成費は、67.39対32.61となっています。決算額は76億669万1,000円で、前年度と比較して、一般財源が2億126万4,000円増加し、特定財源が8億2,662万8,000円減少しています。前年度は特別定額給付金等がありましたので、特定

財源の割合が高かったことによるものです。

次に、歳出の構成ですが、義務的経費は28億749万8,000円で、前年度と比較して3億8,933万2,000円増加しています。投資的経費は9億3,716万4,000円で、前年度と比較して2億5,626万4,000円増加しています。その他の経費は33億2,614万4,000円で、前年度と比較して14億1,627万1,000円減少しています。特に義務的経費の増加については、経常収支比率の悪化に直結しますので、注視していく必要があります。

次に、主要財政指標についてです。財政力指数は0.55%で、前年度と比較すると0.01ポイント減少しているものの、減少幅は僅かであり、前年度と同程度の財政力であると言えます。経常収支比率は87.2%で、前年度と比較して5.6ポイント改善しています。実質公債費比率は8.2%で、前年度と比較して1.1ポイント減少しています。前年度に引き続き数値が減少していることから、継続的に改善の傾向にあると言えます。

引き続きまして、監査委員の審査意見を申し上げます。

令和3年度における一般会計及び特別会計を合わせた総計決算額は、歳入109億9,881万4,000円、歳出103億5,576万9,000円となっています。形式収支額は6億4,304万5,000円、実質収支額は4億6,616万3,000円、単年度収支額は1億9,568万9,000円の黒字となっています。

一般会計における歳入を見ると、歳入決算額の21.04%を占める村税は、継続して収入未済額が縮減し、徴収率が向上しています。村税徴収対策基本方針に基づく効率的かつ効果的な滞納整理により、徴収率が複数年継続して向上していることは、大いに評価するところです。村税のほか、児童保育費負担金、住宅使用料の税外収入についても、継続的な取組により、収入未済額を減少しています。収入未済額に対する全庁的な取組を評価するとともに、より一層の収入未済額の縮減に向けて、明確な目標値を定めた徴収計画に基づく継続的な滞納整理に努めてください。

また、いわゆる私債権は債権の性質上、その徴収は困難であると思料するところであり、県内の自治体では、債権管理を専門とする課を設置して、総合的、集中的に収入未済額の縮減を推進する動向も見られます。自力執行による滞納処分が行えない債権の収入未済額の縮減と徴収率の向上に当たっては、関係所属による横断的な連携を密にして対応してください。

歳出を見ると、一般会計が70億543万円、特別会計が33億5,033万9,000円で、合わせて103億5,576万9,000円となっています。前年度と比較して、一般会計では7億7,612万円減少し、特別会計では2,373万6,000円増加している状況です。一般会計の歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業、経済活性化事業など新型コロナウイルス感染症対策に関連する支出を確認しました。一方で、第6次榛東村総合計画及び第2期榛東村まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標達成に資する事業については、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、休止や縮小せざるを得ない状況を確認しました。感染拡大と収束が小刻みに繰り返され、不安定な社会情勢にありますが、事務事業の費用、効果及び成果を十分に検証の上、効率的かつ効果的な事務事業

の執行に努め、総合計画等に掲げる目標が達成されるように取り組んでください。

また、不用額については、一般会計で5億1,674万1,000円と特別会計で1億1,515万8,000円を合わせると6億3,189万9,000円で、前年度と比較して1億7,407万5,000円増加しています。本審査による抽出事案については、不用額の計上はやむを得ないと認められましたが、高額の不用額が生じている要因は、新型コロナウイルス感染症による事業中止や規模縮小などの影響にもよりますが、計画、施策の立案における検討不足や予算積算の不十分さに起因するものと考えます。限られた財源を有効かつ効果的に活用するため、事業の目標値を明確にし、目標達成に資する精度の高い予算編成と計画的な予算執行を徹底してください。

財政指標については、財政力指数は0.55%で、前年度と比較すると0.01ポイント減少しています。経常収支比率は87.2%で、前年度と比較して5.6ポイント改善しています。実質公債費比率は8.2%で、前年度と比較して1.1ポイント減少しています。経常収支比率の改善の主な要因は、国の増額補正に伴い、1億1,989万3,000円が追加交付された普通交付税や地方特例交付金等の国庫支出金の増額が大きく影響しています。しかし、国庫支出金等の増額による経常収支比率の改善は全国的な傾向であり、いわゆる外的要因による一時的な改善と見るのが妥当です。本村においても、今後、扶助費、補助費など経常的経費が増加することが予測されることから、行財政改革を推進し、引き続き、健全な財政運営に努めてください。

令和3年度の決算状況、財政状況等を勘案すると、審査の範囲においては、当年度は適切に財政運営が行われ、財政状況は健全に維持されているものと考えます。しかし、本年7月に発覚した複数職員による不祥事は、一部の職員の資質の欠如によるものとして看過することはできません。事務の管理及び執行については、法令規則等に基づき、経済的、効率的かつ効果的な執行が基本になることから、階層別職員研修や各所属のOJTの充実を図り、職員一人一人の業務遂行能力の向上に期待するところです。

また、組織力の強化を目的とした正副担当制の在り方や、係を統括する職員の選任など、各所属の実情に即した相互協力、相互監視体制の再構築に積極的に取り組むことを切望いたします。同時に、業務量の実情に見合った組織体制の見直しと、適切な職員の定数管理について期待したいところです。

最後になりますが、令和3年度は第6次榛東村総合計画後期基本計画の執行初年度となりました。目まぐるしく変化する社会、経済情勢の中で、未来を見極めることは極めて困難な作業であります。しかし、こうした状況だからこそ、行政と村民が共に知恵を出し合い、協働し、総合計画が示す村の将来像「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」の実現に向け、村民の暮らしをより豊かにする事業が数多く実施されることを期待し、審査意見といたします。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3回までといたします。また、対象は一般会計のみでございます。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま小池代表監査委員より意見書をご朗読いただきまして、大変長い文章でございましたが、しっかり聞かせていただきました。これを私も何回目か見る立場にあったんですが、様式等がほとんど同じで、新しい監査委員、十何年ぶりに新しい監査委員になられたということでございましたけれども、そういった様式についてはこれということでもなく、新しい監査、監査の内容が変わらないんですけれども、新しい様式で出されるのかなと思ったら、従前たる内容で、いささかちょっと拍子抜けというところだったんですが、最後の第6節の審査意見を聞きましたら、非常に活発な監査が行われたということがあって、すばらしいと感じたところなんです。来年度以降、こういった様式についても、より村民にも分かりやすい様式というものが考えられるのでしょうか。お考えの一部で結構なんですけれども、この様式についてどのようにお考えかお教えいただければありがたいんですけれども、お願いいたします。

○議長（小山久利君） 代表監査委員。

〔代表監査委員 小池秀樹君発言〕

○代表監査委員（小池秀樹君） 前年度と比較して様式が全く同じではないか、具体的に言いますと、監査意見書がそのまま様式が同じだということなので出てきているということだと思いますけれども、答弁いたします。

1月に監査委員に選任されて8か月が過ぎたところなんでございますが、私の不徳の致すところなんです。現場で働いている職員、特に施設の職員だとか、あとこの庁舎の現場の、どんな状況で、どういうところを苦労して働いているか、定期監査では、課の概要だとか勤務状況だとか書類では見ているんですけれども、現場に赴いて、実質、肌感覚で私まだ見ておりません。この9月の議会が終わった後、次の定期監査までの間に、議員選出の三俣委員さんと2人で事務局と調整していただいて、業務の支障のない範囲内で見学させていただきながら進めていきたいと考えております。現場を知らないで監査をしている人間が、様式を就任したからといって大幅に変更するようなことがあっては、逆に職員に負担がかかってしまうということで、今年度は昨年度と同様の様式のほうを活用させていただいております。

ただ、書式のほうは同じなんです。例えば定期監査で聞いたことの内容を説明させていただきますと、まず、令和3年度の組織目標とその達成状況についてはどうだったか、所管する課の予算の総額と執行率はどうだったか、それから主要施策の成果説明とその概要と、主要施策のうち重点事業の目標値とその達成状況はどうだったか、それが達成できなかったときに、令和4年度の予算にどのよ

うに分析して予算計上がしてあるかということ、各課長にお答えいただいたような形でございます。こうしたことを積み上げることによって、少しずつ負荷のかからないような形で監査のほうを、様式等も変えながら、監査意見書のほうも変えていきたいなと思っております。

私、就任したときに、最小の経費で最大の効果をというお話をさせていただきましたが、キーワードは「見える化」、「共有化」、「創意工夫」だと考えております。見える化ということでは、成果については数値化していただいて、その根拠だとかそういうのをエビデンス、しっかりした根拠で説明をします。それから共有化については、課題組織目標について、職員がその数値化を共有の課題として、組織が一丸となって村全体として進めていくような、そういうことも進めていきたい。それで、どうしてもあとは創意工夫をしていかないと、限られた職員でするので、事業の消化に追われてしまうというところがあります。PDCAサイクルの中のCとAのところはどうしてもおろそかになってしまう傾向があるのではないかなと考えておりますので、そうしたところを工夫していければなと思っております。

特に今回監査をして感じたところは、アウトプット、結果とアウトカム成果の部分のところ、なかなかしっかり職員が見極めて次の事業に反映することができていないんじゃないかなと考えておりますので、その辺のところを決算審査報告書とか、そういうところにも生かせるような書式に、逐次、時間はかかるかもしれないですけども変えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。答弁長くなりましてすみません。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 大変、見える化ということで、見目で質疑させていただきまして、恐縮でございます。そのようなご回答に沿って、期待申し上げます。

3問ということなので、2問目なんですけれども、実は、こういった広報しんとうの1月号に、ふるさと納税の確定申告は税の優遇を受けるから、村の確定申告でしないように、受けないようにというような監査委員のご指摘が従前あったと本会議で聞いております。具体的には、村監査委員からは、平成29年度以降、継続的に申告相談会に付随する業務量の多さと相談会実施月の超過勤務時間の多さが顕著であり、また所得税にあっては申告納税が原則であり、村の申告相談会を利用していない自主申告者との公平性を考えれば、確定申告受付の廃止または縮減を検討すべきであるとの指摘を村監査委員さんから受けて、縮小してきた経過があるということがございました。今回の監査の中でそういったご指摘をされたか、されないかだけで結構でございます。具体的な内容については結構でございます。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 代表監査委員。

〔代表監査委員 小池秀樹君発言〕

○代表監査委員（小池秀樹君） 今回については、そうした指摘には触れておりません。

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

6番生方議員。

○6番（生方勇二君） 1点だけお伺いいたします。

ただいまの代表監査委員からご意見をいただいたわけですが、その一番後ろのほうに、組織体制の充実を図っていくということが非常に大事であり、適切な職員定数の管理等も含めて、これから期待をしたいという意見をいただいております。この辺に関して、これからそれを受けて村として取組をしていくものと思いますが、今までにもそういった状況の中を踏まえてこれまで進めてきていると思いますが、この辺について現段階で村長また副村長がどのように考えているのか、その考えを伺います。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、生方議員、これについては、前々からいろいろな事業について柔軟に対応をしているつもりではございます。しかし、ここ3年、特にコロナの関係でその変更というんですか、これについて行われていないというのが現状です。しかし、これは毎年毎年いろいろな問題が出てきますので、これらについても人員配置、あるいは私は前々からやっておりますけれども、1つの課のことでなく、他の課との連携とか、それでその中で人員があそこが足りないとか、余るとか、いろいろなものを聞きながらやってきたつもりです。これも職員に強く言ってありますけれども、それらを含めてこれからやっていかなきゃならない。しかし、コロナと同じようにいろいろなものが出てきたときに、それが対応できるかどうかというのは、そのときになってみないと分かりませんが、皆さんの意見も聞きながらやっていきたいと思っております。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第53号については、議長を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第53号については、議長を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

午後1時58分休憩

午後2時21分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

先ほど設置が決定いたしました決算審査特別委員会を開催し、互選により正副委員長が決まりました。

委員長に清水健一議員、副委員長に波多野佐和子議員が就任いたしました。

ここで委員長に就任いたしました清水健一議員よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

10番清水健一議員。

〔決算審査特別委員会委員長 清水健一君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（清水健一君） 皆様、こんにちは。決算特別委員会委員長を務めさせていただきます。決算審査で重要なことは、予算の執行が適正に行われているか、住民のためにどのような仕事をしたか、その仕事の出来高と出来具合を見ること为主眼であることを十分理解して決算審査を行っていきたいと考えます。皆様のご協力のほどよろしくお願い致します。

○議長（小山久利君） 審査のほどよろしくお願い致します。

---

◇

### ◎日程第3 議案第54号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第3、議案第54号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明をさせていただきます。

議案書は2ページをご覧ください。

議案第54号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、決算書215ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額14億2,752万9,783円、2、歳出総額13億7,062万5,791円、3、歳入歳出差引額5,690



万3,992円、5、実質収支額、同額です。実質収支額を前年度と比較しますと、歳入総額は5,884万6,506円の増で、増減比4.3%の増でございます。歳出総額は3,584万2,597円の増で、増減比2.7%の増でございます。

次に、216ページ、217ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

収入済額から説明をさせていただきます。

なお、前年度の増減額、増減比は読み上げのみとさせていただきます。

1 款国民健康保険税、収入済額 2 億9,649万8,687円、対前年度59万9,998円の増、増減比0.2%の増でございます。

2 款一部負担金、収入済額 0 円です。

3 款使用料及び手数料、収入済額 1 万5,738円、対前年度509円の増、増減比は3.3%の増でございます。

4 款国庫支出金、収入済額78万円、対前年度295万2,000円の減、増減比は79.1%の減でございます。

5 款県支出金、収入済額 9 億8,179万7,684円、対前年度6,595万3,720円の増、増減比は7.2%の増でございます。

6 款財産収入、収入済額12万5,285円、対前年度26万3,901円の減、増減比は67.8%の減でございます。

7 款繰入金、収入済額8,999万8,497円、対前年度100万9,795円の増、増減比は1.1%の増でございます。

8 款繰越金、収入済額3,390万83円、対前年度132万7,029円の増、増減比は4.1%の増でございます。

9 款諸収入、収入済額2,441万3,809円、対前年度682万8,644円の減、増減比は21.9%の減でございます。

歳入合計、収入済額14億2,752万9,783円、不納欠損額233万7,814円、収入未済額2,862万4,632円でございます。

続きまして、218、219ページをご覧ください。

歳入でございます。

支出済額から説明をさせていただきます。

なお、対前年度の増減額、増減比は歳入同様、読み上げのみとさせていただきます。

1 款総務費、支出済額851万8,016円、対前年度61万7,927円の減、増減比6.8%の減です。

2 款保険給付費、支出済額 9 億6,847万780円、対前年度8,070万7,959円の増、増減比は9.1%の増でございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、支出済額 3 億6,838万9,279円、対前年度4,578万7,174円の減、増

減比は11.1%の減でございます。

4款財政安定化基金拠出金、支出はございませんでした。

5款保健事業費、支出済額1,936万7,453円、対前年度618万6,672円の増、増減比は46.9%の増でございます。

6款基金積立金、支出済額12万5,285円、対前年度26万3,901円の減、増減比67.8%の減です。

7款諸支出金、支出済額575万4,978円、対前年度438万3,032円の減、増減比は43.2%の減でございます。

8款予備費の支出はありません。

歳出合計、支出済額13億7,062万5,791円、不用額4,146万8,209円。

なお、220ページから245ページまでが歳入歳出決算事項別明細書、246ページは財産に関する調書になります。お手元の決算書の記載のとおりになります。説明については省略をさせていただきます。

以上で令和3年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。ご審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

代表監査委員。

[代表監査委員 小池秀樹君発言]

○代表監査委員（小池秀樹君） それでは、最初に特別会計全体について申し上げます。

審査意見書の19ページをご覧ください。

決算収支でございますが、特別会計の決算額は、歳入34億5,751万7,000円、歳出33億5,033万9,000円となっています。形式収支額、実質収支額はともに1億717万8,000円で、単年度収支額は3,641万7,000円の黒字となっています。前年度と比較すると、歳入決算額が6,015万3,000円、歳出決算額が2,373万6,000円それぞれ増加しています。また、一般会計からの繰入金は6億7,848万6,000円となっており、前年度と比較して2,021万5,000円増加している状況でございます。

それでは、国民健康保険特別会計について申し上げます。

意見書の20ページをご覧ください。

決算収支は、歳入14億2,753万円、歳出13億7,062万6,000円となっています。形式収支額、実質収支額はともに5,690万4,000円で、単年度収支額は2,300万4,000円の黒字となっています。

決算収支の状況は、同じページの表のとおりでございます。

次に、歳入についてです。

歳入済額は14億2,753万円で、調定額に対する収入率は97.88%となっています。不納欠損額は171件で233万8,000円、収入未済額は2,862万5,000円となっています。前年度と比較すると、収入済額が5,884万7,000円増加し、不納欠損額が470万6,000円、収入未済額が1,240万円それぞれ減少していま

す。

款別歳入決算状況は21ページの表のとおりでございます。

次に、歳入の過大と過小について申し上げます。

最終予算に対して収入済額が500万円以上の差が生じている科目について審査いたしました。保険給付費等交付金ですが、交付決定の時期から補正予算に計上することが困難と認められました。

次に、収入未済、滞納整理についてです。

収入未済額が生じている科目について、滞納整理の実施状況、関連帳票の管理状況等について審査いたしました。国民健康保険税については、税務課による目標値を定めた効率的かつ効果的な滞納整理により、前年度と比較して収入未済額が1,246万2,000円縮減し、徴収率は一層向上しています。国民健康保険税は国民健康保険制度の根幹をなす重要な財源となることから、引き続き、収入未済額の縮減及び徴収率の向上に努めてください。

一般被保険者返納金については、前年度と比較して6万2,000円増加しています。これは被保険者の所得申告の錯誤に起因したものであり、当年度において収入未済額が一時的に増加したことは、制度上やむを得ないものであると考えています。引き続き、これまでの取組を継続、点検、強化しながら、明確な目標値を定めて、収入未済額の一層の縮減に努めてください。

また、徹底した滞納整理にもかかわらず、多年にわたり収入に至らない場合は、関係法令等に基づく適切な処分を検討してください。

続きまして、歳出についてです。

23ページをご覧ください。

歳出決算額は13億7,062万6,000円で、最終予算額に対する執行率は97.06%、不用額は4,146万8,000円となっています。前年度と比較すると、歳出済額が3,584万3,000円増加し、不用額が884万9,000円減少しています。

歳出決算概要及び款別歳出決算状況は、それぞれ表のとおりです。

次に、消費的事業について抽出審査を行いました。審査した一般管理費については適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しております。

質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 収入未済額につきまして、238万7,814円ということで、今、監査委員からも大変縮減されたと。最後にご意見として、制度上やむを得ないものであると認められたということですが、引き続きこれまでの取組を強化していただきたいと。それで、関係法令等に基づく適切な処分を検討していただきたいということなんです、不納欠損の大体の件数と、この法的根拠をちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後2時38分休憩

---

午後2時40分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） お答えします。

不納欠損につきましては、財務上の手続となります。

以上です。

なお、件数については、期別全件数で171件となっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 中島議員、総括的な質問をお願いします。個別ではなく。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 非常に不納欠損というのは、公債権があるけれども、それを……

○議長（小山久利君） 休憩中じゃないんで。

○5番（中島由美子君） 休憩中じゃない。

○議長（小山久利君） はい。総括的な質問をお願いいたします。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 総括的というところで、この国民健康保険税全体の中の不納欠損ということで、公債権でございますけれども、それがどのような形の法的根拠で、欠損ということは債権がなくなるということでございますから、それについてご説明をということでございました。全体のお話だと思いますけれども。

○議長（小山久利君） 税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） お答えします。

不納欠損につきましては、先ほど申し上げたとおり、財務上の手続でございます。

なお、不納欠損を行うに当たりまして、地方税法第15条の7におきまして、滞納処分の執行停止という手続を経た上での不納欠損となっております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） そうしますと、今おっしゃった171件については、全て滞納処分をしてあったということでしょうか。

○議長（小山久利君） 税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 滞納処分は行っておりません。滞納処分の執行を停止しました。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第54号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

#### ◎日程第4 議案第55号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 議案第55号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明をさせていただきます。

議案書は3ページをお願いします。

議案第55号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書247ページをお願いします。

後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1億4,285万5,600円、2、歳出総額、同額でございます。3、歳入歳出差引額及び5、

実質収支額は0円でございます。実質収支額を前年度と比較しますと、歳入歳出ともに672万4,328円の増で、増減比4.9%の増となっております。

引き続き、次の248、249ページをお願いします。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

249ページの収入済額から説明をさせていただきます。対前年度の増減額、増減比を読み上げさせていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、収入済額 1 億591万7,300円、対前年度499万9,300円の増、増減比は5%の増でございます。

2 款繰入金、収入済額3,638万2,598円、対前年度174万7,142円の増、増減比は5%の増でございます。

3 款諸収入、収入済額55万5,702円、対前年度 8 万7,886円の増、増減比は18.8%の増でございます。歳入合計、収入済額 1 億4,285万5,600円、不納欠損額 0 円、収入済額110万2,500円でございます。次のページをお願いします。

歳入歳出でございます。

251ページの支出済額から説明をさせていただきます。

なお、対前年度の増減額、増減比は歳入同様、読み上げさせていただきます。

1 款総務費、支出済額319万5,175円、対前年度148万1,730円の増、増減比86.5%の増です。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額 1 億3,966万425円です。対前年度528万298円の増、増減比は3.9%の増でございます。

3 款諸支出金及び4 款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計、支出済額 1 億4,285万5,600円、不用額242万8,400円です。

なお、252ページから259ページまでが歳入歳出決算の事項別明細書になります。お手元の決算書の記載のとおりでございます。説明については省略をさせていただきます。

以上で、令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。ご審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

代表監査委員。

〔代表監査委員 小池秀樹君発言〕

○代表監査委員（小池秀樹君） それでは、審査意見書の25ページをご覧ください。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

決算収支は、歳入歳出とも 1 億4,285万6,000円で、形式収支額、実質収支額、単年度収支額はいずれも0円となっております。

次に、歳入について申し上げます。歳入済額は1億4,285万6,000円で、調定額に対する収入率は99.23%、歳入未済額は110万2,000円となっています。前年度と比較すると、収入済額が672万5,000円、収入未済額が80万2,000円、それぞれ増加しています。なお、当年度は不納欠損はありませんでした。

歳入決算概要は表のとおりであり、款別歳入決算状況は26ページの表のとおりとなっています。

続いて、収入未済・滞納整理について申し上げます。

収入未済額が生じている科目について、滞納整理の実施状況、関連帳票の管理状況等について審査しました。収入未済額は前年度と比較して80万2,000円増加しています。これは、被保険者の所得申告の錯誤に起因したものであり、当年度において収入未済額が一時的に増加したことは、制度上やむを得ないものであると考えています。

後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療制度の根幹を成す重要な財源となることから、これまでの取組を継続、点検、強化しながら、明確な目標値を定めて、収入未済額の縮減に努めてください。

次に、歳出について申し上げます。

歳出済額は1億4,285万6,000円で、執行率は98.33%、不用額は242万8,000円となっています。前年度と比較すると、支出済額が672万5,000円増加し、不用額が8万4,000円減少しています。

歳出決算概要及び款別歳出決算状況は、27ページの表のとおりとなっています。

抽出審査につきましては、徴収費について審査しましたが、予算が適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しております。質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 後期高齢者広域連合の特別会計ということでございますが、今回の決算で、後期高齢者の方々は大体前年からするとどのくらい伸びているとか、いろんなサービスについての申出とか、1年間通じてどのような状況で決算が行われたかという、保険者じゃなくて被保険者の、保険証を持っている方々の全体的な状況が分かれば教えてください。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 被保険者の推移ということでよろしいでしょうか。

令和3年度は被保険者数、年度末の人数になりますが1,819名、令和2年度が同じ時期1,761名にな

りますので、58名の増加、3.3%の増加となっております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第55号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

## ◎日程第5 議案第56号 令和3年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第5、議案第56号 令和3年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、介護保険特別会計歳入歳出決算の説明をさせていただきます。

議案書4ページをご覧ください。

議案第56号 令和3年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、決算書261ページをお願いします。

介護保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額12億2,793万2,896円、2、歳出総額12億49万8,528円、歳入歳出差引額2,743万4,368円、5、実質収支額、同額でございます。実質収支額を前年度と比較しますと、歳入総額は4,334万9,926円の増、増減比3.7%の増です。歳出総額は4,363万2,445円の増、増減比は3.8%の増でございます。

引き続き、次のページ、262、263ページをご覧ください。

介護保険特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

収入済額から説明をさせていただきます。なお、対前年度の増減額、増減比を読み上げさせていただきます。

1 款保険料、収入済額 2 億7,950万3,382円、対前年度527万7,530円の増、増減比は1.9%の増でございます。

2 款国庫支出金、収入済額 2 億4,359万941円、対前年度413万5,720円の増、増減比は1.7%の増で



ございます。

3款支払基金交付金、収入済額3億1,265万6,003円、対前年度1,426万6,003円の増、増減比は4.8%の増でございます。

4款県支出金、収入済額1億7,294万9,000円、対前年度341万9,086円の増、増減比は2%の増でございます。

5款介護予防支援費、収入済額659万1,300円、対前年度35万2,850円の減、増減比は5.1%の減でございます。

6款財産収入、収入済額3万6,395円、対前年度3万6,522円の減、増減比は50.1%の減でございます。

7款繰入金、収入済額1億8,367万6,440円、対前年度635万1,794円の増、増減比は3.6%の増でございます。

8款繰越金、収入済額2,771万6,887円、対前年度968万2,773円の増、増減比53.7%の増でございます。

9款諸収入、収入済額121万2,548円、対前年度60万6,392円の増です。100%の増でございます。

歳入合計、収入済額12億2,793万2,896円、不納欠損額42万890円、収入未済額278万5,194円でございます。

次に、次のページ、264、265ページをお願いします。

歳出でございます。

支出済額から説明をさせていただきます。対前年度の増減額、増減比を歳入同様読み上げさせていただきます。

1款総務費、支出済額2,575万8,858円、対前年度63万7,323円の増、増減比は2.5%の増です。

2款保険給付費、支出済額11億1,344万2,626円、対前年度4,295万7,978円の増、増減比は4%の増でございます。

3款地域支援事業、支出済額4,351万6,650円、対前年度367万691円の減、増減比7.8%の減でございます。

4款基金積立金、支出済額147万3,395円、対前年度比140万478円の増、増減比としては1,920%になります。140万円、基金を積み立てたことで増額になっております。

5款諸支出金、支出済額1,630万6,399円、対前年度230万7,357円の増、増減比16.5%の増でございます。

6款予備費の支出はありませんでした。

歳出合計、支出済額12億49万8,528円、不用額3,500万3,472円です。

なお、次のページ、266ページから295ページまでは歳入歳出決算の事項別明細書となります。

296ページは財産に関する調書でございます。内容についてはお手元の決算書の記載のとおりでござ

ざいます。

以上で、令和3年度介護保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。ご審議の上、認  
定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

代表監査委員。

〔代表監査委員 小池秀樹君発言〕

○代表監査委員（小池秀樹君） それでは、介護保険特別会計について申し上げます。

審査意見書の28ページをご覧ください。

決算額は、歳入12億2,793万3,000円、歳出12億49万9,000円となっています。形式収支額、実質収  
支額はともに2,743万4,000円で、単年度収支額は28万3,000円の赤字となっています。

決算収支の状況は表のとおりでございます。

次に、歳入についてです。

歳入済額は12億2,793万3,000円で、調定額に対する収入率は99.74%、不納欠損額は53件で42万  
1,000円となっています。また、収入未済額は278万5,000円となっています。前年度と比較すると、  
収入済額が4,335万円増加し、不納欠損額が83万1,000円、収入未済額が134万6,000円、それぞれ減少  
しています。

款別歳入決算状況は29ページの表のとおりです。

次に、歳入過大・過小について申し上げます。

最終予算額と収入済額に500万円以上の差が生じている科目である介護保険給付費交付金について  
審査しました。保険給付費の流動性に起因するものであり、補正予算に計上することが困難であるこ  
とを確認させていただきました。

次に、収入未済額・滞納整理についてです。

収入未済額が生じている4科目について、滞納整理の実施状況、関連帳票の管理状況等について審  
査しました。

30ページの収入未済額の状況の表をご覧ください。

表の1段目の特別徴収保険料が、マイナス1万800円と記載されておりますが、特別徴収保険料に  
還付未済が生じたためでございます。介護保険料については積極的な納付交渉と滞納整理により、前  
年度と比較して収入未済額が133万5,000円縮減し、徴収率は複数年継続して向上しています。また、  
返納金については、関係市町村との情報共有や債権者の調査に取り組んでいることを確認いたしまし  
た。

介護保険料は介護保険制度の根幹を成す重要な財源であることから、これまでの取組を継続、点検、  
強化しながら、明確な目標値を定めて収入未済額の縮減及び徴収率の向上に努めてください。

続いて、歳出についてです。

支出済額は12億49万9,000円で、執行率は97.17%、支出済額は前年度と比較すると4,363万3,000円増加しています。

31ページの款別歳出決算状況をご覧ください。

2段目の保険給付費の決算額は11億1,344万3,000円で、前年度と比較すると4,295万8,000円の増となっています。不用額は3,500万3,000円で、前年度と比較すると811万7,000円減少している状況です。

続きまして、高額不用額についてです。事務事業の節単位において250万円以上の不用額が生じているものについて審査いたしました。

32ページに記載されている3つの給付費については、保険給付費の流動性に起因するものであり、補正予算に計上することが適さないものであることを確認いたしました。

抽出審査については、賦課徴収費について抽出審査したところ、適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

6番生方議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 1点だけお伺いします。

支出のほうで前年度と比較して、支出のほうは4,300万円ほど増加している状況ですが、これは高齢者の高齢化に伴う増加というような傾向なんでしょうか。数字は結構です。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 令和2年度と比較しますと、サービスの利用のところで居宅介護サービス、それから施設介護サービスを利用する方が増えているようで、実績として増加になったと思えます。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいまの保険給付費でございますが、いずれも不用額が上がっている、補正予算に計上できない、適正であったという監査のご意見もいただいておりますが、この保険給付

というのは審査をして行く、支払いをするものもあろうかと思うんですけども、年間を通して審査が通らなかったというようなものはないでしょうか。状況を教えてください。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 介護保険の給付費につきましては、国保連合会を通しての請求になりまして、歳出のところで、多少の請求誤りとかいう場合もありまして、その場合は事業主とのやり取りでそちらを正すということはしておりまして、審査としては国保連のほうで審査をいただいています。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第56号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。



## ◎日程第6 議案第57号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第6、議案第57号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第57号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

議案書5ページをお開きください。

地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

続いて、決算書の297ページをお開きください。

住宅新築資金等貸付特別会計、実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1,311万5,006円、2、歳出総額1,311万5,006円、3、歳入歳出差引額0円、5、実質収支額0円でございます。

続いて、決算書の298ページ、299ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

款の合計につきまして、収入済額のみ申し上げ、説明をさせていただきます。

1 款県支出金、収入済額9万円、こちらは徴収事務に対します県からの補助金でございます。

2 款繰入金、0円。

3款諸収入、687万5,695円、こちらが貸付者から回収させていただいた元金と利子の合計額でございます。

4款繰越金、614万9,311円、こちらは前年度からの繰越金でございます。

歳入合計、収入済額1,311万5,006円、不納欠損額0円、収入未済額4億3,273万8,657円です。

続いて、決算書の300ページ、301ページをお開きください。

歳出になります。

こちらは支出済額のみ申し上げ、説明とさせていただきます。

1款総務費、支出済額796万1,768円、これは徴収事務に係る経費、それから一般会計への繰出金を計上した合計額でございます。

2款公債費、515万3,238円、こちらはかんぽ生命保険への起債の償還金の額でございます。

歳出合計、支出済額1,311万5,006円、翌年度繰越額0円、不用額152万2,994円でございます。

302ページから305ページまでが歳入歳出事項別明細書になります。

306ページをお開きください。

こちらに地方債に関する内容を記載してございます。説明につきましては省略をさせていただきますが、先ほど申し上げましたように、令和3年度をもちまして公営住宅建設事業債かんぽ生命への起債の償還は完済となっております。

以上、雑駁ではございますが、令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の説明に代えさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようお願いをいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

小池代表監査委員。

〔代表監査委員 小池秀樹君発言〕

○代表監査委員（小池秀樹君） それでは、住宅新築資金等貸付特別会計について申し上げます。

審査意見書の33ページをご覧ください。

決算収支でございます。

決算額は、歳入歳出とも1,311万5,000円となっております。形式収支額、実質収支額ともに0円で、これから前年度実質収支額の614万9,000円を控除した単年度収支額は、614万9,000円の赤字となっております。

次に、歳入状況ですが、歳入済額は1,311万5,000円で、調定額に対する収入率は2.94%で、収入未済額は4億3,273万9,000円となっております。前年度と比較すると、収入済額が130万4,000円減少し、収入未済額が18万8,000円増加している状況です。

次に、収入未済額・滞納整理の状況です。

前年度に比較して収入未済額は18万8,000円増加し、4億3,273万9,000円となっております。

なお、当年度末をもって公営住宅建設事業債の償還を終了したことから、住宅新築資金等貸付特別会計は廃止され、その歳入未済額は令和4年度一般会計に引き継がれました。これを契機として、明確な目標値を定めた徴収計画を作成するとともに、債権管理の徹底、徴収体制の見直し及び継続的な滞納整理に取り組み、収入未済額の縮減及び徴収率の向上に資する強力な取組を講じてほしいと考えております。

続きまして、歳出でございます。

歳出決算の概要は、支出済額は1,311万5,000円で、最終予算額に対する執行率は89.6%、不用額は152万3,000円となっています。前年度と比較すると支出済額が484万5,000円増加し、不用額が392万9,000円減少している状況です。

消費的事業については、抽出審査により一般管理費を審査したところ、適切に執行されていることを確認しました。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 34ページの監査委員の債権管理の徹底というところを、具体的にどのような徹底が行われるのか、執行側のご意見でもいいと思うんですけども。あと、ちなみに引き継がれたということで、何件かということも教えていただくとありがたいです。

以上です。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 決算審査におきまして、監査委員さんからも、とにかく緊張感を持って滞納整理にしっかり取り組むようにということでご意見もいただいているところです。

この貸付けにつきましては、合計で332件の貸付けを行っておりまして、令和3年度末までに220件が完済となっております。したがって、現在残っております件数で言いますと112件が、今償還中ということでございます。こちらは私債権でございます、滞納整理と申しましても非常に難しいということは監査委員さんからもご意見等はいただいているところですが、とにかく大きな収入未済額になっておりますので、少しずつでも前進するよにということで、ご意見をいただいております。

決算審査終了後、当課に持ち帰りまして、担当係長以上の職員とは相談をしまして、まず残っている112件の方についてどういう状況になっているのか、それについてまず状況整理をしよう、その上

でどのような滞納整理がしていけるのか、そういったことを話し合ったところでございます。

また、この管理につきましては、住宅新築資金の貸付けのシステムで管理をしております、これまでの償還状況ですとか、残っている状況、そういったものはシステムで管理をしております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第57号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第7 議案第58号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第7、議案第58号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第58号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案説明をいたします。

議案書6ページをご覧ください。

地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書307ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。

1、歳入総額3億1,792万1,638円、2、歳出総額3億1,163万6,351円、3、歳入歳出差引額628万5,287円、5、実質収支額も同額でございます。実質収支を前年度と比較しますと、歳入総額は2,744万4,951円の減、増減比7.9%の減となり、歳出総額は3,373万238円の減、増減比9.8%の減でございます。

引き続き、決算書308ページ、309ページをご覧ください。

歳入歳出決算書の歳入です。

右側の収入済額から説明をさせていただきます。なお、対前年度の増減額、増減比は読み上げのみとさせていただきます。

1 款分担金及び負担金、収入済額1,541万8,320円、対前年度375万2,160円の増、増減比32.2%の増です。

2款使用料及び手数料、収入済額6,060万6,358円、対前年度500万6,232円の減、増減比7.6%の減です。

3款国庫支出金、収入済額3,735万円、対前年度675万円の増、増減比22.1%の増です。

4款県支出金、収入済額0円、対前年度160万円の減です。

5款繰入金、収入済額1億8,514万5,000円、対前年度75万7,799円の減、増減比0.4%の減です。

6款繰越金、収入済額0円、対前年度0円です。

7款諸収入、収入済額1,960円、対前年度48万3,080円の減、増減比99.6%の減です。

8款村債、収入済額1,940万円、対前年度3,010万円の減、増減比60.8%の減です。

最後、歳入合計といたしまして、収入済額3億1,792万1,638円、収入未済額1,137万8,005円を計上しております。なお、収入未済額は全て令和4年度に新設された下水道事業会計に引き継がれまして、下水道使用料の一部及び県支出金は既に歳入されておりますことを補足させていただきます。

続けて、決算書310ページ、311ページをご覧ください。

歳入歳出決算書の歳出でございます。

右側の支出済額から説明させていただきます。なお、対前年度の増減額、増減比は読み上げのみとさせていただきます。

1款総務費、支出済額2,049万2,436円、対前年度598万2,282円の増、増減比41.2%の増です。

2款建設費、支出済額7,790万285円、対前年度3,009万2,656円の減、増減比27.9%の減です。

3款管理費、支出済額2,924万6,889円、対前年度995万6,316円の減です。増減比25.4%の減です。

4款公債費、支出済額1億8,399万6,741円、対前年度33万6,452円の増、増減比0.2%の増です。

最後、歳出合計といたしまして、支出済額3億1,163万6,351円、不用額1,074万8,649円を計上しております。なお、不用額のうち350万4,736円はマンホールポンプ保守点検業務委託料や流域下水道維持管理負担金等といたしまして、令和4年度下水道事業会計における未払金として、既に支出されておりますことをご報告させていただきます。

以降、312から315ページまでが歳入事項別明細書、316ページから321ページまでが歳出事項別明細書、322ページが財産に関する調書、323ページが地方債現在高となっております。説明につきましては省略させていただきます。

以上、令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案説明でございます。慎重ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

小池代表監査委員。

〔代表監査委員 小池秀樹君発言〕

○代表監査委員（小池秀樹君） それでは、公共下水道事業特別会計について申し上げます。



審査意見書の36ページをご覧ください。

決算収支ですが、決算額は歳入3億1,792万2,000円、歳出3億1,163万6,000円となっています。形式収支額、実質収支額は628万5,000円で、前年度収支額も同様の628万5,000円の黒字となっています。

決算収支の状況は表のとおりでございます。

次に、歳入でございますが、歳入済額は3億1,792万2,000円で、調定額に対する収入率は96.54%、収入未済額は1,137万8,000円となっています。前年度と比較すると、収入済額が2,744万5,000円減少し、収入未済額が702万3,000円増加しています。

款別歳入決算状況は、37ページの表のとおりです。表の2段目の使用料及び手数料は、前年度と比較して、500万7,000円減少しています。

次に、収入未済・滞納整理についてです。

38ページの上段の収入未済額の状況の表をご覧ください。

表4段目の公共下水道事業費補助金については、地方公営企業法の適用による公共下水道事業の公営企業会計への移行に伴う打切決算により、歳入未済額が生じたものであり、本年5月実施の例月現金出納検査により同科目の全額が収入済であることを確認しております。また、下水道使用料現年度分については、前年度と比較して、収入未済額が603万4,000円増加しておりますが、公共下水道事業費補助金と同様、打切決算により、収入未済額が増加したものであり、本年6月実施の例月現金出納検査により同科目の収入未済額703万円のうち634万4,000円が収入済であることを確認いたしました。

受益者負担金及び下水道使用料は、下水道事業の根幹を成す重要な財源となることから、これまでの取組を継続、点検、強化しながら、明確な目標値を定めて収入未済額の縮減及び徴収率の向上に努めてください。

次に、歳出について申し上げます。

歳出済額は3億1,163万6,000円で、執行率は96.67%、不用額は1,074万9,000円となっています。前年度と比較すると、歳出済額は3,373万1,000円減少し、不用額は671万3,000円増加している状況です。

歳出決算概要及び款別歳出決算状況は、38ページの中段及び下段の表のとおりです。

款別歳出決算について、建設費の決算額が前年度と比較して3,900万3,000円減少しています。

最後に、抽出審査について申し上げます。

消費的事業を抽出により一般経費について審査したところ、適切に予算執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。  
質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第58号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで、休憩をいたします。

再開を3時45分といたします。

午後3時31分休憩

---

午後3時44分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

---

**◎日程第8 議案第59号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（小山久利君） 日程第8、議案第59号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第59号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案説明をいたします。

議案書7ページをご覧ください。

地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書325ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。

1、歳入総額1億6,753万5,722円、2、歳出総額1億5,564万2,446円、3、歳入歳出差引額1,189万3,276円、5、実質収支額も同額でございます。実質収支を前年度と比較しますと、歳入総額は3,762万3,764円の減、増減比18.3%の減となり、歳出総額は4,951万7,040円の減、増減比24.1%の減でございます。

引き続き、決算書326、327ページをご覧ください。

歳入歳出決算書の歳入です。

右側の収入済額から説明をさせていただきます。なお、対前年度の増減額、増減比は読み上げのみ

とさせていただきます。

1 款分担金及び負担金、収入済額1,274万円、対前年度504万円の増、増減比65.5%の増です。

2 款使用料及び手数料、収入済額3,299万5,575円、対前年度225万2,734円の減、増減比6.4%の減です。

4 款繰入金、収入済額1億1,723万3,000円、対前年度415万8,369円の減、増減比3.4%の減です。

6 款諸収入、収入済額16万7,147円、対前年度2,339円の増、増減比1.4%の増です。

7 款村債、収入済額440万円、対前年度1,710万円の減、増減比79.5%の減です。

最後、歳入合計といたしまして、収入済額1億6,753万5,722円、収入未済額355万8,614円を計上しております。なお、収入未済額は全て令和4年度に新設された下水道事業会計に引き継がれまして、分担金の全て及び使用料の一部は既に歳入されておりますことを補足させていただきます。

続いて、決算書328、329ページをご覧ください。

歳入歳出決算書の歳出です。

右側の支出済額から説明をさせていただきます。なお、対前年度の増減額、増減比は読み上げのみとさせていただきます。

1 款総務費、支出済額975万3,057円、対前年度97万1,363円の減、増減比9.1%の減です。

2 款管理費、支出済額4,181万4,658円、対前年度5,010万2,244円の減、増減比54.5%の減です。

3 款公債費、支出済額1億407万4,731円、対前年度155万6,567円の増、増減比1.5%の増です。

最後、歳出合計といたしまして、支出済額1億5,564万2,446円、不用額1,737万4,554円を計上しております。なお、不用額のうち1,551万6,033円は、マンホールポンプ保守点検業務委託料や農業集落排水施設の維持管理費用として、令和4年度下水道事業会計における未払金として既に支出されておりますことをご報告させていただきます。

以降、330ページから331ページまでが歳入事項別明細書、332ページから337ページまでが歳出事項別明細書、338ページが財産に関する調書、339ページが地方債現在高となっております。説明につきましては省略をさせていただきます。

以上、令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案説明でございます。慎重ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

小池代表監査委員。

[代表監査委員 小池秀樹君発言]

○代表監査委員（小池秀樹君） 農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

審査意見書の40ページをご覧ください。

初めに、決算収支についてです。

決算額は、歳入1億6,753万6,000円、歳出1億5,564万2,000円となっています。形式収支額、実質収支額はともに1,189万3,000円で、単年度収支額も同額の1,189万3,000円の黒字となっています。

歳入についてですが、歳入済額は1億6,753万6,000円で、調定額に対する収入率は97.92%、収入未済額は355万9,000円となっています。前年度と比較すると、収入済額が3,762万3,000円減少し、収入未済額が312万8,000円増加している状況です。

次に、収入未済・滞納整理の状況について申し上げます。

分担金現年度分及び行政財産使用料については、地方公営企業法の適用による農業集落排水事業の公営企業会計への移行に伴う打切決算により、収入未済額が生じたものであり、本年5月実施の例月現金出納検査により、同科目の収入未済額の全額が収入済であることを確認しました。また、下水道使用料現年度分については、前年度と比較して収入未済額が296万5,000円増加していますが、分担金現年度分等と同様、打切決算により、収入未済額が増加したものであり、本年6月実施の例月現金出納検査により、収入未済額314万1,000円のうち295万1,000円が収入済であることを確認しております。

下水道使用料は、下水道事業の根幹を成す重要な財源となることから、これまでの取組を継続、点検、強化しながら、明確な目標値を定めて収入未済額の縮減及び徴収率の向上に努めてください。

続いて、歳出について申し上げます。

歳出済額は1億5,564万2,000円で、歳出予算額に対する執行率は89.96%、不用額は1,737万5,000円となっています。前年度と比較すると、歳出済額が4,951万7,000円減少し、不用額が1,234万2,000円増加している状況です。

次に、抽出審査について、消費的事業の一般管理費について審査し、適切に予算執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

12番南議員。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 総括的な質疑ということで、もし違っていたら議長、注意をしていただければと思いますけれども。

農業集落排水事業特別会計、今年度から今、公営企業のほうに移行ということでありまして、接続状況がここ数年伸び悩んでいるのではないかなと感じておりまして、特に広馬場地区が65%ほどということでありまして、長岡地区は84%ほどなんですけれども。

先ほど監査委員の意見書の中にも下水道使用料が、やはりこの下水道事業の根幹を成す重要な財源

ということで、もちろん現年度分をしっかりとっていくというのは重要だと思うんですけども、この接続が増えることでまた使用料を取れるというのがありまして、そのへんが今のこの接続率で、公営企業としてもやって、この状況で大丈夫なのか。もう少しやはり接続率を上げないと厳しいのか。そのあたりの考えをお聞かせください。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 先ほどの南議員のご質問にお答えをいたします。

南議員にはちょうど農集排広馬場地区の組合役員のほうもしていただいて、大変お世話になっております。

おっしゃるとおりでして、主要施策のほうに書いてあるんですけども、149ページでございます。

令和4年3月31日現在の接続状況、中ほどに書いてあります。長岡地区は84.57%だが、広馬場は65%で、あまりよろしくないよねということでございます。また、こちらのほうでちょっと補足をさせていただくと、接続戸数というのは、一番最初に始めるときに毎戸アンケートを取りまして、「うちは入りますよ」と、その分母分の分子なんです。それなので、これにはまたこの表のほうも改善しなければならないんですけども、いわゆる長岡全体で何件なのか。当然これより大きい数字が実は左側でございます。それを踏まえた上で、いわゆる下水道、農業集落排水に入るよと言った人であるにもかかわらず、長岡では84%、広馬場では65%の状況でございます。

ただ、しかしながら、先ほど申し上げたんですが、歳入の1款のところでは負担金及び負担金を申し上げさせていただきました。こちらはいわゆる農集排加入負担金のことでございます。こちらのほうが対前年度で言いますと504万円の増ということでして、接続率がそんなにでもないのに加入金額の納めはいいんだねという不思議な現象が起きてしまいます。これは、皆さん、ちまたを見ていただければ分かるんですけども、正直言って、数字を上げているのはアパート及び開発による新築でございます。それなので、その分析からまいりますと、広馬場地区で約3分の2であるというのは、3分の1はいわゆる昔からあったお宅、比較的農業者の方が多いのかなと思っております。

そのために、施設はもちろんあるわけですから、処理場もポンプ施設も管路も農集排、どちらも出来上がっております。目の前にあるのに使っていない、これは放っておいただけで償却してしまうわけですから、すぐに接続をしていただくよう促すべきだと思っており、今後とも接続率アップの方策を考えたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今回、公営企業化による打切決算ということで、収入未済額が見た目大き

くなっているというご説明、監査委員の意見をいただきましたけれども、本来、決算書を調製するとき、そのような特別な事項というのは、最初のページでも結構ですけれども、こういったところに、「今回は公営企業化による打切決算による」とか、「ですので収入未済が増えている」というようなことを書いておかないと、未来の議員といいたまいますか、今見る住民といいたまいますか、過去を見たときに、この決算書を見たときに、なぜだというのが分からない。こういうのをやっぱり見える化をしておくべきだと思うので、まだ16日まで時間があるので、公共と農業集落には大変だと思うんですけども、そういったメモを貼られるほうがよろしいかと思いたまいますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 中島議員、総務産業建設常任委員会に付託するので。

○5番（中島由美子君） これ、総括だから。

○議長（小山久利君） 総括と言っても資料の説明の仕方が悪いということで。

○5番（中島由美子君） 違います。これが決算書だから、そういった内容をここに表記するべきですよという、決算の建前からしてと、そういうことを伝えています。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後4時1分休憩

---

午後4時1分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

浅見会計課長。

〔会計課長 浅見英一君発言〕

○会計課長（浅見英一君） 決算書につきましては会計課のほうで担当させていただいております。今後、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） これ、永久保存ですから。今後というのは16日までの間に考えてくださるということでよろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 会計課長。

〔会計課長 浅見英一君発言〕

○会計課長（浅見英一君） そういうことで考えさせていただきます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第59号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第9 議案第60号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第9、議案第60号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 議案第60号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

議案書8ページをご覧ください。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書341ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

1、収入総額1億2,561万9,283円、歳出総額1億2,560万793円、歳入歳出差引額1万8,490円、5、実質収支額、同額の1万8,490円です。実質収支を前年度と比較しますと、歳入総額は1,436万249円の増、増減比12.9%の増となります。歳出総額は1,438万229円の増、増減比12.9%の増です。

続いて、342ページ、343ページをご覧ください。

歳入歳出決算書の歳入です。

343ページの収入済額から説明させていただきます。なお、対前年度の増減額、増減比は読み上げのみとさせていただきます。

1 款事業収入、収入済額5,917万780円、対前年度854万9,656円の増、増減比16.8%の増です。

2 款使用料及び手数料、収入済額7,500円、対前年度、昨年度も同額で増減はありません。

3 款繰入金、収入済額6,605万1,456円、対前年度602万3,419円の増、増減比10.0%の増です。

4 款繰越金、収入済額3万8,470円、対前年度30万7,721円の減、増減比88.9%の減です。

5 款諸収入、収入済額35万1,077円、対前年度9万4,895円の増、増減比37.0%の増です。

歳入合計ですが、収入済額1億2,561万9,283円、不納欠損額0円、収入未済額200万6,366円です。

続きまして、344ページ、345ページをご覧ください。

歳入歳出決算書の歳出です。

345ページの支出済額から説明させていただきます。なお、対前年度の増減額、増減比は歳入同様、読み上げのみとさせていただきます。

1 款総務費、支出済額5,534万3,423円、対前年度370万5,130円の増、増減比7.2%の増です。

2款事業費、支出済額7,025万7,370円、対前年度1,067万5,099円の増、増減比17.9%の増です。

3款予備費、支出済額0円、対前年度、同様に0円です。

歳出合計です。支出済額1億2,560万793円、翌年度繰越額0円、不用額581万6,207円です。

なお、346ページから353ページまでが歳入歳出決算事項別明細書、354ページが財産に関する調書についてで、お手元の決算書記載のとおりです。

以上、令和3年度榛東村学校給食事業特別会計決算の説明とさせていただきます。ご審議の上、認  
定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

小池代表監査委員。

〔代表監査委員 小池秀樹君発言〕

○代表監査委員（小池秀樹君） 学校給食事業特別会計について申し上げます。

審査意見書の43ページをご覧ください。

初めに、決算収支の状況ですが、決算額は、歳入1億2,561万9,000円、歳出1億2,560万1,000円と  
なっています。形式収支額、実質収支額はともに1万8,000円で、単年度収支額は2万円の赤字とな  
っています。

収入済額は1億2,561万9,000円で、調定額に対する収入率は98.43%、収入未済額は200万6,000円  
となっています。前年度と比較すると、収入済額が1,436万増加し、収入未済額が11万7,000円減少し  
ている状況です。

次に、収入未済・滞納整理の状況ですが、収入未済額は200万6,000円で、前年度と比較すると、11  
万7,000円減少しています。継続的な滞納整理により複数年にわたって収入未済額が縮減しているこ  
とは評価するところであります。これまでの取組を継続、点検、強化しながら、明確な目標値を定め  
て収入未済額の縮減及び徴収率の向上に努めてください。

歳出については、歳出済額が1億2,560万1,000円で、最終予算に対する執行率は95.57%、不用額  
は581万6,000円となっています。前年度と比較すると、支出済額が1,438万円増加し、不用額が107万  
8,000円減少している状況です。

抽出審査については、消費的事業の学校給食センター運営費について審査したところ、適切に予算  
執行されていることを確認しました。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しております。質疑は総括的な質疑に限定いたします。



質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 監査委員の報告の44ページでございます。

滞納整理の実施状況、審査を実施したと。よくやっていたらということでございますけれども、給食センターというのは1人職員が行っていると思われるんですが、滞納整理は学校教育関連全員でやっているとか、教育委員会全体でやっているとか、大きなバックアップが必要だと思うんですが、令和3年度の状況が分かったら教えてください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 令和3年度の滞納整理に関する対応ですけれども、給食センターの職員を含め教育委員会を実施しております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第60号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。



## ◎日程第10 議案第61号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第10、議案第61号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の説明をさせていただきます。

議案書9ページをご覧ください。

議案第61号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

決算書355ページをご覧ください。

太陽光発電事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額3,500万5,604円、2、歳出総額3,036万3,761円、3、歳入歳出差引額464万1,843円、5、実質収支額464万1,843円でございます。実質収支を前年度と比較しますと、歳入総額は324万2,175円の増、増減比10.2%の増です。歳出総額は155万8,085円の増、増減比5.4%の増となっております。

次に、決算書356ページ、357ページをご覧ください。

太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の歳入でございます。

357ページの収入済額から説明をさせていただきます。なお、対前年度の増減額、増減比は読み上げのみとさせていただきます。

1款事業収入、収入済額3,204万5,138円、対前年度28万2,565円の増です。増減比0.9%の増でございます。

2款財産収入、収入済額2,713円、対前年度1,857円の増、増減比216.9%の増です。

3款繰越金、収入済額295万7,753円、3款繰越金については前年度の繰越金はございませんので、皆増となります。

4款諸収入、収入済額は0円です。

歳入合計、収入済額3,500万5,604円、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、358ページ、359ページをご覧ください。

太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の歳出でございます。

359ページの支出済額から説明させていただきます。なお、対前年度の増減額、増減比は歳入同様、読み上げのみとさせていただきます。

1款総務費、支出済額2,572万7,713円、対前年度151万2,157円の増です。増減比は6.2%の増でございます。

2款管理費、支出済額463万6,048円、対前年度4万5,928円の増でございます。増減比1%増でございます。

歳出合計、支出済額3,036万3,761円、不用額79万6,239円です。翌年度への繰越額はございません。

360ページから363ページは歳入歳出決算事項別明細書、364ページは財産に関する調書となっております。説明につきましては省略をさせていただきます。

以上、令和3年度太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。ご審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

小池代表監査委員。

〔代表監査委員 小池秀樹君発言〕

○代表監査委員（小池秀樹君） それでは、太陽光発電事業特別会計について申し上げます。

審査報告書の46ページをご覧ください。

最初に、決算収支についてです。決算額は、歳入3,500万6,000円、歳出3,036万4,000円となっています。形式収支額、実質収支額はともに464万2,000円で、単年度収支額は168万5,000円の黒字となっている状況です。

歳入済額は3,500万6,000円で、調定額に対する収入率は100%となっています。不納欠損額、収入未済額はともにありませんでした。前年度と比較すると、収入済額が324万3,000円増加しています。

次に、歳出の状況ですが、歳出済額は3,036万4,000円で、最終予算額に対する執行率は97.45%、不用額は79万6,000円となっています。前年度と比較すると、歳出済額は155万8,000円、不用額は39万2,000円、それぞれ増加している状況です。

抽出審査につきましては、消費的事業の維持管理費について審査を行い、適切に予算執行されていることを確認しました。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第61号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第11 議案第62号 令和3年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第11、議案第62号 令和3年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第62号 令和3年度榛東村上水道事業会計決算の認定について提案説明をいたします。

議案書10ページをご覧ください。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書365ページをご覧ください。

事業報告書でございます。

昨年度と少し中身が変更となっておりますが、これは国への報告事項が増え、これに合わせた形式としたものです。

1、概況でございます。総括事項、経営指標、議会議決事項、行政官庁認可事項、続いて、366ページの職員に関する事項。

2、工事の部分は記載のとおりでございます。

3番、下ほど、3、業務でございます。

(1) 業務量の(イ)業務内容の主な項目を説明いたしますと、給水人口1万4,541人、給水件数5,884件でした。これはどちらも増加しております。しかしながら、右の表に移りまして、総配水量215万3,030<sup>㎥</sup>、対前年度8,219<sup>㎥</sup>の減。1日最大配水量6,668<sup>㎥</sup>、対前年度56<sup>㎥</sup>の減。総有収水量166万8,797<sup>㎥</sup>、対前年度1万3,210<sup>㎥</sup>の減となっております、数値は減少しております。このことから本村は、加入件数は増加傾向にあります、使用水量は減少しているということとなります。

また、先ほど読み上げた総配水量のところ、366ページ、下のところにあります総配水量のところに、(A)と表記があります。それから、2行下の総有収水量のところに、(B)と表記があります。このBをAで割り算したものが、先ほどの365ページの(2)経営指標にあります有収率77.5%の根拠となります。こちらは令和4年3月現在の数値でございますが、令和2年度の有収率は77.8%、令和元年度は71.8%ございました。残念ながら令和3年度においては、有収率を上昇させることができませんでした。日々の漏水調査、漏水工事を着実に行った上で、現在策定中の長期計画に基づく老朽管更新を行いまして、引き続き有収率の改善を図る所存でございます。

引き続き、367ページに戻りまして、中ほどの事業収支、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は記載のとおりでございます。

(4) 番のたな卸資産の購入に関する事項、こちらは水道の量水器のことです。

(5) その他の事項ですが、(イ)特定収入に係る用途の特定先ですが、記載された特定収入がございました。消火栓維持管理収益として一般会計から183万7,000円を、工事負担金として同じく一般会計から2,871万円をいただいております。

368ページに移りまして、4、会計ですが、重要契約の要旨、該当はありませんでした。

企業債及び一時借入金の概況は記載のとおりでございます。企業債の本年度末残高は合計2億6,609万3,621円で、昨年度と比べまして1,079万8,722円の減となっております。

続きまして、369ページ、横向きの表をご覧ください。

令和3年度榛東村上水道事業決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出のうち収入でございます。款の合計、決算額のみ申し上げさせていただきます。

第1款水道事業収益、決算額3億2,279万5,520円、対前年度292万6,691円の増、増減比0.9%の増

でした。

続いて、下段の支出でございます。

第1款水道事業費用、決算額2億7,452万1,159円、対前年度849万5,320円の増、増減比3.2%の増でした。

続きまして、370ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出のうち収入でございます。款の合計、決算額のみ申し上げます。

第1款資本的収入、決算額4,871万円、対前年度3,185万6,000円の増、増減比189%の増でした。

下段、支出でございます。

第1款資本的支出、決算額8,881万3,991円、対前年度2,958万5,799円の増、増減比50%の増でございました。

なお、表の下段に記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,010万3,991円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額260万7,969円及び過年度分損益勘定留保資金3,749万6,022円をもちまして補填しております。

371ページをご覧ください。

損益計算書、令和3年4月から令和4年3月までのものです。

下から3行目、4,533万4,827円、こちらが経常利益でございます。1行下の当年度純利益も同額でございます。

次の372ページが剰余金計算書でございます。説明は省略させていただきます。

373ページをご覧ください。

貸借対照表です。令和4年3月31日付のものです。固定資産及び流動資産を合わせた資産合計は、33億6,845万7,965円です。

374ページ、負債の部では、負債合計16億1,627万4,815円です。

375ページ、資本の部で、下から2行目、資本合計は17億5,218万3,150円で、負債資本合計は33億6,845万7,965円となっております。

376、377ページは重要な会計方針に係る事項に関する注記等でございます。

378ページはキャッシュフロー計算書でございます。

379、380ページは収益費用明細書、381、382ページは資本的収入支出明細書でございます。383から384ページは企業債明細書、385ページは固定資産明細書でございます。いずれも説明は省略させていただきます。

以上、雑駁ではございましたが、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、代表監査委員の決算審査意見の概要報告を求めます。

小池代表監査委員。

〔代表監査委員 小池秀樹君発言〕

○代表監査委員（小池秀樹君） それでは、決算審査結果について申し上げます。

審査報告書の71ページをご覧ください。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、榛東村長から審査に付された令和3年度榛東村上水道事業会計決算について、同法の定めるところにより審査を実施しました。

審査の期間は、令和4年7月27日の1日です。

審査の方法については、村長から送付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書が、関係法令に準拠して作成され、計数の誤りがないかを確認し、また予算の執行及び関連事務が適正に行われているかについて、関係職員から直接説明を受けるとともに、聞き取りし、審査を行いました。審査に当たっては、その事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されているかについて、特に意を用いて行いました。また、例月現金出納検査の結果及び定期監査の結果についても、本審査の参考といたしました。

次に、審査結果を申し上げます。

村長から送付を受けた決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当年度の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認められました。

続いて、審査の概要について申し上げます。

最初に、業務概要です。当年度における給水人口は1万4,541人で、前年度と比較して60人、給水件数は5,884件で、前年度と比較して44件、それぞれ増加しています。総配水量は215万3,030m<sup>3</sup>で、前年度と比較して8,219m<sup>3</sup>、総有収水量は166万8,797m<sup>3</sup>で、前年度と比較して1万3,210m<sup>3</sup>、それぞれ減少しています。また、有収率は77.51%で、前年度と比較して0.32ポイント減少している状況です。

施設整備の状況については、建設改良費の決算額は5,801万5,000円で、前年度と比較して2,872万5,000円増加しています。当年度における主な事業は、配水管布設替え工事で、主な布設場所は山子田及び広馬場地区内で、延べ672.1mの配水管の布設替えを行っています。

次に、予算執行状況です。

収益的収入及び支出について申し上げます。

収益的収入の決算額は3億2,279万6,000円で、予算に対しての収入率は99.39%となっています。また、収益的支出の決算額は2億7,452万1,000円で、予算に対しての執行率は95.96%、不用額は1,155万7,000円となっています。前年度と比較して収入は全体で292万7,000円、支出は全体で849万5,000円、それぞれ増加している状況です。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入の決算額は4,871万円で、決算額に対して収入率は94.15%となっています。資本的支出の決算額は8,881万4,000円で、予算に対しての執行率は95.31%、不用額は436万7,000円となってい

ます。前年度と比較して収入は全体で3,185万6,000円、支出は全体で2,958万6,000円、それぞれ増加しています。

次に、営業成績について申し上げます。

当年度の総収益は2億9,861万7,000円で、前年度と比較して303万円増加しています。このうち営業収益は2億3,333万9,000円で、総収益の78.14%を占めており、前年度と比較して172万8,000円減少しています。総費用は2億5,328万2,000円で、前年度と比較して988万6,000円増加しています。このうち営業費用は2億4,758万円で、総費用の97.75%を占めており、前年度と比較して1,057万2,000円増加しています。総収益から総費用を引いた金額は、4,533万5,000円の純利益を生じている状況です。

当年度及び前年度の損益計算表は、77ページの表のとおりとなっています。

次に、営業収益及び費用について申し上げます。

当年度における営業収益は2億3,333万9,000円で、前年度と比較して172万8,000円減少しています。営業費用は2億4,758万円で、前年度と比較して1,057万2,000円増加しています。営業費用の増加の主な要因は、落雷、老朽化により故障した配水流量計の修繕によるものです。なお、営業費用のうち、受水費、職員給与費、減価償却費の過去5年間の推移及び同規模団体の平均は、78ページの表のとおりです。

次に、営業外収益及び営業外費用についてです。

当年度における営業外収益は6,527万8,000円で、前年度と比較して475万8,000円増加しています。営業外費用は570万2,000円で、前年度と比較して68万6,000円減少しています。当年度においては、特別利益及び特別損失はありませんでした。また、資本剰余金は1億9,562万3,000円で、前年度と変動はありません。利益剰余金は前年度未処理利益剰余金5,219万1,000円の全額を、建設改良積立金に積み立てており、繰越利益剰余金はありません。なお、当年度未処理分利益剰余金は、当年度純利益である4,533万5,000円となっています。

次に、経営指標等について申し上げます。

短期債務に対する支払い能力を示す流動化比率は209.71%で、前年度と比較して8.72ポイント増加しています。長期健全性を示す自己資本構成比率は76.8%で、前年度と比較して0.07ポイント増加しています。同じく長期健全性を示す固定資産対長期資本比率は71.62%で、前年度と比較して2.17ポイント減少しています。経営指標は、上水道事業の健全な運営のための重要な指標であり、今後も注視していく必要があります。

最後に、審査意見を申し上げます。

経営成績を見ると、総収益は2億9,861万7,000円で、総費用は2億5,328万2,000円で、前年度と比較して総収入は303万円、総費用は988万6,000円、それぞれ増加しています。また、純利益は4,533万5,000円で、前年度と比較して685万6,000円減少しています。

当年度の有収率は77.51%で、前年度と比較して0.32ポイント減少しています。漏水箇所の特定と迅速な改修工事など、有収率の向上に資するための取組を認めるところではありますが、全国と同規模団体の平均値は79.44%及び榛東村の第6次総合計画の後期基本計画に掲げる目標値は82%となっており、乖離しています。水道水がより有益に活用されるよう、有収率向上の対策を計画的かつ早急に講じていただきたいと思います。

また、施設の管路の老朽化に伴う更新、改修及び布設替えは今後も不可避であり、引き続き投資的事業が増加していくものと予想されます。一方で、人口減少社会の到来に伴う給水人口、給水量の減少により水道収益が減少することで、投資的事業への投資の鈍化と施設等の老朽化の進行が懸念されるところです。水道水を維持し、継続した安定供給に資するため、アセットマネジメントの実施について検討していただきたいと思います。

水道料金に係る未収金については、前年度と比較して427万3,000円減少しています。懸案であった過去からの未収案件についても、不納欠損処分を行い、未収金の縮減に向けた取組を評価したいと思います。引き続き未収金の縮減に取り組んでいただきたいと思います。

令和3年度の総収益、総費用の比率は、前年度と比較すると3.54ポイント減少しています。しかし、当年度を含んだ過去5年間の経営成績は、例年3,300万から5,200万円の経常利益が確保されており、内部留保資金も確保できているところから、健全な運営状況にあると認められます。

今後も会計指標等を注視し、独立採算による公営企業として収益の確保及び効率的かつ効果的な投資を行いながら経営の健全化の確保に努めていただきたいと思います。将来にわたって水道事業の経営を安定的に継続するため、長期的視野に立った計画的な資産管理の上で安心、安全かつ良質な水道水が、今後も安定供給されることを望み、審査意見といたします。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 報告が終わりました。

質疑に入ります。

質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 公営企業法が変わったのかわかりませんが、上水道の公営企業といいますと給水単価、配水単価というものを上程して監査委員に見ていただくということになっておったかと思うんですけども、私のほうの勘違いであればとは思いますが、今のところそのような数字が見当たりませんが。

○議長（小山久利君） 富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕



○上下水道課長（富澤光彦君） 冒頭で申し上げたんですけれども、様式変更に伴いまして、そちらのほうは省略させていただきました。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。  
5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 様式変更ということですが、大事なポイントなので、常に担当課では承知しておいていただくとありがたいなということを思っております。

そして、この様式変更ということと言いますと、決算書の385ページでしょうか、固定資産明細書、構築物が37億あるということでございますけれども、今年2億1,000万ですか、211万か、違うな。

○議長（小山久利君） 中島議員、総務産業建設常任委員会に委託するんですけども。

○5番（中島由美子君） いいえ、様式の問題ですから総括をお願いします。

この構築物については、どんな管種、そして延長はどのような様式があらうかと思うんですけれども、これもこのとおりが様式変更ということでこれでよろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後4時44分休憩

---

午後4時45分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 先ほど中島議員からお話がありましたのは、3年度で申し上げますと、385ページ、固定資産明細書、最も最後のページでございます。こちらのほうは、様式変わっておりません。左側、左下、合計ですね。年度当初現在高、こちらのほうをただいま確認いたしました。2年度末と変わりございません。そうした上で当年度増加が記載の6,040万7,300円、内訳として構築物及び量水器が新たに増えたという表となっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、決算が先に上程されておりますけれども、剰余金の処分を先にしないと決算にならないのではないのでしょうかということ。金額が確定しないんじゃないのでしょうか。剰余金の決算が済まない。それは今、回答しなくて結構です。

回答できないんじゃないかなと思うんですけれども。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第62号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を4時55分といたします。

午後4時47分休憩

---

午後4時55分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

---

◇

## ◎散 会

○議長（小山久利君） 本日の会議はこれにて散会といたします。

大変長時間にわたりご苦労さまでした。

午後4時55分散会

令和4年第3回

榛東村議会定例会会議録

第 3 号

9月5日（月）

# 令和4年第3回榛東村議会定例会会議録第3号

---

令和4年9月5日（月曜日）

---

## 議事日程 第3号

令和4年9月5日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第63号 令和3年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 2 報告第 5号 令和3年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について
- 日程第 3 報告第 6号 令和3年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について
- 日程第 4 議案第64号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第65号 榛東村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第66号 榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第67号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第68号 榛東村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第69号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第70号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第71号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第12 議案第72号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第73号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第74号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第75号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第76号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第77号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第78号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第79号 調停の申立てについて

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	10番	清水 健一 君
11番	小山 久利 君	12番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
企画財政課長	早川 弘行 君	税 務 課 長	岩田 彦一 君
住民生活課長	村上 誠 君	健康保険課長	安田 睦 君
産業振興課長	山口 誠一 君	建 設 課 長	狩野 宏記 君
上下水道課長	富澤 光彦 君	会 計 課 長	浅見 英一 君
教 育 長	青木 芳弘 君	教 育 委 員 会 長	足達 哲也 君
		事 務 局 長	

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯塚 邦守	書 記	新井 佐智子
---------	-------	-----	--------

## ◎開 議

午前9時30分開議

○議長（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、2日に引き続き、議事日程第3号により進めてまいります。



## ◎日程第1 議案第63号 令和3年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について

○議長（小山久利君） 日程第1、議案第63号 令和3年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第63号 令和3年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について提案説明をさせていただきます。

議案書11ページをご覧ください。

令和3年度において、榛東村上水道事業会計において発生した剰余金を、建設改良積立金の積立処分をすることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考資料1ページをご覧ください。

当年度末の剰余金4,533万4,827円を積立処分するものでございます。

参考資料2ページをご覧ください。

剰余金処分計算書でございます。表の右側にある未処分利益剰余金を左側の建設改良積立金に移行する形となります。結果として処分後の残高を2億7,490万785円としようとするものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第63号

については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第2 報告第5号 令和3年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について

◎日程第3 報告第6号 令和3年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について

○議長（小山久利君） 日程第2、報告第5号 令和3年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について及び日程第3、報告第6号 令和3年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率については、関連がございますので一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、日程第2及び日程第3を一括議題といたします。  
内容について説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、報告第5号、第6号について説明させていただきます。  
まず、報告第5号 令和3年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について説明申し上げます。  
議案書につきましては68ページ、議案参考資料につきましては130ページ、お願いいたします。  
本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

初めに、実質赤字比率、この比率は普通会計で求めるもので、本村におきましては、一般会計、住宅新築資金等貸付特別会計及び学校給食事業特別会計の合算の実質収支が赤字の場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率で求めます。この3会計の実質収支は、いずれも黒字または0であり赤字は生じておりませんので、数値は算出されず「－」、該当なしとなっております。

続いて、連結実質赤字比率、この比率は、本村の全ての会計の収支額の合計が赤字となった場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率で求めます。令和3年度の全会計における実質収支額は、いずれも黒字または0なので、こちらも赤字は生じておらず「－」、該当なしとなっております。

続いて、実質公債費比率、この比率は、一般会計等が支出した公債費はもちろんでございますが、繰出金等で一般会計等が実質的に負担した全会計－特別会計、企業会計、それから一部事務組合等の公債費などの標準財政規模に対する比率で求めます。過去3か年の平均で表しますが、今年は8.2%でございました。

最後に、将来負担比率、この比率は、将来負担すべき実質的な負債額から充当可能な基金の残高などを差し引きました額の標準財政規模に対する比率で求めます。こちらも負担額を上回る充当可能基



金等がありますので、数値は算出されず「－」、該当なしとなっております。

以上、1つでも早期健全化基準値、これ以上となった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることとなっております。

続いて、報告第6号 令和3年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について。議案書は69ページ、議案参考資料は131ページになります。

こちらでも地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

この比率は、各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する割合で求めます。対象となる会計は、上水道事業会計のほか、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、太陽光発電事業特別会計の3特別会計であります。いずれの会計も資金不足は生じておりませんので、数値は算出されず「－」、該当なしとなっております。

以上、説明申し上げましたとおり、令和3年度決算におけます一般会計、特別会計、企業会計につきまして、国が定める財政の健全化は十分に保たれております。

また、監査委員の審査意見につきましては、令和3年度榛東村決算等審査意見書の89ページに財政の健全化に関する審査が、90ページに経営の健全化に関する審査がそれぞれ記載されております。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（小山久利君） 内容についての説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 議案第5号のほうで8.2という実質公債費比率が過去3年ということで載っておりますけれども、若干の動きはあって減っているように見えるんですが、これは順調であるけれども、比率が、数字が出ているということで、村としてはよろしい状況であるかということを確認したいです。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 令和3年度の決算に基づきます実質公債費比率、今年算定されたのが8.2という数字でございました。これ1年前の数字なんですが、9.3、その前は10.0、ここ3年ほど減少、改善傾向にありますので、このまま改善の方向に向けて財政のほうも考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告のみといたします。

---

◎日程第4 議案第64号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第4、議案第64号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、第64号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は12ページ、議案参考資料3ページ、お願いいたします。

議案参考資料にて説明させていただきます。

最近における物価の変動及び消費増税を踏まえた選挙公営単価の改定を含む公職選挙法施行令の一部改正に伴い、この政令に準じて定められております本村条例中の選挙運動用自動車及び選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成の公営に関する限度額を引き上げようとするものでございます。第4条で選挙運動用自動車、これの借入金を1万5,800円から1万6,100円に、同様に燃料費、第8条で選挙運動用ビラ、第11条で選挙運動用ポスター、それぞれの単価をそれぞれ記載の金額に改正しようとするものでございます。

議案書の13ページ、お願いいたします。

議案書13ページ、附則で規定いたします適用区分として、本改正条例の適用は、条例の施行日以後に告示される選挙から適用するとしております。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しております。また、本日清村総務課長欠席です。日程第4から日程第9までは全て委員会付託いたしますので、詳しい質疑は委員会でお願いたしたいと思っております。

それでは、質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第64号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第5 議案第65号 榛東村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第5、議案第65号 榛東村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 議案第65号 榛東村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は14ページ、議案参考資料は6ページ、お願いいたします。

引き続き、議案参考資料にて説明いたします。

地方公務員法が改正され、地方公務員の定年が現行の60歳から65歳に引き上げられたことに伴う改正でございます。第3条におきまして、定年を年齢65年といたします。第4条におきまして、職務が高度な知識、技能または経験等を必要とし、定年に達した職員の退職による欠員が容易に補充することができず、公務に著しい支障が生じる場合などは、引き続き勤務させることができるという特例を設けるものでございます。第6条におきまして、法が定めます管理監督職の範囲といたしまして、管理職手当が支給されている職員としております。そして、第7条では、その管理監督職の上限年齢を年齢60年としております。

続いて4つ目の丸をご覧ください。

第12条では、年齢60年に達した日以後に退職した者を短時間勤務の職に採用できること。第13条では、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の職員も同様に短時間勤務職員に採用できることを規定しております。

附則第3項といたしまして、令和12年までの経過措置として、改正後の条例第3条により、いきなり定年年齢を65年とするのではなく、2年ごとに1年ずつ定年年齢を引き上げるものとしております。

附則第4項では、職員が60歳に達する日の前年度に60歳以後の任用及び給与等に関する情報を提供し、職員の勤務の意思を確認するよう努めるものとしております。

続いて、7ページのほうをお願いいたします。

7ページのほぼ中段、四角で表示されている箇所になります。

改正条例第12条では、榛東村職員の再任用に関する条例を廃止、同じく改正条例附則第13条で、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例、同じく第14条で公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、これらにつきまして、それぞれ所要の箇所を一部改正しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） いろんな状況を理解した上で分かりやすくするために、例えば来年の3月に定年、既に60を迎える人は、何年まで定年が延長になるのかだけ教えてください。分からなければ分からないでいい。

○議長（小山久利君） 中島議員、委員会でやってもらえないですか。

○5番（中島由美子君） 今の条例だけじゃ分からない。だから、それだけ聞いておけば。基準だから。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 来年の年度末というか、令和5年3月31日で退職する職員については60歳のままです。

○5番（中島由美子君） はい、ありがとうございました。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第65号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◎日程第6 議案第66号 榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第7 議案第67号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第8 議案第68号 榛東村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

日程第6、議案第66号 榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第8、議案第68号 榛東村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案につきましては、上位法令に伴う機械的な改正のため、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、日程第6から日程第8までを一括議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） では、議案第66号から68号まで説明させていただきます。  
まず、第66号 榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
きまして、議案書28ページ、議案参考資料16ページ、お願いいたします。

今回、一括して説明させていただく条例ですが、いずれも地方公務員法が改正され、条項番号、そ  
れから文言の整理を行うものでございます。

まず、第66号ですが、榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例におきまして、短時間勤  
務の職という定義を引用しておりました地方公務員法が改正されたため、村条例の改正をするもので  
ございます。

議案参考資料の17ページ、お願いいたします。

17ページで表になっておりますが、右側の表、現行のところをご覧ください。法改正前は、短時間  
勤務の職が「法28条の5第1項」で規定されておりましたが、改正後は「法第22条の4第1項」で規  
定されているための改正でございます。

続いて、第67号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて説明させていただきます。

議案書のほうは30ページ、議案参考資料は18ページ、お願いいたします。

榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、これにつきましても、同様に  
地方公務員法の改正に伴い、条項番号の整理を行うものでございます。

加えまして、議案31ページ、題名行を入れて8行目、お願いいたします。

「再任用短時間勤務職員」を定年引上げに伴い設けられました「定年前再任用短時間勤務職員」に  
改めるものでございます。

続いて、議案書32ページ、議案参考資料21ページ、お願いいたします。

議案第68号 榛東村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いてです。榛東村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例につきましては、定年引上げに伴い、懲戒にお  
ける減給の効果を明文化するものでございます。

この条例の施行は、3条例とも令和5年4月1日としております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しております。質疑は総括的な質疑に限定いたします。  
質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第66号から議案第68号までの議案につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第9 議案第69号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第9、議案第69号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 議案第69号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は34ページ、議案参考資料は23ページ、お願いいたします。

本議案は、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を図るため、育児休業の取得回数制限の緩和や非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化を行うなど、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を行うための条例改正であります。

議案参考資料にて説明させていただきます。

議案参考資料23ページ、お願いいたします。概要として大きく分けて3点でございます。

まず、1つ目、非常勤職員の子の出生後57日間以内の育児休業の取得要件の緩和といたしまして、非常勤職員が子の出生後57日間以内に育児休業を取得しようとする場合の要件につきまして、「子の誕生日から起算して57日間と6か月を経過するまで」と緩和いたします。

2つ目として、非常勤職員の子の、1歳以降の育児休業の取得の柔軟化。非常勤職員の子が1歳以降の一定の場合に取得することができる育児休業について、夫婦の交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするものでございます。

3番目といたしまして、育児休業の取得回数制限の緩和、職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を、現行原則1回まででしたが、原則2回までといたします。

なお、国家公務員につきまして、このような措置が講じられることに伴い、地方公務員につきましても、地方公務員法第24条第4項の権衡の原則に基づき、国家公務員と同様の措置を講ずることが求められております。

施行日は、国家公務員と同じ令和4年10月1日としております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第69号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第10 議案第70号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第10、議案第70号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 議案第70号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について説明します。

今回の主な改正内容は、令和4年3月31日に公布された地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正議案文は議案書38ページから新旧対照表は議案参考資料の30ページからとなります。説明については、議案参考資料にて説明します。

議案参考資料29ページをお願いします。

なお、説明するに当たり、表記の部分を前後して説明することがありますが、ご容赦いただければと思います。

第18条の4は、納税証明書の交付手数料の改正に伴う改正で、地方税法第382条の4の規定により、証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととするものです。

施行日は、民法等の一部を改正する法律、令和3年法律第24号附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日となります。

第33条は、所得割の課税標準の改正に伴う改正で、総合課税または分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用するものです。

施行日は、令和6年1月1日となります。

第34条の9は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の改正に伴う改正で、総合課税または分離課税がある場合の配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を確定申告書の記載によって行うものです。

施行日は、令和6年1月1日となります。

第36条の2は、村民税の申告の改正に伴う改正で、公的年金等受給者の住民税申告義務に関わる規定の整備によるものです。

施行日は、令和6年1月1日となります。

第36条の3の2は、個人の村民税に関わる給与所得者の扶養親族等申告書の改正に伴う改正で、記載事項に退職手当等に関わる所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するものです。

施行日は、令和5年1月1日となります。

第36条の3の3は、個人の村民税に関わる公的年金等受給者の扶養親族等申告書の改正に伴う改正で、扶養親族等申告書の提出義務者に特定配偶者等を追加するものです。

施行日は、令和5年1月1日となります。

第73条の2は、固定資産課税台帳の閲覧の手数料の改正に伴う改正で、固定資産課税台帳に住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを閲覧に供しなければならないものとするものです。

施行日は、民法等の一部を改正する法律、令和3年法律第24号附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日となります。

関係法令予算措置についてはご覧のとおりです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 議案参考資料35ページのところなんですけれども、全体いろいろ変わったのは上位法というのは分かっているんですけども、73条の2で、固定資産課税台帳に住所に代わる事項の整備記載というのは、趣旨はどんなことで代わるものという言い方をしたのか、分かったら教えてください。

○議長（小山久利君） 中島議員、書いてあるとおりで上位法の改正によるもので、この法律を熟読してもらえば分かると思うんですが。

〔発言する声あり〕



○議長（小山久利君） それは法律の改正だから、村の事務じゃないと思うんですけども。委員会に付託しますので、委員会でも十分できると思うんですが。答えられるけれども、書いてあるとおりのものなので、聞いてみましょうじゃなくて。

〔「まず、それを認めてください」の声あり〕

○議長（小山久利君） それが記載されている内容で、今までもそうだったんだけど、記載されている内容を……

暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

---

午前10時6分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

ただいまの質疑は委員会にて十分審議できると思いますので、取消しをお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第70号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第11 議案第71号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（小山久利君） 日程第11、議案第71号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 議案第71号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について説明申し上げます。

議案書は43ページ、議案参考資料は42ページ、お願いいたします。

まず、議案書をお願いいたします。

一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ4億2,153万7,000円を追加し、総額を68億8,763万4,000円とするものです。

また、第2条におきまして、債務負担行為の追加、第3条で地方債の変更をお願いするものでございます。

今回の補正の主なものは、歳入におきましては、地方交付税、地方特例交付金等の交付額の確定、

前年度繰越金の増額などがございます。

歳出におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増額、各施設におけるコロナ感染症対策物品購入費などの計上及び民事調停を申し立てるための弁護士費用の計上などをお願いするものがございます。

歳入歳出予算の主だったものは後ほど説明させていただきます。

議案書の48ページ、お願いいたします。

第2表、債務負担行為補正、追加といたしまして、地域経済循環創造事業では、榛東村エネルギー地域力向上・経済循環創造事業補助金に係る補助金返還につきまして、民事調停を申し立てるための弁護士費用でございます。

続いて、環境衛生対策一般経費、こちらでは来年度分のごみ袋製造卸業務の準備を進めるためのもので1,767万7,000円でございます。

議案書49ページ、お願いいたします。

第3表、地方債補正、変更といたしまして、臨時財政対策債の借入限度額の確定を受けての補正といたしまして、借入限度額を7,130万円から6,629万8,000円に変更するものがございます。

続いて、議案参考資料をお願いします。議案参考資料の46ページです。

初めに、歳入の事項別明細書です。主だったものを説明いたします。

11款1項1目地方特例交付金718万4,000円及び12款1項1目地方交付税1億7,558万4,000円、これらの増額は、それぞれの交付金につきまして、本年度の算定が終わり、額の確定に伴う補正でございます。

そのページの一番下をお願いします。

16款1項2目衛生費国庫負担金、説明欄で新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金2,797万2,000円。

続いて、次のページ、お願いいたします。

16款2項3目衛生費国庫補助金3,091万1,000円、これらは歳出の新型コロナウイルスワクチン接種事業の増に伴うものがございます。

その上に戻っていただきまして、16款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金185万円。

続いて、次のページへ移っていただきまして、17款2項2目民生費県補助金、5節児童福祉費補助金110万円は、保育所、学童保育所等でのコロナ対策、その下の7目教育費県補助金44万5,000円は、こちらは幼稚園でのコロナ対策に係る補助金でございます。

続いて、49ページ、お願いいたします。

21款1項1目繰越金2億7,898万5,000円、この増額は令和3年度からの繰越金でございます。

歳入最後になりますが、50ページ、23款村債、こちらの補正は先ほども説明申し上げましたとおり、臨時財政対策債の借入限度額が確定したことによる補正でございます。

続いて、歳出になります。

51ページ、一番下をご覧ください。

説明欄で会計年度任用職員社会保険料、それからその下、会計年度任用職員市町村職員共済組合負担金、この2つでございますが、一般会計全体にわたり、このような補正を計上しております。

当初予算では、短時間勤務職員につきまして、会計年度任用職員社会保険料に計上しておりましたが、制度改正により短期給付、保険証等からですが、市町村職員共済組合の対象となるため、上段の社会保険料を減額し、下段、共済組合負担金を計上しております。

続いて52ページ、お願いいたします。

2款1項3目財政管理費8,000万円、こちらの増額につきましては、決算剰余金の2分の1以上の額を積み立てることにしておりますが、繰越金が当初の見込みより多かつたため、減債基金積立金と53ページ、8目になります。財政調整基金、こちら1億円を増額するものでございます。

6行ほど上に戻っていただきまして、6目企画費のうち、12節委託料、地域経済循環創造事業29万9,000円は、補助金返還につきまして、民事調停を申し立てるための弁護士委託料着手金相当を計上しております。

続いて、54ページ、お願いいたします。

13目総務諸費206万6,000円は、コロナ感染症におけます濃厚接触者への支援物資でございます。

続いて、57ページ、お願いいたします。

3款1項3目障害者福祉費、18節負担金補助及び交付金25万円、それから、19節扶助費230万円は、対象者、それから給付費の増により、それぞれの金額を増額するものでございます。

58ページ、お願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費、18節負担金補助及び交付金240万円及び次のページ、3款2項4目学童保育費240万円の増は、新型コロナウイルス感染症対策の物品等の購入補助といたしまして、村内保育所、地域子育て支援センター、学童保育所に交付するものでございます。

同じページ、4款1項2目予防費6,340万2,000円のうち、新型コロナウイルスワクチン接種事業が大半を占めており、オミクロン株対応ワクチンの接種費用などを計上しております。初回接種完了者に順次通知を発送する予定でございます。

62ページ、お願いいたします。

8款2項3目道路新設改良費1,549万円は、予定しておりました構造物設置工事が不要となったため事業内容の変更を行うものでございます。

続いて63ページ、お願いいたします。

10款1項2目事務局費1億5,000万円は、複合施設の整備や学校等の修繕に充てるため、教育施設整備基金を積み増そうとするものでございます。

最後、66ページ、お願いいたします。

10款4項1目幼稚園費、10節需用費16万円、17節備品購入費37万4,000円は、コロナ対策の衛生消耗品などの購入費でございます。

榛東村一般会計補正予算（第6号）の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小山久利君） 詳しい提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しております。資料掲載の内容確認などは委員会を前提として質疑を行っていただきたいと思ひます。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 議案第79号で調停の申立てについてという議案提案がありますがけれども、その提案を議決しないといひましようか、しないうちに補正予算を組むということで、金額と債務負担行為がありましたけれども、議決されるという見込みの補正予算の組み方なのか、どういうことなのかということをお尋ねしたいんですけれども。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

---

午前10時21分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

ただいまの質問は委員会でお願ひしたいと思ひます。

ほかに質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 昨日のといひか監査の中で、私債権という言葉があつたと思ひますけれども、この案件だけその調停案件ということでされるということですがけれども、ほかの私債権、もっと大きい金額のものもあろうかと思ひますけれども、それとの公平性・公正性といひのはお考えであるかということと、あとは、その件とこの補助金の返還について3月の議会で担当課長が言つた補助金交付要綱の5つの案件があるんですけれども、その精査は行って、その返すべき金額が確定したということによろしいんでしょうか。

○議長（小山久利君） 中島議員、今、上程されているのはこの金額のことであつて、その調停の内容とか、それは載っていないわけなので。

〔発言する声あり〕

○議長（小山久利君） それも委員会でできると言うんですけれども。

○5番（中島由美子君） 議会基本条例を見てください。別に全部委員会でやれと書いてないでしょう。

○議長（小山久利君） それは書いてないけれども。

暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

---

午前10時45分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

先ほどの質疑は委員会にて詳しくやりたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を集結し、ただいま議題となっております議案第71号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第12 議案第72号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小山久利君） 日程第12、議案第72号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第72号 榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

議案書50ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,583万4,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億5,848万5,000円とするものでございます。

続きまして、議案参考資料の79ページをお願いします。

主要事項について説明申し上げます。

初めに、歳入でございまして。

5款1項1目説明欄をご覧くださいまして、保険給付費等交付金の特別交付金108万9,000円の増ですが、こちらは特定健康診査負担金分の前年度の追加交付と本年度の交付見込みによる増額、また、未就学児均等割半額軽減措置に伴う国保情報データベースシステムの改修費に対する交付金となりま

す。

7款2項1目の国民健康保険基金繰入金、補正額2,911万9,000円の減は、主に前年度繰越金等により基金繰入金を減額するものでございます。

次の8款1項1目その他繰越金5,690万2,000円は、前年度繰越金でございます。

次の9款4項7目雑入、説明欄、保険給付費等交付金返還金696万2,000円の増ですが、こちらは令和2年2月の保険給付費療養給付費分として概算払いした保険給付費等交付金の精算によりまして国保連から返還されるものでございます。

続きまして、80ページ、次のページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、補正額16万5,000円ですが、こちらは歳入でも申し上げましたとおり、未就学児均等割半額軽減措置に伴う国保情報データベースシステムの改修費でございます。当初に計上できなかった理由としましては、様式等の変更が示されたのが、第一報が3月10日以降から詳しい内容が説明されましたので、当初予算に計上ができませんでした。

次の5款1項1目保健衛生普及費、説明欄にあります謝金14万8,000円と需用費の5万円ですが、こちらは生活習慣病重症化予防事業として事業を実施するために、その次の2項1目特定健康診査等事業費から予算を移し替えたものでございます。

次に、81ページをお願いします。

6款1項1目国民健康保険基金積立金、補正額2,845万1,000円は、繰越金の2分の1に当たる金額を積み立てるものでございます。

次の7款1項5目保険給付費等交付金償還金、補正額721万1,000円は、令和4年2月の保険給付費療養給付費分として概算交付された保険給付費等交付金の精算によりまして、国保連から返還されたものを県へ返還するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第72号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◎日程第13 議案第73号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算

## (第1号) について

○議長（小山久利君） 日程第13、議案第73号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第73号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

議案書は53ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,890万8,000円とするものでございます。

続きまして、議案参考資料86ページをお願いします。

事項別明細書の歳入でございます。

3款2項1目保険料還付金20万円ですが、こちらは過年度保険料額に更正が生じたため、被保険者に還付する保険料分を広域連合会より返還されるものでございます。

次のページ、歳出でございます。

3款1項1目保険料還付金です。こちらは歳入で説明しました過年度保険料額に更正が生じたため、広域連合から返還していただいたものを被保険者に還付する、そういった流れになります。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第73号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

## ◎日程第14 議案第74号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小山久利君） 日程第14、議案第74号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第74号 榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

議案書56ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,747万3,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億3,508万円とするものでございます。

続きまして、議案参考資料の91ページをお願いします。

事項別明細書でございます。

初めに歳入です。

1款1項1目説明欄にあります特別徴収保険料、補正額405万円、次の普通徴収保険料、補正額228万7,000円でございますが、こちらは介護保険料本算定後の保険料見込みにより増額をするものでございます。

次の2款2項5目です。介護保険事業費補助金、補正額26万3,000円です。こちらは当初予定していた介護保険指定期間等管理システム改修費とそれから今回歳出補正で計上しております介護報酬改定に伴う介護システム改修費に対する国の補助金になります。

次に、92ページをお願いします。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金、補正額676万5,000円の減ですが、こちらは主に介護保険料の増と前年度繰越金により基金からの繰入金を減額するものでございます。

次の8款1項1目前年度繰越金、補正額2,743万3,000円は、前年度繰越金でございます。

続きまして、94ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、12節委託料、補正額19万8,000円は、介護報酬改定に伴う介護保険システムの改修費になります。こちらについて当初予算で計上できなかった理由につきましては、やはり詳細について、社会保障審議会（介護給付費分科会）等により示されたのが2月の下旬ということで、当初予算に計上ができませんでした。

次の2款4項1目高額医療合算介護サービス費、補正額36万1,000円ですが、こちらは当初見込みより支給予定額が増加したため、不足分の補正を計上させていただくものです。

次のページの4款1項1目介護給付費準備基金積立金です。補正額1,371万7,000円は、繰越金の2分の1に当たる金額を積み立てるものでございます。

次の5款1項2目国庫支出金償還金、補正額1,324万9,000円ですが、こちらは前年度実績に基づき精算した結果、国庫及び県費、それから支払基金交付金の超過額を返還するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願ひいたします。



す。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第74号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第15 議案第75号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第2号) について

○議長（小山久利君） 日程第15、議案第75号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算  
(第2号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） それでは、議案第75号 令和4年度榛東村学校給食事業特別  
会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書59ページ、議案参考資料は98ページとなります。

議案参考資料でご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1万8,000円を加え、総額を1億4,185万5,000円とするものです。

歳入についてですが、参考資料101ページをご覧ください。

内訳は、4款1項1目前年度繰越金1万8,000円の増です。

続いて、歳出についてですけれども、参考資料は102ページをご覧ください。

2款1項1目事業費1万8,000円の増となります。これは昨年度の想定する歳入額を上回った1万  
8,000円を繰り越したもので、同額の1万8,000円を歳出予算として増額するものです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第75号

につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

◎日程第16 議案第76号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算  
(第1号) について

○議長(小山久利君) 日程第16、議案第76号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算  
(第1号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口産業振興課長。

[産業振興課長 山口誠一君発言]

○産業振興課長(山口誠一君) それでは、太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号) について説  
明申し上げます。

議案書62ページをご覧ください。

議案第76号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ464万1,000円を加え、補正後の歳入歳出の総額を歳入歳出  
それぞれ3,484万3,000円とするものでございます。

議案参考資料103ページをご覧ください。

趣旨・目的の部分でございますが、歳入予算につきましては、3款1項、事項では繰越金となりま  
す。前年度繰越金464万1,000円でございます。

歳出予算でございます。

歳出予算1款1項事業名一般管理費378万1,000円、これは一般会計への繰出金でございます。

2款1項事業名維持管理費、こちらは太陽光発電施設内の設備の維持補修に係る費用として計上さ  
せていただいております。

以上で議案第76号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお  
願いいたします。

○議長(小山久利君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(小山久利君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第76号  
については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

◎日程第17 議案第77号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算(第2号)

## について

○議長（小山久利君） 日程第17、議案第77号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第77号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）の提案説明を申し上げます。

議案書65ページをご覧ください。

第2条のところで、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款水道事業費用、補正予定額2万2,000円の減、計2億8,980万2,000円とするものでございます。

また、第3条のところで、職員給与費を6万5,000円補正し1,902万3,000円とするものでございます。

参考資料108ページをご覧ください。

参考資料でございます。109ページは実施計画で、110ページの説明書で説明をいたします。

水道事業費用のうち、水道料データ転送サービスの使用料が新たに発生することとなりまして、こちらが2万2,000円の増、当会計で支弁しております会計年度任用職員1名分の社会保険料が市町村職員共済へと移行することとなったため、それぞれ6万5,000円の増、10万9,000円の減となりまして合計2万2,000円の減となったものです。

111ページからキャッシュ・フロー計算書、113ページから給与費明細書、116ページから予定貸借対照表が添付されておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第77号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◎日程第18 議案第78号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）

## について

○議長（小山久利君） 日程第18、議案第78号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第78号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）の提案説明を申し上げます。

議案書66ページをご覧ください。

第2条のところで、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款下水道事業収益、補正予定額190万6,000円の増、計5億5,457万6,000円とするものでございます。

また、支出の第1款下水道事業費用補正予定額457万円、計4億3,976万4,000円とするものでございます。

第3条のところでは他会計補助金の総額を267万円減じまして4億5,622万円としようとするものでございます。

参考資料120ページをご覧ください。

こちらに参考資料がございます。121ページが実施計画です。122ページの説明書で説明をさせていただきます。

下水道事業収益のうち、他会計補助金を267万円減額いたします。こちらは公営企業会計移行に伴います繰入金金の精算相当額です。それから雑収益として本年5月下旬に農業集落排水マンホールポンプ施設に落雷事故が発生いたしまして、この見積り及び保険金歳入が見込まれることから457万6,000円を補正するものです。合計の補正予定額は190万6,000円の増となります。

続いて、支出の内訳ですが、落雷修繕費として409万6,000円を補正いたします。実際には先ほどの保険金と同額の費用がかかりますが、差額は節内の節減により充てることとしております。

それから公課費に一旦計上されておりました消費税でございますが、精査の結果、対象年度ごとに記載の項、目、節区分がよかろうということとなりまして、科目の修正とともに、令和3年度分の確定、令和4年度分の見込みは算定されましたので、合わせて額の補正を行おうとするものでございます。

合計の補正予定額は457万円の増となっております。

123ページからキャッシュ・フロー計算書が、125ページから予定貸借対照表が添付されておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5 番中島議員。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 今回、公共下水道事業会計というのができて、決算が歳入歳出差引きで628万5,287円の繰越金が出ていると思うんですけども、公営企業会計になったから、それはどこに反映されているのかというのをちょっと初めてなので教えていただければと思うんですけども、今回の補正にはないようなんですけども、どういう考え方でいいのかというのを教えてください。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 決算認定議決の際にも申し上げたんですけども、全ての、例えば公共下水道事業並びに農業集落排水事業、3年度の3月31日で打切決算となっております。その際の未払金、未収金につきましては、全て4年度に繰り越されております。4年度公営企業に編入されておるという考え方でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第78号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第19 議案第79号 調停の申立てについて

○議長（小山久利君） 日程第19、議案第79号 調停の申立てについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、議案第79号について説明申し上げます。

議案書67ページをご覧ください。

議案第79号 調停の申立てについて。

下記のとおり調停の申立てをするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以下、下記につきましては、1、相手方は記載のとおりでございます。

2、申立ての趣旨。

(1) 相手方は、榛東村に対して金333万円を支払え。

(2) 調停費用は相手方の負担とする。

との調停を求めるものでございます。

次に、議案参考資料をご覧ください。

ページは129ページをご覧ください。

調停の申立てについて概要でございます。

村は、地域経済循環創造事業の実施に当たり、平成25年度に総務大臣から地域経済循環創造事業交付金3,280万円の交付を受け、相手方に対して同額を榛東村エネルギー・地域力向上経済循環創造事業費補助金として交付した。その後、平成29年2月及び平成30年6月に相手方を事業主体とする本件交付金事業について、会計検査院による会計実地検査が行われ、交付対象経費と認められないもの、支出の事実を確認できないものがあるとの検査報告を受けた。

この検査報告を受け、総務省において交付金の金額を算出し直した結果、補助金額は2,947万円に再確認され、差額の333万円の返還を求められた。申立人は、この求めを受けて、国に対して333万円を返還した。

そして、上記のとおり国から申立人に対して交付された交付金が減額され返還することとなったことを踏まえ、平成31年3月18日付で、相手方に対する補助金額を2,947万円に再確定し、交付金額と再確定額の差額である333万円について返還を求めたが、返還されなかったため、返還されていない333万円の支払いを求め調停を申し立てるものでございます。

2の調停代理人、村長が委任した者とする。

以上でございます。

以上で、議案第79号の説明とさせていただきます。ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今日は何度か議長にご指示をいただいているので、お話しして内容の確認の結果、議長のご判断を仰ぎたいと思いますが、必要があれば回答を求めてください。よろしくお願ひします。

今、議案参考資料129ページでご説明いただきましたけれども、そしてのところなんです、下のほうのね、上記のとおり国から申立人に対して交付されたと書いてありますけれども、これ国から交付されたのではなくて村から交付されたということ、これは誤りですし、調停を申し立てるときにも間違っていると思います。

そして続いて、相手方に関する補助金額を確定し交付金額を再確定額の差額である333万円について返還を求めたが、返還されなかったというだけでなく、ここは返還命令無効の行政処分に対する訴訟が行われて、村はそれに応じているわけですよ。弁護士費用を払って11万円でしたか。それはみんな予算で決定しているので間違いはないですけども、行政処分で認められなかったというのは、行政処分というのは、村が一方的に国民の権利義務を定めることができる権限ですね。ですけども、その裁判において、口頭弁論調書のとおり、行政処分の根拠法令がないのに事業主に返還命令の行政処分をしたので、村が幾ら命令としても国民の権利義務を定めることができないという裁判所の判断が口頭弁論調書というものでございます。

その調書の作成の過程において、村はこれは間違っているという、こういうことで申出をすれば、その調書は変更されることもあったかと思うんですけども、既にその期間は過ぎていまして、当然弁護士が入っていることですから、よくご存じだと思いますけれども、ですので、行政処分を行政上の返還命令はできないということを確認しつつ、この調停というのは民事上の調停ということで、村の立ち位置はそういうことであるかというその2点についてお尋ねします。

○議長（小山久利君） 中島議員、本榛東村議会は、委員会主義を取っております。本会議主義であれば、ここで採択するんですが、委員会で詳細をもっと詳しく聞きたいのであれば、委員会のほうでやっていただければと思います。また、内容については、裁判にも影響することですので、この場での回答は控えていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩

---

午前11時20分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、先ほどご質問ありました議案参考資料129ページ、4段落ですかね、そして以降の記載でございます。

国からの申立人とあるものは、村を指しております。そこから2行下、相手方とあるものは事業主、事業実施者を指しております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） これは行政処分の返還命令でなくて、民事上の調停ということの確認です。行政処分はしないということでもいいですね。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

---

午前11時21分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 今回、議案として上程させていただきました調停の申立てについては民事として行うものでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） では最後に、行政処分はできないということでよろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

---

午前11時24分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 先ほど来、ご質問いただいております質問につきましては、この後の委員会で回答させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、お諮りいたします。

本案は、昨年9月に設置された太陽光発電事業及び交付金返還事務執行調査に関する特別委員会の調査事項と関連がございますので、同特別委員会に付託し、審査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



○議長（小山久利君） 異議なしと認め、ただいま議題となっております議案第79号については、太陽光発電事業及び交付金返還事務執行調査に関する特別委員会に付託いたします。



## ◎散 会

○議長（小山久利君） 以上で、本日付議されました議案は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第3回定例会第3日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時26分散会

令和4年第3回

榛東村議会定例会会議録

第4号

9月16日(金)

# 令和4年第3回榛東村議会定例会会議録第4号

令和4年9月16日（金曜日）

## 議事日程 第4号

令和4年9月16日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第53号 令和3年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 発委第 1号 令和3年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出について
- 日程第 3 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第 4 議案第54号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第55号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第56号 令和3年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第57号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第58号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第59号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第60号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第61号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第62号 令和3年度榛東村上水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第63号 令和3年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第14 発委第 2号 文教厚生常任委員会所管の令和3年度特別会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出について
- 日程第15 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）
- 日程第16 議案第64号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第65号 榛東村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第66号 榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第67号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第68号 榛東村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の

## 制定について

- 日程第21 議案第69号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第70号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第24 議案第71号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第25 議案第72号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第73号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第74号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議案第75号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 議案第76号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第30 議案第77号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第31 議案第78号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第32 議案第79号 調停の申立てについて
- 日程第33 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）
- 日程第34 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第35 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第36 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第37 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第38 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について
- 日程第39 議員派遣について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	10番	清水 健一 君
11番	小山 久利 君	12番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課長	清村 昌一 君	企画財政課長	早川 弘行 君
税務課長	岩田 彦一 君	住民生活課長	村上 誠 君
健康保険課長	安田 睦 君	建設課長	狩野 宏記 君
上下水道課長	富澤 光彦 君	会計課長	浅見 英一 君
教 育 長	青木 芳弘 君	教育委員会 教務局長	足達 哲也 君

---

事務局職員出席者

事務局 長	飯塚 邦守	書 記	新井 佐智子
-------	-------	-----	--------

## ◎開 議

午前9時35分開議

○議長（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席です。本日の会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めてまいります。

ここで、浅見会計課長から、発言の申出がございましたので、これを許可いたします。

浅見会計課長。

○会計課長（浅見英一君） 9月2日、中島議員から、打切決算した特別会計について、その内容を確認しやすいよう決算書に示すべきということでお言葉をいただきましたが、こちらにつきましては、令和3年12月第4回の定例会で榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例、こちらのほうが可決をされております。附則でこの内容が明記をされております。

よって、追記はしないということで対応をさせていただきます。

以上です。

○議長（小山久利君） 続きまして、ここで齊藤議員から発言の申出がございましたので、これを許可いたします。

1番齊藤将史議員。

○1番（齊藤将史君） 先日9月1日の私の一般質問の中で、個人名の発言がありましたが、その部分について削除をお願いいたします。

以上です。

○議長（小山久利君） ただいま齊藤議員から発言の取消の申し出がございました。

お諮りいたします。

申し出のとおり発言を取り消すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、齊藤議員からの申出のとおり発言を取り消すことに決定いたしました。

---

## ◎日程第1 議案第53号 令和3年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第1、議案第53号 令和3年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

10番清水健一議員。

[決算審査特別委員会委員長 清水健一君登壇]

○決算審査特別委員会委員長（清水健一君） 令和4年第3回定例会決算審査特別委員会委員長報告。  
決算審査特別委員会委員長報告を行います。

去る9月2日、本委員会に付託されました議案第53号 令和3年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について、9月6日、7日の2日間にわたり、委員全員及び議長、執行側から村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

6日は、総務課、企画財政課、税務課、会計課、住民生活課、産業振興課、健康保険課、建設課のそれぞれの歳入歳出、主要事業の成果について審査を行い、会計年度任用職員数の現状や路線バスに関わる村負担金の状況などについて質疑がありました。

7日は、上下水道課、議会事務局、教育委員会事務局の歳入歳出、主要事業の成果について審査を行い、農業用水電気料や小学校運営費に係る扶助費の不用額について質疑がありました。また、小中学校に勤務する会計年度任用職員の確保について質疑があり、「人員不足については県内及び全国的な問題であるが、本村では不足が生じないよう、前年度において教育委員会が頑張ってくれたものである。」との回答がありました。

一方、決算審査意見では、予算の執行において、新型コロナウイルス感染症による事業中止や規模縮小などの影響のほか、計画・施策の立案における検討不足や予算積算の不十分さに起因する執行率の低下が生じているとの指摘がありました。限られた財源を有効かつ効果的に活用するため、今後はより精度の高い予算編成と計画的な予算執行を徹底すべきと考えます。

採決の結果、賛成多数により、本委員会は令和3年度榛東村一般会計歳入歳出決算を認定することに決定いたしました。

本委員会終了後に、委員長、副委員長において審査内容の整理を行い、委員会として次の5点について改善要望事項をまとめました。

改善要望事項、1、村民サービスの低下を招くことのないよう、適正な職員数の管理とともに、不足している会計年度任用職員の確保に努めること。

2、平成30年度以降、消防団員が定員割れとなっているが、村民の生命・財産を守るという重要な役割を担っていることから、消防団員の確保に努めること。

3、ふるさと公園のバッテリーカーは台数が少なく、故障修理中や充電中には使用できる台数が極端に少なくなるため、新たな整備を含めて検討すること。

4、コロナ禍における学校行事や園行事については、感染対策を行いながら様々な方法で実施されているが、保護者が参観できるようにリモートを含めて検討を行うこと。

5、高額な不用額が生じている項目が見受けられ、予算執行率は86.3%と前年度より低くなっている。内容を分析し執行率の向上を図るとともに、より精度の高い予算編成と計画的な予算執行に努め

ること。

以上。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する審査の経過及び結果についての質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第53号 令和3年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山久利君） 賛成多数。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

---

**◎日程第2 発委第1号 令和3年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出について**

○議長（小山久利君） 日程第2、発委第1号 令和3年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付の改善要望書について、村長宛てに提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、要望書を村長宛てに提出することに決定いたしました。

---

**◎日程第3 委員長議案審査報告**

○議長（小山久利君） 日程第3、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第4から議事日程第13までの付託した議案について報告をお願いいたします。

初めに、善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。



7番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第54号から議案第63号までのうち、当委員会に付託されました議案について委員長報告を行います。

9月9日午前9時30分から301会議室において、委員全員及び議長、執行側から村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第58号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、委員から、下水道使用料の収入未済額が多額であることについて質疑があり、公営企業化に伴う打ち切り決算により、令和4年度収入としているためとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第59号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第61号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、委員から、経年劣化による修理工事等の有無について質疑があり、設置後8年が経過したが、令和3年度においては修理の実績はなかったとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第62号 令和3年度榛東村上水道事業会計決算の認定につきましては、委員から、供給単価、給水原価の状況について質疑があり、給水原価は前年度との比較において上昇しているが、その要因は修繕費が増えたことによるものであるとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第63号 令和3年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上、委員長報告とします。

令和4年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 続きまして、南文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

12番南千晴議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 議案第54号から議案第63号までのうち当委員会に付託されました議案について委員長報告を行います。

9月13日午前9時30分から301会議室において、委員全員及び議長、執行側から村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第54号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、コロナ禍による国保税の減免件数や、ここ数年右肩上がりの徴収率となっている徴収状況について質疑があ

り、令和3年度における減免件数は10件であった。また、徴収率の向上については、今後年を追うごとに厳しくなっていくとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第55号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、審査の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第56号 令和3年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、住宅改修費給付状況について質疑があり、手すりの設置やトイレの改修等に対して20万円を限度として給付する事業であり、利用状況を前年度と比較すると、給付件数は増加しているが給付額は減少しているとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第57号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、貸付金の回収方法について質疑があり、ほとんどが分割での支払いである。また、徴収については引き続き努力していきたいとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第60号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、食材の地産地消の取組について質疑があり、献立で92種類、品目数では延べ114品目の榛東産の食材を使用している。引き続き地域食材の活用が一層進むよう努めたいとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

また、採決終了後、審査内容の整理を行い、委員会として次の2点について改善要望事項をまとめました。

改善要望事項、1、住宅新築資金等貸付特別会計は令和3年度末をもって廃止され、貸付金の収入未済額は令和4年度一般会計に引き継がれている。その徴収については、他市町村の取組を参考とし、必要に応じて識者に指導を求めるなど、徴収計画の策定と未収金の縮減に取り組むこと。

2、学校給食センター維持管理費及び学校給食センター運営費の需用費において、機械器具修繕費を中心に高額な不用額が生じている。予算編成時には精度の高い積算を行うとともに、実効性のある計画に基づく予算の執行に努めること。

以上、委員長報告といたします。

令和4年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、南千晴。

○議長（小山久利君） 各常任委員会委員長の審査報告が終わりました。

それぞれの議案に対して討論、採決を行います。

---

◇

◎日程第4 議案第54号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第4、議案第54号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第54号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は認定されました。



## ◎日程第5 議案第55号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第5、議案第55号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第55号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は認定されました。

---

◇

**◎日程第6 議案第56号 令和3年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（小山久利君） 日程第6、議案第56号 令和3年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第56号 令和3年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

---

◇

**◎日程第7 議案第57号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（小山久利君） 日程第7、議案第57号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第57号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

---

◇

**◎日程第8 議案第58号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（小山久利君） 日程第8、議案第58号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第58号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

---

◇

**◎日程第9 議案第59号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（小山久利君） 日程第9、議案第59号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第59号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。



### ◎日程第10 議案第60号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第10、議案第60号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第60号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。



### ◎日程第11 議案第61号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出

## 決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第11、議案第61号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第61号 令和3年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。



## ◎日程第12 議案第62号 令和3年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

○議長（小山久利君） 日程第12、議案第62号 令和3年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第62号 令和3年度榛東村上水道事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 賛成多数。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

---

◎日程第13 議案第63号 令和3年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について

○議長（小山久利君） 日程第13、議案第63号 令和3年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する報告は可決でございます。

議案第63号 令和3年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第14 発委第2号 文教厚生常任委員会所管の令和3年度特別会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出について

○議長（小山久利君） 日程第14、発委第2号 文教厚生常任委員会所管の令和3年度特別会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付の改善要望書について、村長宛てに提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、要望書を村長宛てに提出することに決定いたします。



## ◎日程第15 委員長議案審査報告

○議長（小山久利君） 日程第15、委員長議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第16から議事日程第22までの付託した議案について、善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第64号から議案第70号までのうち当委員会に付託されました議案について委員長報告を行います。

9月9日午前9時30分から301会議室において、委員全員及び議長、執行側から村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第64号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員から、公費負担結果の公表について質疑があり、総額は決算として公表しているが、個々に公表する規定はないとの答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第65号 榛東村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第66号 榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第67号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第68号 榛東村職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員から、改正内容の詳細説明を求める質疑があり、定年の引き上げにより役職定年となった後もその効果を維持するものとする改正となっているとの答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員から、改正内容の詳細説明を求める質疑があり、常勤職員及び非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化と、現行で1回までの育児休業を2回まで取得可能となることが主な改正内容であるとの答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第70号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

---

◇

◎日程第16 議案第64号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第16、議案第64号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第64号 榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第17 議案第65号 榛東村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第17、議案第65号 榛東村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結し、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第65号 榛東村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第18 議案第66号 榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（小山久利君） 日程第18、議案第66号 榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第66号 榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第19 議案第67号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（小山久利君） 日程第19、議案第67号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第67号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第20 議案第68号 榛東村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（小山久利君） 日程第20、議案第68号 榛東村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第68号 榛東村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第21 議案第69号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（小山久利君） 日程第21、議案第69号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結し、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第69号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第22 議案第70号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第22、議案第70号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第70号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

### ◎日程第23 委員長議案審査報告

○議長（小山久利君） 日程第23、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第24から議事日程第31までの付託した議案について報告をお願いいたします。

初めに、善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第71号から議案第78号までのうち当委員会に付託されました議案について委員長報告を行います。

9月9日午前9時30分から301会議室において、委員全員及び議長、執行側から村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第71号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第6号）につきましては、委員から、騒音測定器の撤去についての質疑があり、平成13年の旅団化に伴い設置されたものであるが、環境省が定める基準値を超える数値が測定されることがないため、撤去するものであるとの答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第76号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第77号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第78号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年9月16日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 続きまして、南文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

12番南千晴議員。

[文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 当委員会に付託されました議案第72号から議案第75号までの議案審査結果について、一括して報告を行います。

9月13日午前9時30分から301会議室において、委員全員及び議長、執行側から村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第72号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第73号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決

の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第74号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第75号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年9月16日、文教厚生常任委員会委員長、南千晴。

---

◇

### ◎日程第24 議案第71号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（小山久利君） 日程第24、議案第71号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第71号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時40分といたします。

午前10時23分休憩

---

午前10時40分再開

○議長（小山久利君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇

### ◎日程第25 議案第72号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算

## (第1号) について

○議長（小山久利君） 日程第25、議案第72号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第72号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



## ◎日程第26 議案第73号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小山久利君） 日程第26、議案第73号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第73号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。



[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第27 議案第74号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小山久利君） 日程第27、議案第74号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第74号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第28 議案第75号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小山久利君） 日程第28、議案第75号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第75号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第29 議案第76号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小山久利君） 日程第29、議案第76号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第76号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第30 議案第77号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（小山久利君） 日程第30、議案第77号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第77号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第31 議案第78号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）  
について

○議長（小山久利君） 日程第31、議案第78号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）  
についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第78号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

## ◎日程第32 議案第79号 調停の申立てについて

○議長（小山久利君） 日程第32、議案第79号 調停の申立てについてを議題といたします。

清水太陽光発電事業及び交付金返還事務執行調査に関する特別委員会委員長の審査報告を求めます。  
10番清水健一議員。

〔太陽光発電事業及び交付金返還事務執行調査に関する特別委員会委員長 清水健一君登壇〕

○太陽光発電事業及び交付金返還事務執行調査に関する特別委員会委員長（清水健一君） 太陽光発電事業及び交付金返還事務執行調査に関する特別委員会委員長報告を行います。

当委員会に付託されました議案第79号 調停の申立てについて、9月7日、村長、副村長、関係課長及び議長、委員出席の下、慎重に審査を行いました。

委員会では、詳細な内容を検証するため、執行に対して関連資料請求を行い、提出された資料に基づき執行の説明を求めました。

委員会冒頭、昨年7月に相手方が村を提訴した補助金返還命令の取消しの訴えについて、事業者が訴えを取り下げたのは、本件は行政処分に当たらないことから、行政訴訟としての訴訟要件を満たさないものであったためであると説明がありました。

また、返還金333万円の根拠については、会計検査院による会計実施検査の結果、交付対象経費とは認められないもの、支出の事実を確認できないものがあることから、算定されたものであると説明がありました。

委員からは、「村は規則に沿って督促したり順序だてて手続を行う中で、今回調停を申し立てるといことで議案に上がっていると考えるが、行政訴訟の取下げに同意したことは別のことであるといふことでよいか。」との質疑があり、「行政処分ではないといふことで行政訴訟が取り下げられた。その件と本議案は全く別であり、地方自治法及び地方自治法施行令の定めるところにより、調定の申立てを行うものである。」との回答がありました。

採決の結果、本議案は全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年9月16日、太陽光発電事業及び交付金返還事務執行調査に関する特別委員会委員長、清水健一。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第79号 調停の申立てについて、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第33 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）

○議長（小山久利君） 日程第33、委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）を議題といたします。

善養寺孝総務産業建設常任委員会委員長から、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

---

◇

### ◎日程第34 議会運営委員会の閉会中継続調査について

### ◎日程第35 総務産業建設常任委員会の閉会中継続調査について

### ◎日程第36 文教厚生常任委員会の閉会中継続調査について

### ◎日程第37 議会広報常任委員会の閉会中継続調査について

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

日程第34、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから日程第37、議会広報常任委員会閉会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、日程第34から日程第37までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、所管事務のうちお手元に配付いたしました調査事項について、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

### ◎日程第38 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（小山久利君） 日程第38、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

清水広域議員から報告を求めます。

10番清水健一議員。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 令和4年7月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会の報告を行います。

令和4年7月12日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和4年7月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会が開催されました。

議案第9号 財産の取得について、議案第10号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）について、以上議案2件が上程され、慎重審議の上、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（小山久利君） 清水議員からの報告が終了いたしました。

本件につきましては、報告のみといたします。

---

### ◎日程第39 議員派遣について

○議長（小山久利君） 日程第39、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、議員研修のため議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

ここで申し上げます。

今定例会における齊藤議員の一般質問の発言の中で、村の一般事務と関連が低いと思われる発言に

については、後日調査いたしまして、議長において処置いたします。

---

◇

## ◎議長挨拶

○議長（小山久利君） 以上をもちまして、本日まで付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

9月1日の開会以来本日までの16日間、7名の議員による一般質問のほか、決算認定や条例改正など議案について熱心なご審議、活発な質疑、討論がなされ、議決いただき、本定例会が閉会できますことに厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症数は高止まりを続ける中、本村においてもオミクロン株対応ワクチン接種が近く開始される予定です。引き続き感染防止対策を行いながら、一日も早く安心して生活できる世の中になることを心からお祈り申し上げます。

9月も中旬になりますが、なお残暑の厳しい日もございます。議員各位をはじめ執行部の皆様も健康には十分留意されますとともに、今後も議会並びに村の発展のため、なお一層のご尽力をお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

---

◇

## ◎閉 会

○議長（小山久利君） 以上で令和4年第3回榛東村議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前10時58分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 小 山 久 利

榛東村議会議員 生 方 勇 二

榛東村議会議員 善 養 寺 孝